

第3次 横浜市大都市自治研究会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

出雲 明子 東海大学准教授 (行政学)

伊藤 正次 首都大学東京大学院教授 (行政学・都市行政論)

宇野 二郎 札幌大学教授 (行政学・地方自治論)

大杉 覚 首都大学東京大学院教授 (行政学・都市行政論)

辻 琢也 一橋大学副学長 (行政学・地方自治論)

沼尾 波子 東洋大学教授 (財政学・地方財政論)

望月 正光 関東学院大学教授 (財政学)

政 大 推 第 478 号
平成 30 年 3 月 30 日

横浜市大都市自治研究会
座 長 様

横浜市長 林 文 子

特別自治市の制度設計のあり方について（諮問）

横浜市は、平成 25 年 3 月に「横浜特別自治市大綱」を策定するなど、特別自治市の早期実現に向けた取組を行っています。

国の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえながら、特別自治市の早期実現に向けて制度設計を進めるため、横浜市附属機関設置条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

【諮問事項】

「横浜特別自治市大綱」、「第 2 次横浜市大都市自治研究会答申」や現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別自治市の制度設計のあり方について、調査審議を求めます。

【担当】 政策局大都市制度推進課
電話：045-671-4323
FAX：045-663-6561

横浜市大都市自治研究会（第3次）

<第1回会議資料>

平成30年3月30日

1.横浜市を取り巻く社会経済情勢

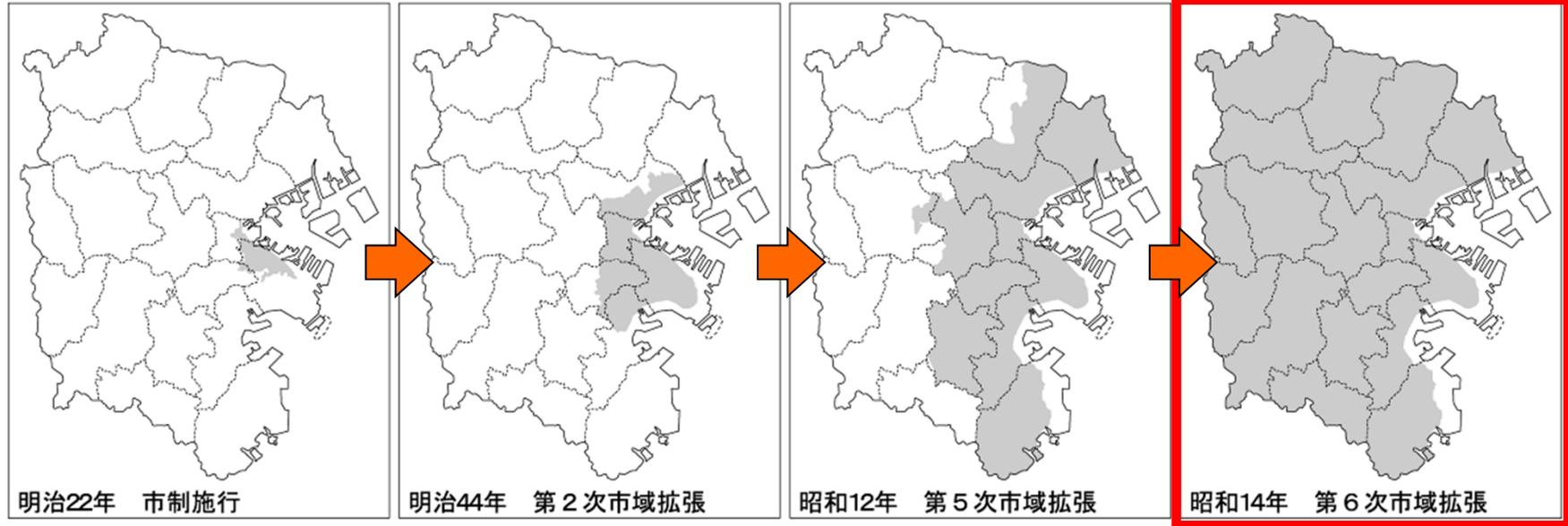
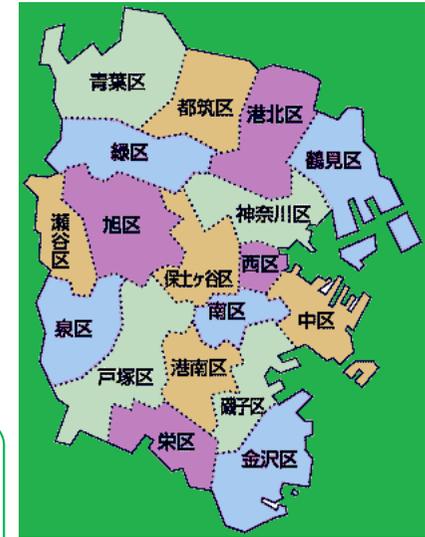
横浜市の概要(人口、面積、特徴)

人口 3,733,084 人 (平成30年1月1日現在)

面積 435.29 km² (平成30年1月1日現在)

- 特徴**
- ➡ 日本最大の人口を抱える市
 - ➡ 経済規模は、ハンガリーなど一国並み
 - ➡ 1939 (昭和14) 年に、現在の市域が形成
 - ➡ 市民のロイヤリティの高さ

自治会・町内会加入率：74.1%
 (平成29年4月1日時点)
 横浜に愛着や誇りを感じる市民：80.9%
 (平成29年度 横浜市民意識調査結果)

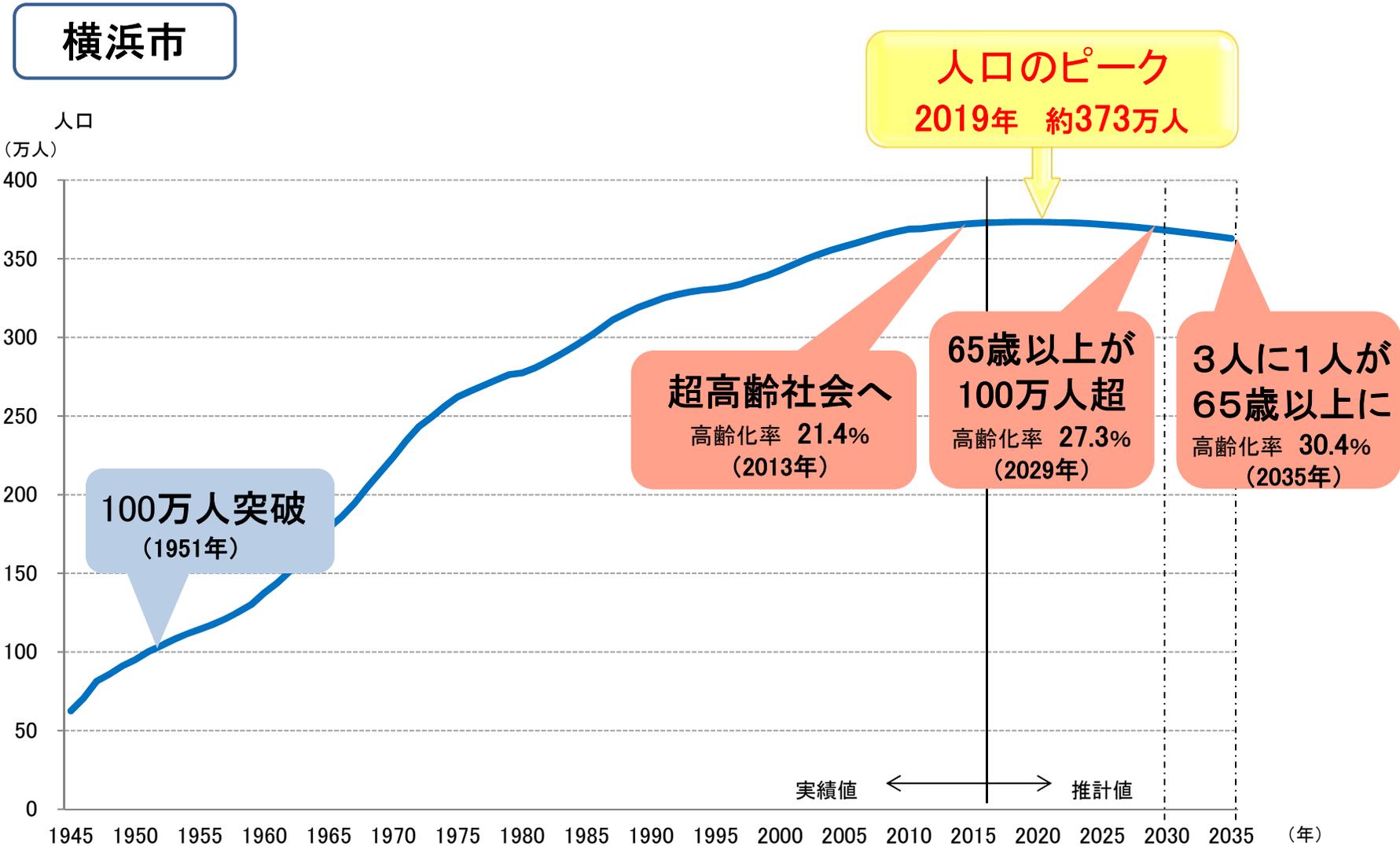


5.4 km²

50年で約75倍に急拡大

400.97km²

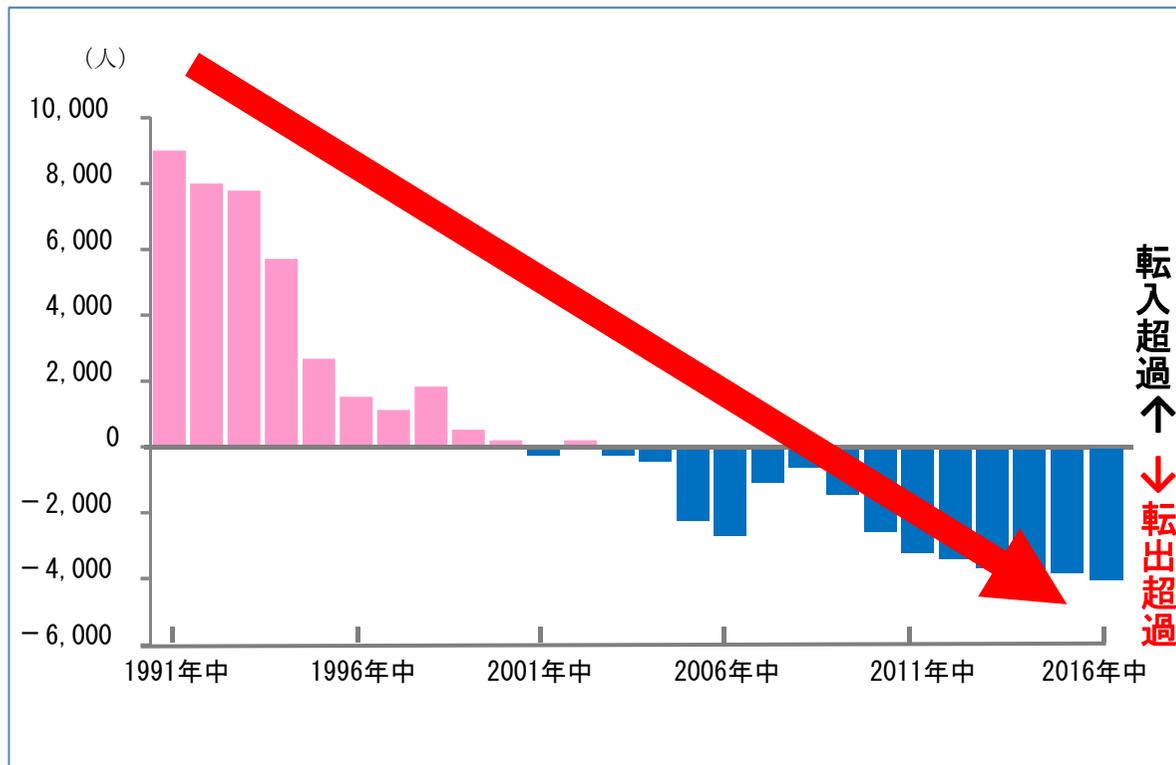
横浜市は2019年をピークに人口減少社会へ



出典：「横浜市将来人口推計」をもとに作成

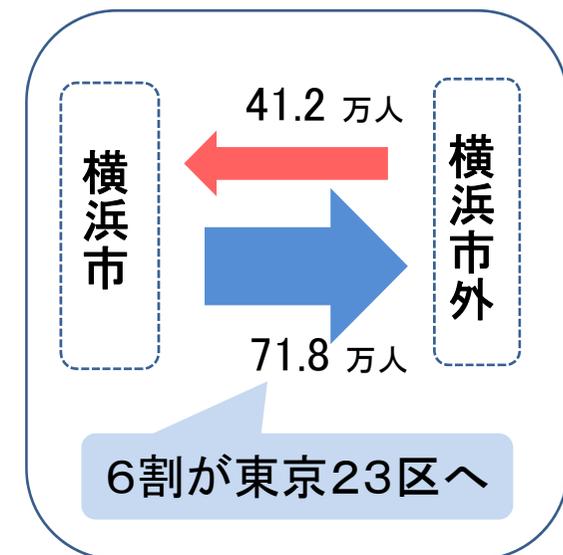
東京への人の流れが加速

■ 横浜市から東京23区への転出超過数が拡大



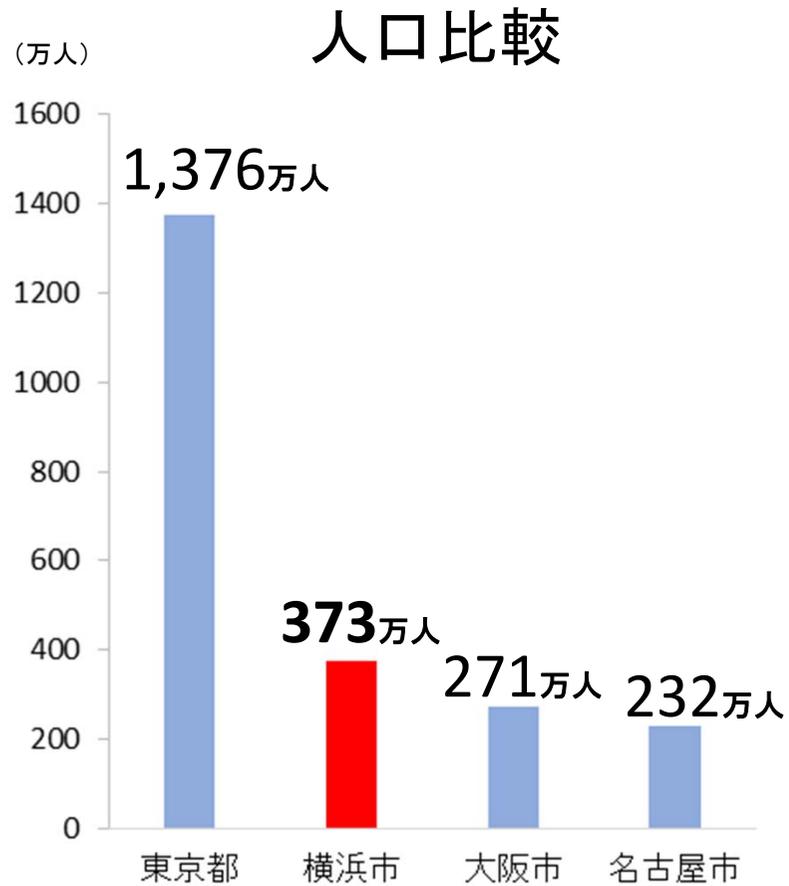
出典:「横浜市の人口」

■ 横浜市外への通勤・通学者

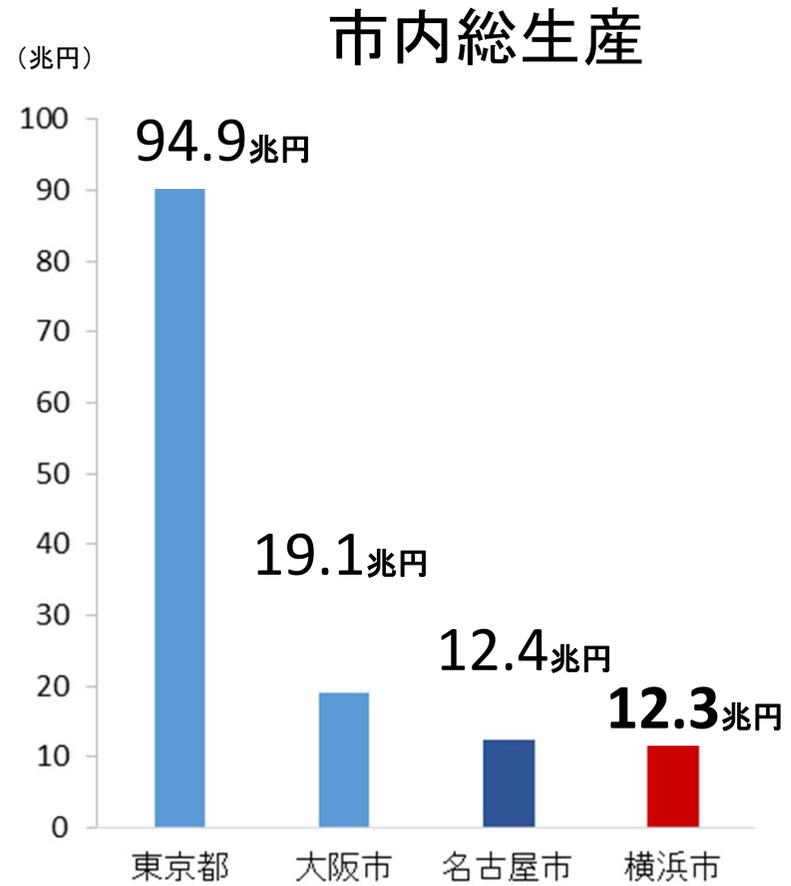


出典:「2015年国勢調査」(総務省)をもとに作成

経済規模で東京と大きな差



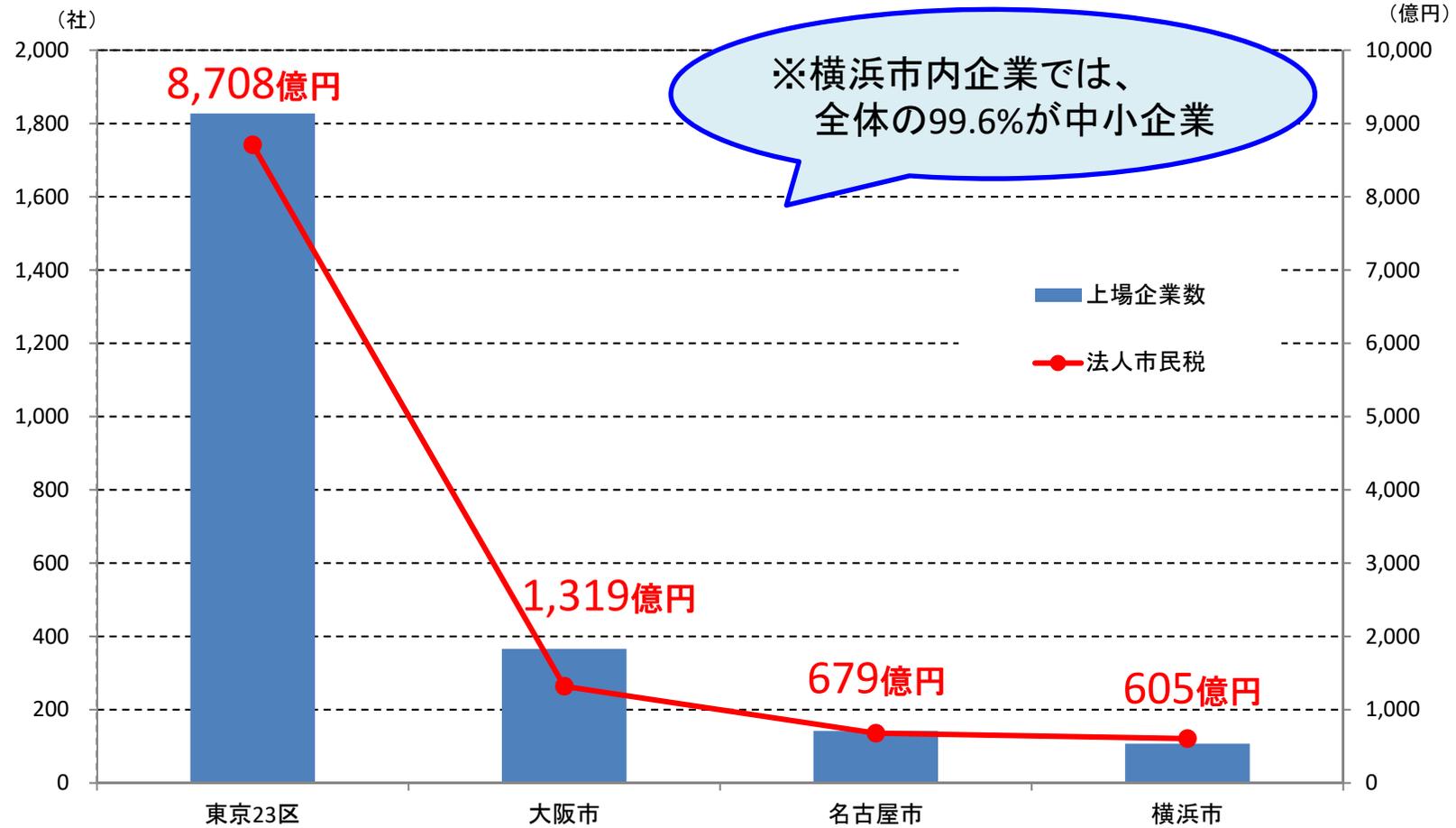
出典:「横浜市ポータルサイト」(2017年12月1日現在)



出典:「都民経済計算」(東京都)、各都市の市民経済計算(2014年度)をもとに作成

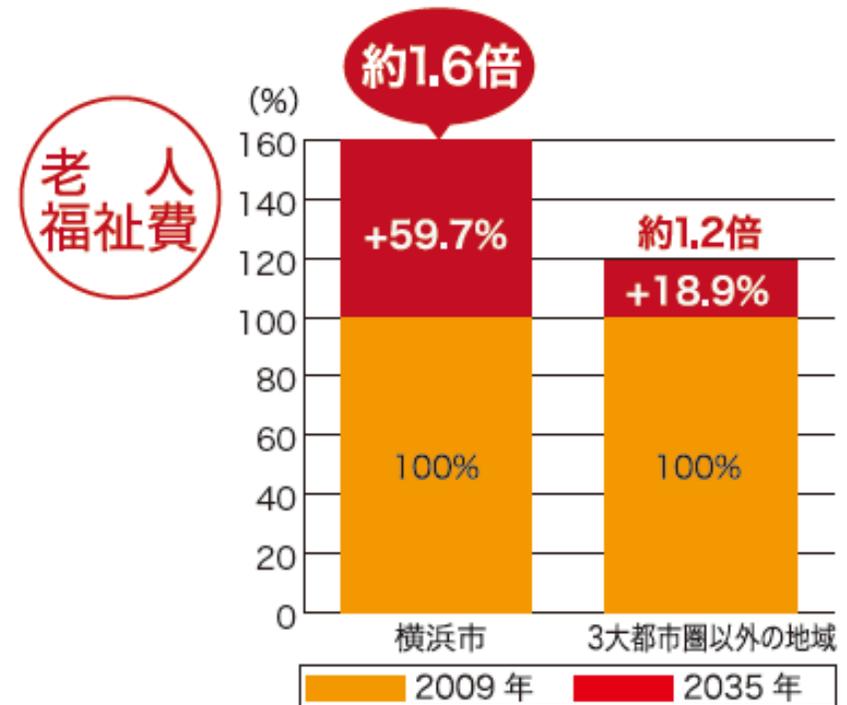
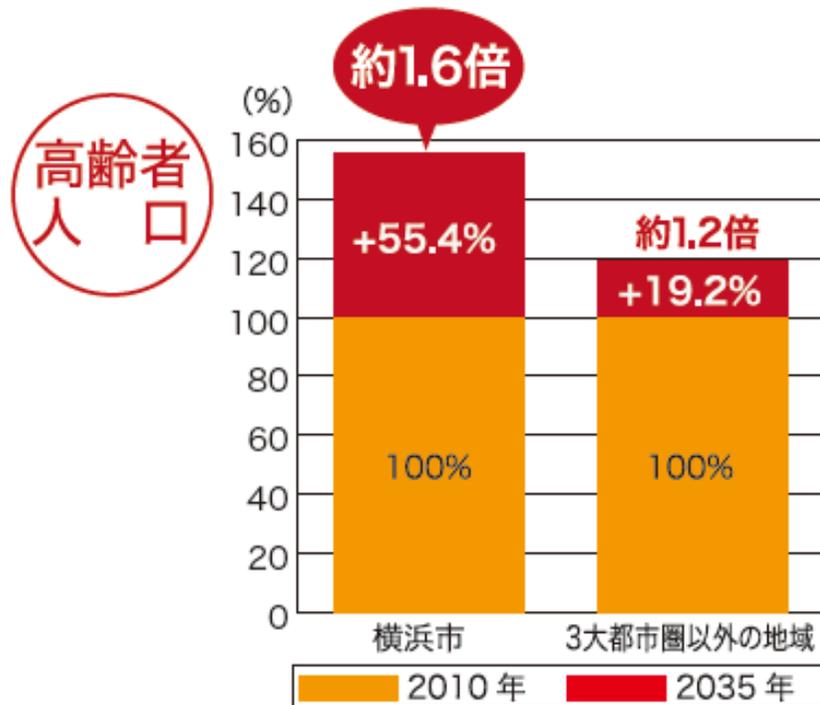
法人市民税で東京と大きな差

法人市民税と上場企業数



※法人市民税は2015年度決算ベース。東京23区は法人都民税額(東京23区の法人市町村民税相当額と東京都の法人道府県民税相当額の合計額)

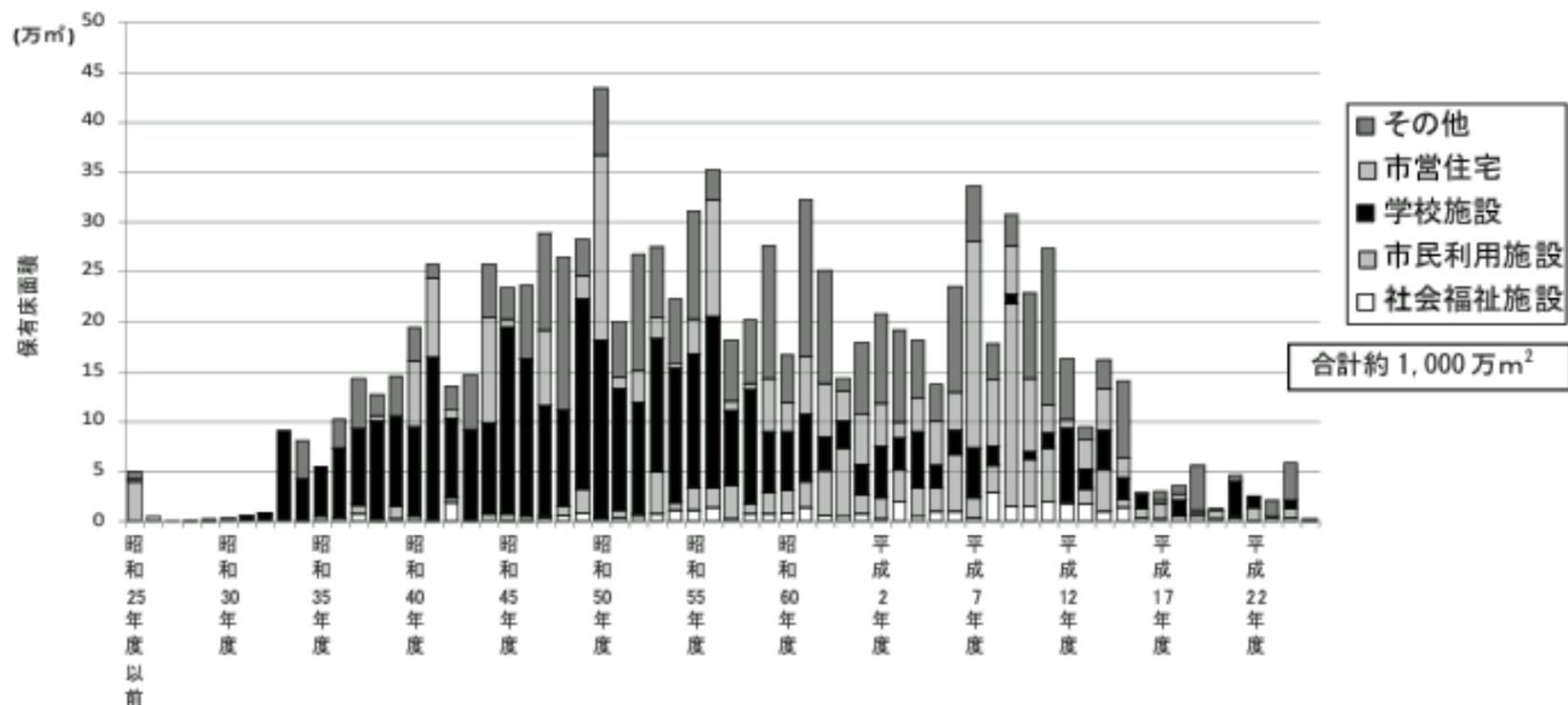
超高齢社会の到来による財政負担



出典：第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料をもとに作成
 ※「3大都市圏」とは、東京圏、名古屋圏及び大阪圏を指す

公共施設等の保全・更新需要増大

公共建築物の築年別整備状況



■ 約6割が、築30年以上経過

■ 昭和30年代に建築した学校施設は、平成30年代後半から目標耐用年数である築70年を迎える

今後20年間で、約3.3兆円の保全費用が必要

指定都市制度の課題

二重行政

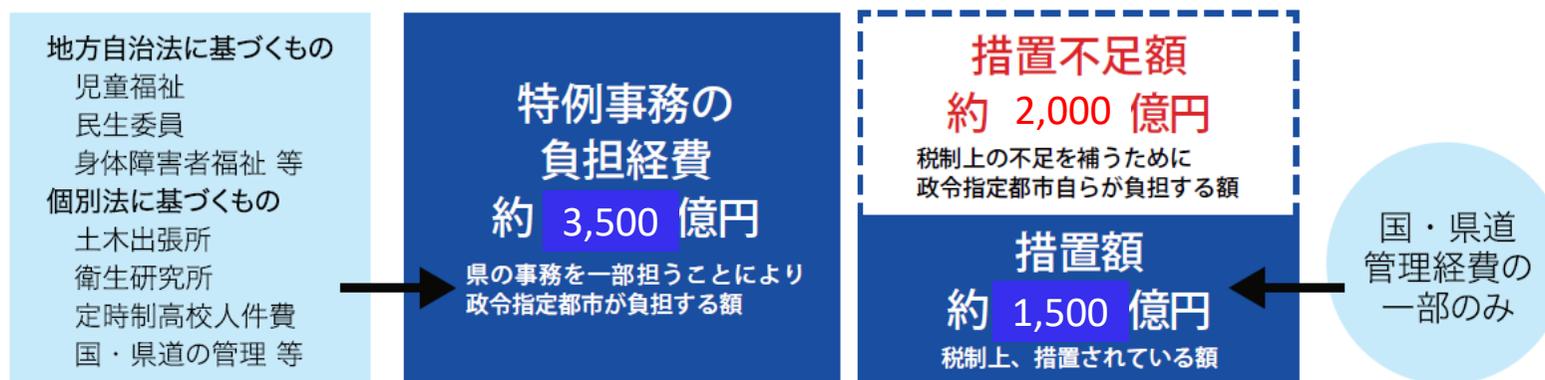
～指定都市制度の課題～



出典：第30次地方制度調査会第14回専門小委員会資料をもとに作成

不十分な税財源措置

～指定都市制度の課題～



※政令指定都市全市の予算に基づく概算

出典：「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成30年度）」（指定都市）をもとに作成

2.横浜市が目指す特別自治市

特別自治市の必要性

大都市横浜が
抱える課題

- 市と県の二重行政
- 不十分な税制上の措置
- 人口減少・超高齢社会の到来
- 公共施設の保全・更新需要の増大
- 東京一極集中

新たな大都市制度「特別自治市」が課題を解決

- 二重行政を完全に解消
- 公平な税財源配分に見直し

市民の皆様への
行政サービスの
向上

経済の活性化
横浜の経済活性化・
日本経済の成長エンジンに

税込・にぎわい
アップ！

生み出された財源などは、
行政サービスや成長分野へ投資！

投資

市民の皆様への
行政サービスの
向上

経済の活性化
横浜の経済活性化・
日本経済の成長エンジンに

子育て・教育

身近な行政
サービス

まちづくり

経済

文化・芸術

観光

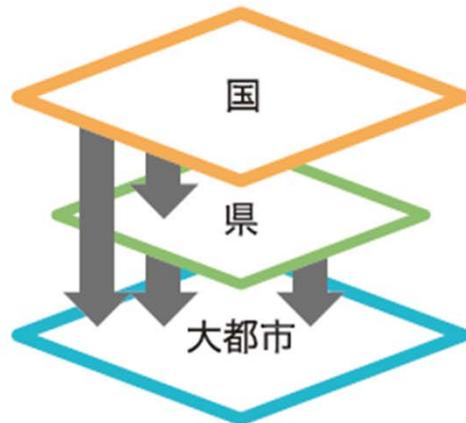
特別自治市のポイント①

1 国以外の仕事はすべて横浜市が担います。

- ・ 行政の無駄がなくなるため、市民の皆様のニーズに沿った、きめ細かな行政サービスが迅速に提供できます。
- ・ 地域の特性にあったまちづくりや産業・観光振興などが積極的に展開できます。

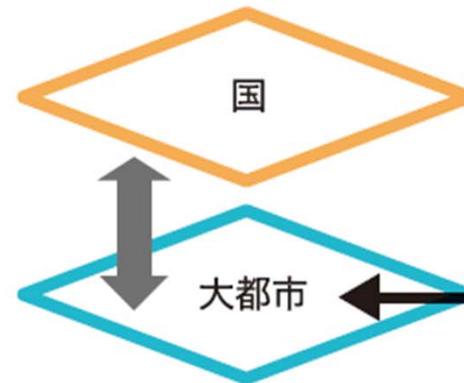
二重行政

- ◎全般にわたって、国に大きな権限
- ◎部分的に、県が中間関与



対等・協力

- ◎国の役割を重点化し、地方への関与も縮減
- ◎県関与は全廃

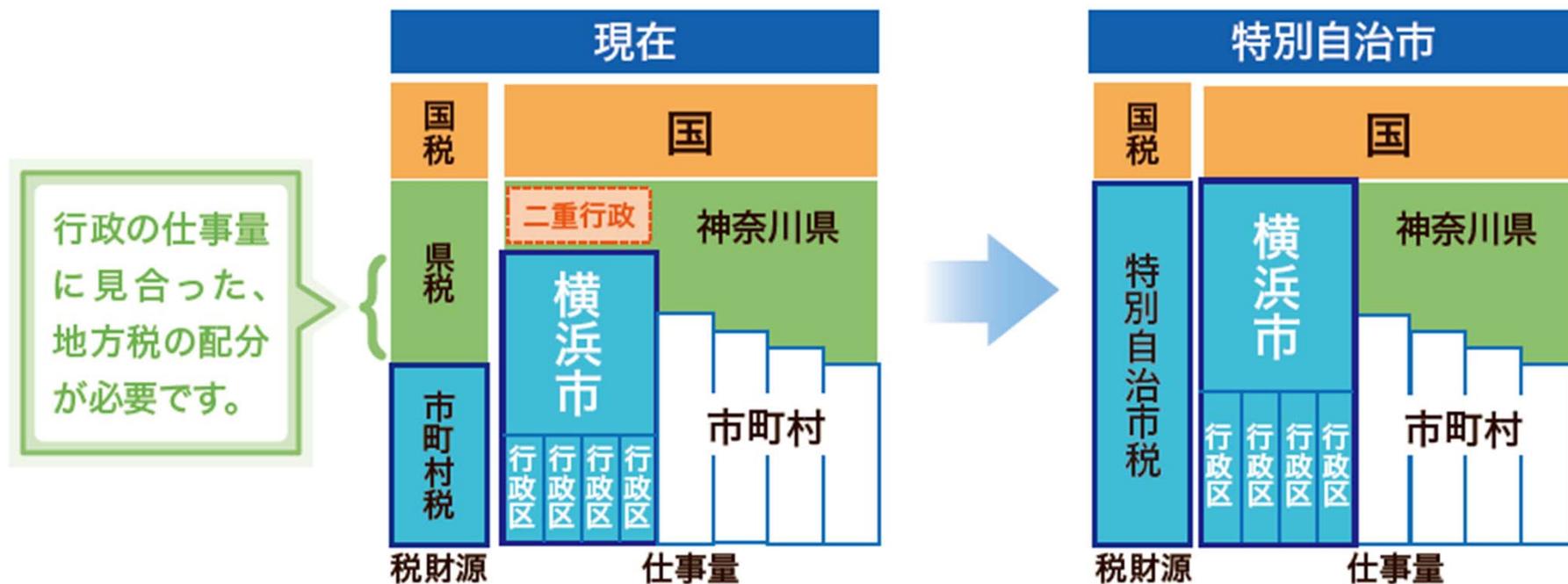


地方事務の
すべてを担う
【広域的な役割】
広域的なまちづくり、
産業・観光振興、
広域防災、環境対策、
高等教育・研究、
高度医療、大規模施設、
就労の場の確保
など

特別自治市のポイント②

2 横浜市の役割・仕事量に見合った公平な税制にします。

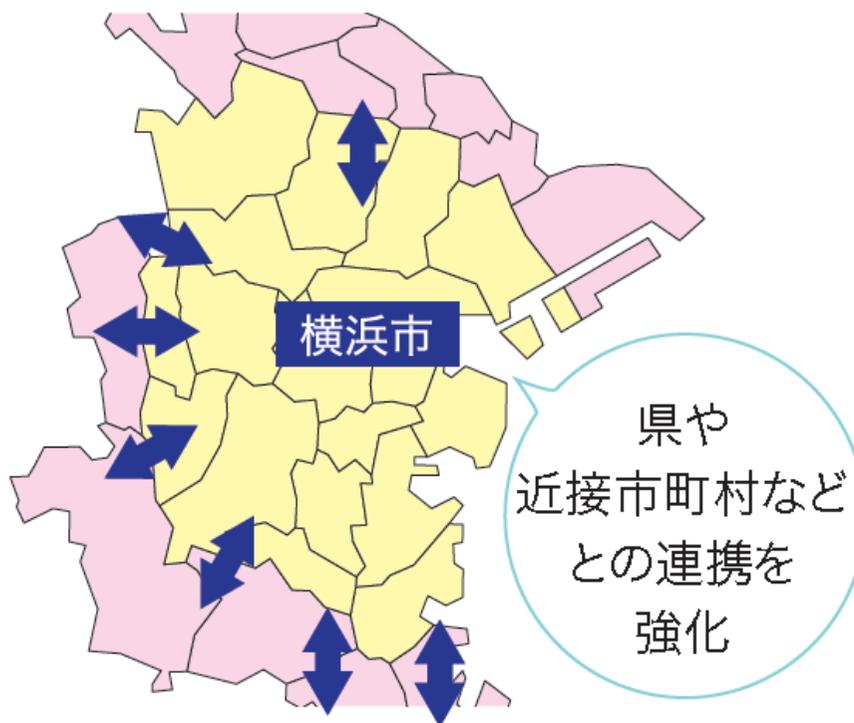
- ・市域での国以外の仕事はすべて特別自治市が行うため、市域内の地方税すべてを横浜市の税金とします。
- ・その結果、納めていただいた税金が市民の皆様に使われていることが明確になります。



特別自治市のポイント③

3 近接市町村等と協力して行政運営を行います。

- ・横浜市はこれまでも、県とも協力しながら、近接市町村等と広域防災や環境対策、観光などで連携してきました。特別自治市ではこうした連携を一層進めることで、圏域全体を元気にします。



＜例＞ 8市連携市長会議

- 【構成団体】横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、鎌倉市、逗子市、大和市、町田市
- 【主な目的】広域課題の解決による圏域全体の発展
(具体例) 環境問題、観光振興など



平成23年12月26日 8市連携市長会議(第1回)

特別自治市のポイント④

4

区役所機能・住民自治を強化します。

- ・市内に東京の特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、区は行政区のまま、横浜の魅力である都市の一体性を生かして、効率的な行政運営を行います。
- ・身近な「地域の総合行政機関」として、また「地域協働の総合支援拠点」として、区役所の機能を強化し、地域の特性や実情に応じた区行政を推進します。
- ・区や地域によって課題やニーズは異なるため、区民の皆様の意見が区行政に反映できるように住民自治を強化します。

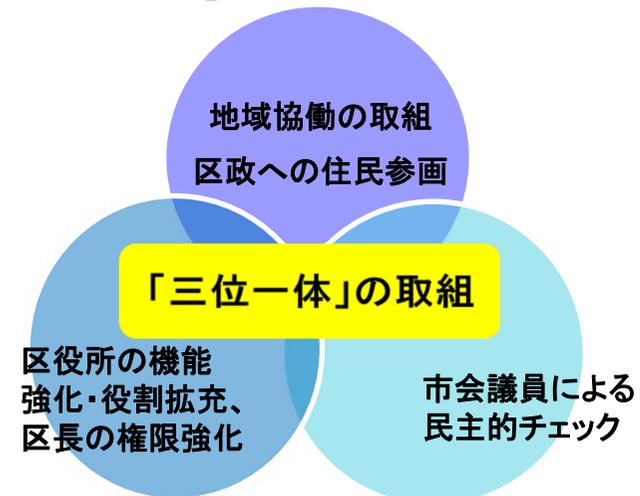
市	市全体の政策立案・決定 大都市経営の推進
区	区政の運営 市民に身近な行政サービスの提供 地域支援・コーディネート
地域	地域の合意形成 地域運営、地域課題の自主的な解決

区の機能強化

住民自治機能を強化

- ・地域の皆様が連携して自主的に課題解決できる場の拡充
- ・区民の皆様が区政に参画する仕組みの設置
- ・区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みの構築

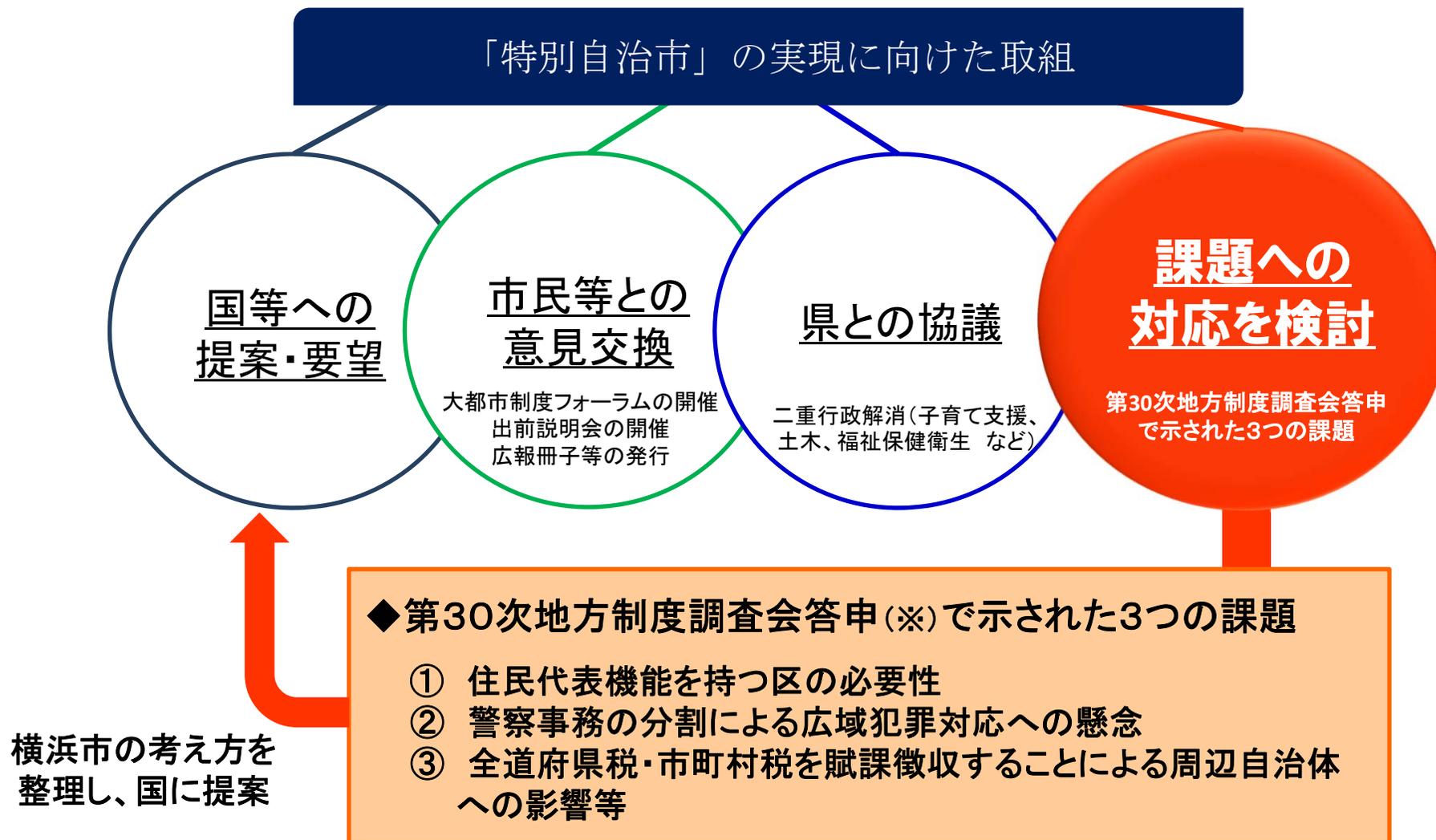
■「特別自治市」における区のあり方の取組方針



それぞれの取組を同時に行うことで、その効果を最大限に発揮

特別自治市実現に向けた取組

本市が目指す特別自治市の実現に向け、第30次地制調答申の中で示された、特別自治市創設にあたっての3つの課題について、本市の考え方を整理し、国に提案していく必要がある。



(※)大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申(平成25年6月)

3. 第30次地方制度調査会答申で 示された課題への対応

- ①住民代表機能を持つ区の必要性

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月)(抜粋)

(2) 特別市（仮称）についてさらに検討すべき課題

一方で、特別市（仮称）については、以下のようにさらに検討すべき課題が存在する。

一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。

「横浜市特別自治市大綱」（平成25年3月）（抜粋）

(4) 特別自治市としての横浜市の内部の自治構造は、市－区の2層構造を基本とし、**現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化**する。

ア 特別自治市内部の自治構造

特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、都市（市域）全体で一体的なまちづくりや地域間のバランス調整を行うことができ、**行政運営の効率性と住民自治を両立する、法人格を持たない区（行政区）**とする。

イ 区における住民自治の強化

横浜市においては、昭和14年にほぼ現在の市域が確定しており、横浜に愛着・誇りを感じている市民の割合も高い。その強みである都市の一体性を保ち、都市全体として力を高めていくためには、**区長は公選とせずに、適正な区政が行われ、住民の意見を行政に反映させることができるような仕組みを構築することが重要**であると考える。

諸外国の大都市の制度を参考に、**区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築するものとする。**

また、これとは別に、地域特性や実情に応じて、行政をより住民に近づけるため、**区政における住民の参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）を設置することや、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充など新たな仕組みづくりを進める必要がある。**

「横浜市議会基本条例」 (抜粋) (平成26年4月1日施行)

(基本理念)

第2条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等の立場にある合議制の議事機関であり、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言及び決定（以下「政策立案等」という。）に係る機能を有する機関として、**市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現するものとする。**

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、合議制の議事機関である議会を構成する一員として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査を行うこと。
- (2) 市の政策形成に係る調査研究、立案及び提言並びに市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。
- (3) **各区の実情等の把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること。**

(区行政との関わり)

第22条 議会は、区ごとに、当該区において選出された議員により構成される区づくり推進横浜市会議員会議を設置する。

2 区づくり推進横浜市会議員会議は、個性ある区づくりの推進に係る予算の編成及び執行並びに当該区の主要事業について協議するものとする。

3 常任委員会及び特別委員会は、議案等の審査又はその部門に属する事務に関する調査において必要があると認めるときは、関係する区長の出席を求めることができるものとする。

4 議会は、必要があると認めるときは、区行政について具体的かつ個別的に検討する場を設置するものとする。

「区づくり推進横浜市会議員会議運営要領」

平成6年5月25日制定
平成25年8月9日改正

1 目的

本市における個性ある区づくり推進費等について協議するため、各区に区づくり推進横浜市会議員会議（以下「会議」という。）を置く。

2 招集

会議は、市会議長が招集する。

3 構成

会議は、**当該区選出の市会議員をもって構成し、互選による座長を置く。**

4 協議事項

個性ある区づくり推進費に関して協議する。また、区の主要事業（区内において局が行う事業及び区配事業を含む）に関して必要に応じ協議する。

5 説明員

区長及び区局関係職員とする。

6 開催内容及び開催時期

開催内容及び開催時期は、次のとおりとする。

- (1) 個性ある区づくり推進費の**翌年度予算案**に関して、**予算特別委員会の審査日程を考慮して開催する。**
- (2) 個性ある区づくり推進費の**当該年度執行計画等**に関して、**6月頃開催する。**
- (3) 個性ある区づくり推進費の**前年度実績と当該年度の執行状況及び翌年度予算編成の考え方**に関して、**決算特別委員会の審査日程を考慮して開催する。**
- (4) **局が行う事業及び区配事業を含む区の主要事業**に関しては、**上記開催時に必要に応じて適宜協議する。**

7 事務等

- (1) 会議の事務は区長が行い、会議の概要を記載した議事録を作成する。
- (2) 議事録は、会議の日時、場所、出席者、議題及び発言の要旨を記載する。
- (3) 座長は、議事録を議長に提出する。提出された議事録は、議長において、これを公開する。

『「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）』 （平成27年6月発表）（抜粋）①

3 「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）

（1）区の基本的な役割・区の事務権限の方向性

ア 行政区の強みである区局連携を最大限生かした、効率的・効果的な行政運営を行う。

イ 「市民に最も身近な総合行政機関」として、また「地域協働の総合支援拠点」として、区役を拡充する。

○県と市のすべての事務を処理するため、局から区へ事務権限を移譲し、事務権限に応じて予算を拡充

○自助・共助など地域の自立的な取組を支え、協働を推進する区の体制を整備

ウ 県等から移譲された事務権限や税財源を最大限に生かし、区の特性を生かした、効果的な部門・組織編成をする。

（2）区長の権限・位置付けの方向性

ア 区役の拡充と住民自治の強化に伴い、区長の権限の強化を検討する。

○区における総合行政を推進するため、区長の総合調整権限や、区局連携に関する機能の強化が必要

イ 特別自治市創設時には、区長は、市長が議会の同意を得て選任する特別職とするなど、区長の役割・権限の強化等に伴う区長の位置付けの変更を検討する

○区長権限の強化が想定されることから、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み等を構築

『「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）』 （平成27年6月発表）（抜粋）②

（3）住民自治強化の方向性

- 大都市横浜の一体性や区局連携による効果的かつきめ細かな大都市行政を特別自治市でも生かすため、**特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、法人格を持たない区（行政区）とする。**
- **これまでの横浜市における様々な取組（市民の自主的な地域活動、様々な広聴手段、区役所の機能強化等）を生かしながら、住民自治を制度的に強化する。**

仕組① 地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充

仕組② 区政における住民の参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）を設置

仕組③ 区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築

（4）特別自治市制度における区のあり方の取組方針

特別自治市制度の区においては、「区役所の機能強化・役割拡充、区長の権限強化」、「地域協働の取組や区政への住民参画」、「市会議員による区政の民主的チェック」という3つの取組を「三位一体」で行う必要がある。

「平成27年度大都市行財政制度特別委員会中間報告書」

(平成28年4月) (抜粋) ①

まとめ

1 区役所の基本的な役割・機能について

本市の区役所のあり方としては、より一層の区役所の機能強化を図っていく必要があることから、区役所の基本的な役割・機能については次の点で整理すべきである。

- ① 住民に最も身近な総合行政機関として、区民生活に密着した行政サービスを迅速かつ的確に提供すること
- ② 地域の特性に応じた区行政を推進すること
- ③ 地域協働を総合的に支援すること

また、区長の位置づけについては、公選職ではない前提のもと、市長の指揮監督を受け、条例・規則等に基づく分掌事務を掌理することを基本に整理すべきである。

「平成27年度大都市行財政制度特別委員会中間報告書」

(平成28年4月) (抜粋) ②

2 住民自治の強化について

区役所が把握した課題やニーズについては、区が自ら完結できないものもあるため、区と局が連携して、市として一体的に対応し、総合力を発揮していくための方策を充実させていくことが必要であることから、区長が局長や市長・副市長に対して提案や意見を述べる機会や、地域の課題をこれまで以上に解決していくことができるような仕組みを確立することが必要である。

また、区行政の推進に当たっては、区役所の分掌事務や事務権限をどのようにしていくかという課題だけでなく、二元代表制を踏まえ、その事務権限等の内容に応じて区選出の市議員による民主的なチェック機能を高めるなど、住民自治の強化を進めていくことが必要である。

議会基本条例において規定している区づくり推進横浜市議員会議のあり方を含め、議会側として、区におけるガバナンスについて、検討していく必要がある。

3 総合区制度について

区の事務所が分掌する事務を定める条例を制定する平成28年4月のタイミングで性急に結論を出すのではなく、総合区制度については、引き続き、議論を継続すべきである。

「第2次横浜市大都市自治研究会答申」 (平成28年10月) (抜粋)

1 特別自治市制度について

(2) 第30次地方制度調査会答申で示された課題

ア 住民代表機能を持つ区の必要性

- 特別自治市では、**区における意思決定機能の拡充が不可欠**であり、横浜市が先駆的に運用してきた仕組みを進化させ、**区行政を民主的にチェックする仕組みを設置**するべきである。
- 大都市経営を一体的に行う観点から、**区長の位置付けは、公選ではなく、議会の同意を得て市長が選任する特別職**とすることが望ましい。
- 今後、区長の権限、議会機能のあり方、住民参画などの仕組みについて、さらに具体的な制度設計を行う必要がある。**特別自治市制度の実現を見据え、現行制度においても、総合区制度も含め、区のあり方を継続的に検討**する必要がある。

3. 第30次地方制度調査会答申で 示された課題への対応

②警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月)(抜粋)

(2) 特別市（仮称）についてさらに検討すべき課題

一方で、特別市（仮称）については、以下のようにさらに検討すべき課題が存在する。

特別市（仮称）は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市（仮称）の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある。

「横浜市特別自治市大綱」（平成25年3月）（抜粋）

1 横浜特別自治市制度の骨子

(1) 特別自治市としての横浜市は、原則として、現在県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。

特別自治市制度は、県を分割して県と同じ機能を持つ新しい県を作るのではなく、現在県が横浜市域において実施している事務と基礎自治体として横浜市が担っている事務を統合し、特別自治市が横浜市域内の行政サービスを一元的に担うことで、より効率的な行政や積極的な政策展開ができるようにするものとする。

事務の移譲、施設、職員等の移管に関しては、横浜市が特別自治市に移行する際に県と協議をして定めるものとする。また、移行後においても必要に応じ、継続的に協議を行うものとする。

また、**地方制度調査会専門小委員会「大都市制度についての専門小委員会中間報告」（平成24年12月）**（以下「地方制度調査会専門小委員会中間報告」という。）においては、新たな大都市制度である特別市（仮称）が警察事務を担うことについて、**組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念があるとしていることから、警察事務の扱いについては、引き続き検討を行うものとする。**

「第2次横浜市大都市自治研究会答申」 (平成28年10月) (抜粋)

1 特別自治市制度について

(2) 第30次地方制度調査会答申で示された課題

イ 警察事務の分割による広域犯罪対応

- 地域防犯対策、交通関連事務、消費者被害対策などは、特別自治市がより主体的に担うことにより**効率的・総合的な対応が可能となり、行政サービスが向上する効果**が高い。具体的な制度設計にあたっては、現在の都道府県警察に移行した経過や、地方自治法施行令により公安委員会が行政委員会の共同設置の例外になっていることを踏まえた検討も必要である。
- 現在の**県警察の分割を前提としない制度設計**とすれば、**広域犯罪対応における懸念は解消**できる。

3. 第30次地方制度調査会答申で 示された課題への対応

- ③全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月)(抜粋)

(2) 特別市（仮称）についてさらに検討すべき課題

一方で、特別市（仮称）については、以下のようにさらに検討すべき課題が存在する。

特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念もある。

「横浜市特別自治市大綱」 (平成25年3月) (抜粋)

3 横浜市が目指す特別自治市制度

1 横浜特別自治市制度の骨子

(2) 特別自治市としての横浜市は、市域内地方税の全てを賦課徴収する。

県内における県税額の市町村別構成比と人口の構成比についてみると、特別市制度が反対されていた頃の昭和25年度においては、横浜市に人口構成比以上の税収が集中していたことを確認できるが、平成22年度では税収の市町村別構成比と人口構成比はほぼ一致している。

また、全国市町村の財政力指数を都道府県別にみると、平成23年度、神奈川県は0.97で全国2位(1位は愛知県)となっており、全国市町村の平均である0.51と比べるとかなり高くなっている。さらに、横浜市を除いた県内32市町村中16市町村が横浜市よりも財政力指数が高い。

県税額の市町村別構成比と人口構成比の割合や県内市町村の財政力指数といったデータからは、少なくとも横浜市と神奈川県内の市町村の間では、「大都市だけが財政的に突出し、大都市が府県から独立することにより残存地域の利益が損なわれる」状態であるとは言えない。

一方で、地方制度調査会専門小委員会中間報告においては、特別市(仮称)は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念があるとしている。**特別自治市においては、地方税の全てを賦課徴収することによって、都道府県内市町村に対する都道府県の行政サービスの提供に影響を及ぼさないことが必要であり、万一、支障が生じる場合は特別自治市と都道府県の間で個別に調整を行うこととする。**

「第2次横浜市大都市自治研究会答申」 (平成28年10月) (抜粋)

1 特別自治市制度について

(2) 第30次地方制度調査会答申で示された課題

ウ 全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる近隣自治体への影響

- 県税額の市町村別構成比と人口構成比の割合や、県内市町村の財政力指数からは、神奈川県内には税源の地域的な偏在性はなく、横浜市だけが財政的に突出していないため、横浜市が特別自治市になることで、県内の横浜市以外の地域の利益が損なわれる状態とは言えない。
- 今後、**県内市町村に対する神奈川県**の行政サービスの提供に影響を及ぼさない**詳細な制度設計が必要**である。さらなる分析を行った上で、神奈川県と協議していくことが望ましい。
- 特別自治市において著しく**歳入が超過する状況が恒常的に見込まれる場合には、横浜市と神奈川県の間で交付金などによる調整を行うことで、近隣自治体への影響を回避することが可能**である。

神奈川県内における県税額の市町村別構成比と人口構成比（横浜市内）

	県税構成比(%)	人口構成比(%)	構成比差引(%)
昭和25年度	49.19	38.24	10.95
昭和30年度	46.24	39.17	7.07
平成元年度	40.18	40.35	-0.17
平成20年度	42.67	40.77	1.9
平成23年度	44.07	40.76	3.31
平成24年度	43.86	40.75	3.11
平成25年度	43.48	40.76	2.72

(出典)神奈川県「県税統計書」、国勢調査人口を基に作成

全国市町村財政力指数の都道府県別平均

	都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数
1	愛知県	0.93	17	宮城県	0.53	33	大分県	0.34
2	神奈川県	0.91	18	岐阜県	0.50	34	山形県	0.32
3	東京都	0.87	19	岡山県	0.48	35	青森県	0.31
4	千葉県	0.75	20	長野県	0.44	36	佐賀県	0.31
5	埼玉県	0.75	21	石川県	0.44	37	岩手県	0.30
6	大阪府	0.73	22	福島県	0.43	38	和歌山県	0.30
7	静岡県	0.68	23	香川県	0.43	39	宮崎県	0.30
8	茨城県	0.61	24	富山県	0.43	40	鹿児島県	0.30
9	兵庫県	0.60	25	山口県	0.40	41	長崎県	0.30
10	福岡県	0.58	26	新潟県	0.40	42	徳島県	0.29
11	栃木県	0.57	27	奈良県	0.40	43	沖縄県	0.29
12	群馬県	0.56	28	愛媛県	0.39	44	秋田県	0.27
13	広島県	0.56	29	北海道	0.39	45	鳥取県	0.24
14	三重県	0.55	30	山梨県	0.37	46	高知県	0.23
15	京都府	0.55	31	福井県	0.37	47	島根県	0.22
16	滋賀県	0.53	32	熊本県	0.36	全国都道府県平均		0.46

(出典)総務省「平成25年度 地方公共団体の主要財政指標一覧」を基に作成

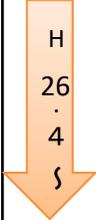
神奈川県内市町村財政力指数

	市町村名	財政力指数		市町村名	財政力指数		市町村名	財政力指数
1	箱根町	1.46	12	平塚市	0.96	23	座間市	0.87
2	厚木市	1.08	13	伊勢原市	0.96	24	大磯町	0.87
3	清川村	1.06	14	相模原市	0.95	25	大井町	0.87
4	中井町	1.03	15	小田原市	0.95	26	逗子市	0.85
5	鎌倉市	1.02	16	大和市	0.95	27	横須賀市	0.80
6	川崎市	1.00	17	南足柄市	0.95	28	二宮町	0.76
7	寒川町	1.00	18	茅ヶ崎市	0.93	29	湯河原町	0.72
8	藤沢市	0.99	19	綾瀬市	0.92	30	三浦市	0.67
9	海老名市	0.99	20	秦野市	0.90	31	山北町	0.66
10	愛川町	0.99	21	葉山町	0.90	32	松田町	0.64
11	横浜市	0.96	22	開成町	0.88	33	真鶴町	0.52

(出典)総務省「平成25年度 地方公共団体の主要財政指標一覧」を基に作成

《参考》 国の動向

国における地方分権改革の経緯

<p>H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)</p> <p>H7.5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足(委員長: 諸井虔)(~H13.7) <small>※H8.12第1次~H10.11第5次勧告</small></p> <p>H11.7 地方分権一括法成立</p>	第1次分権改革
<p>H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長: 西室泰三) H14.6~17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)</p>	
<p>H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長: 丹羽宇一郎)(~H22.3) <small>※H20.5第1次~H21.11第4次勧告</small></p> <p>H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)</p> <p>H25.3 地方分権改革推進本部発足(本部長: 内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長: 神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)</p> <p>H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ</p> <p>H27.6 第5次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲) H28.5 第6次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲) H29.4 第7次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲) H30.3 第8次一括法閣議決定(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から中核市等への権限移譲)</p>	<div style="text-align: center;"> 第2次分権改革 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>

自治体戦略2040構想研究会について

2040年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方の検討が必要

- 我が国の人口は、2008年(1.28億人)をピークに減少。大都市部を中心に高齢化が急ピッチで進行。
2040年頃には総人口は毎年100万人近く減少。
→ **自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与える。**
- 医療、福祉、インフラ、空間管理など、**住民サービスの多くは地方自治体が支えている。**
地方自治体が**持続可能な形で**住民サービスを提供し続けることが、「住民の暮らし」や「地域経済」を守るために不可欠。さらには、我が国が国際社会において「名誉ある地位」を占め続けるためにも必要。

高齢者人口がピークを迎える**2040年頃**(2042年に3,935万人)をターゲットに、

- ① 住民生活に不可欠な行政サービスがどのような課題を抱えていくことになるのか、
- ② その上で、住み働き、新たな価値を生み出す場である、都市をはじめとする自治体の多様性をどのように高めていくのか、
- ③ ①、②のために、**どのような行政経営改革、圏域マネジメントを行う必要があるのか、**
検討を進める必要がある。

▶ **持続可能で多様な自治体による行政の展開が、我が国のレジリエンス(強靱性)向上につながる。**

世界の変化(2015→2040)

- **人口はアジア、アフリカを中心に18億人増加**
世界の人口:74億人→92億人(うちアジア7億人、アフリカ9億人)
アジアの人口:印+3億、パキスタン+0.9億、インドネシア+0.5億、中+0.2億
- **人口は都市部へ集中。都市の時代に**
世界の都市人口:40億→57億、印+2.8億、中+2.6億、インドネシア+0.7億
- **東アジア諸国を中心に高齢化が進展**
合計特殊出生率(2015):日1.45、タイ1.4、韓1.24、台湾1.18
- **世界経済の中心は欧米からアジアへ**
GDPシェア(2010→2030):米24→20、欧17→12、中16→24、印6→10、日7→4

日本の変化(2015→2040)

- **人口は0.16億人減少し、1.11億人に**
- **団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピーク**
65歳以上人口:3,387万人 → 3,927万人(+534万人(+16%))
75歳以上人口:1,632万人 → 2,239万人(+607万人(+37%))
- **三大都市圏で特に高齢化が急速に進行。東京都も2025年に人口減少に転じる。**
65歳以上人口: 東京都 308万人 → 412万人(+104万人(+34%))
大阪府 236万人 → 268万人(+34万人(+15%))
愛知県 178万人 → 222万人(+43万人(+24%))
- **生産年齢人口減少により労働力確保が課題**
生産年齢人口:7,728万人 → 5,978万人(▲1,750万人)

※総務省作成資料

自治体を取り巻く行政課題

医療

- 特に東京圏（一都三県）で**入院需要は急増**。
 （2015年→2040年で入院ニーズ（1日当たり）が全国で30万人増（=1.2倍）、東京圏は11万人増、近畿圏は6万人増、中部圏は4万人増（三圏で全国の約7割））

福祉

- 特に東京圏で**介護需要は急増**。
 （2015年→2040年で介護サービス利用者が全国で313万人増（=1.6倍）、東京圏は101万人増、近畿圏は60万人増、中部圏では49万人増（三圏で全国の約7割））

インフラ・公共施設／公共交通

- 高度経済成長期に集中投資したインフラ※1や公共施設※2の更新時期が到来**。
 （※1 2033年には橋りょう、トンネルの過半が築50年超に。）
 （※2 体育館、市民会館、ゴミ焼却施設、公営住宅 等）

空間管理

- 「所有者不明土地問題研究会」によれば、全国で410万ha（20％）の土地が所有者不明。
- 都市のスポンジ化が進行。耕作放棄地面積が増加傾向**。

治安／防災

- 空き家数・空き家率が急増**。
 空き家数 820万戸（2013年）→2,147万戸（2033年）
 空き家率 13.5％（2013年）→30.2％（2033年）

教育／子育て

- 2040年には**15歳未満人口は3／4**に。
 1,595万人（2015年）→1,194万人（2040年）

産業

- 日本の強みを活かしつつ、AI、IoT時代の起業を促す都市文化、農村環境をどう作るか**。

労働

- 生産年齢人口が減少**するが、ICTやロボットの活用により、人手不足にどの程度対応できるか。

座長・座長代理・委員

（座長）	清家 篤	慶應義塾学事顧問・慶應義塾大学商学部教授
（座長代理）	牧原 出	東京大学先端科学技術研究センター教授
（委員）	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	池本 美香	株式会社日本総合研究所調査部主任研究員
	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
	大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
	林 直樹	金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授
	松永 桂子	大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授
	村上 由美子	OECD東京センター所長
	横田 響子	株式会社コラボラボ代表取締役

スケジュール（イメージ）

- 平成29年10月に研究会を立ち上げ、おおむね月2回程度のペースで検討を行う。年度内に課題の整理を中心に中間報告をとりまとめ、その後、対策について議論を深める。

【開催実績】

- 第1回（平成29年10月 2日）：意見交換
- 第2回（平成29年10月31日）：テーマ「教育・子育て」
- 第3回（平成29年11月16日）：テーマ「医療・介護」
- 第4回（平成29年12月 7日）：テーマ「インフラ・公共施設／公共交通」
- 第5回（平成29年12月15日）：テーマ「空間管理、治安・防災」
- 第6回（平成30年 1月30日）：テーマ「労働」
- 第7回（平成30年 2月 7日）：テーマ「産業・ICT」
- 第8回（平成30年 2月23日）：テーマ「自治体行政」

※総務省作成資料

新たな中期計画の基本的方向

**平成 30 年1月
横浜市**

目次

第1章 新たな中期計画の策定にあたって	2
第2章 中長期的な戦略	7
第3章 38の政策	12
第4章 行財政運営	26
1 行政運営	
2 財政運営	
新たな中期計画の策定スケジュール	30

第1章 新たな中期計画の策定にあたって

※新たな中期計画策定にあたっての考え方や骨子をお示ししています。

1 ねらい

これまでの実績を土台に、取組を一層深化・進化させ、直面する課題を乗り越え、持続的な成長モデルを実現し、次の世代へ確実に「横浜」をつなぎます。

2 計画策定にあたっての基本認識

(1) 本市を取り巻く状況

これまで積み重ねて来た成功事例、市民・企業の皆様との信頼関係など、横浜には困難を打開し、未来を切り拓く力があります。一方で、横浜を取り巻く環境は厳しさを増し、直面する課題はより一層深刻化してきています。

- ・2016（平成28）年には戦後初めて横浜の人口も自然減となりました。社会増により人口増を維持していますが、2019（平成31）年をピークに人口減少に転じることが見込まれます。
- ・生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展により、労働力や社会の担い手の減少が危惧されます。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される2020（平成32）年に向け、東京の再開発が加速し、人や投資の東京への一極集中がより一層進むことが予測されます。
- ・2030（平成42）年には、整備後50年以上となる公共施設が多数あることから、将来を見据えた保全・活用が必要となり、人口減少・人口構成の変化に対応した公共施設のあり方が求められています。

(2) 成長の基盤を支え、新たなステージに挑む

人づくり、都市づくりなど成長の基盤をしっかりと支えながら、経済、文化芸術、環境、超高齢社会、人・企業が躍動するまちづくりなど、新たなステージに挑戦を続け、横浜を確かな成長の軌道に乗せていきます。

(3) 時代の要請に着実に取り組み、飛躍に向けたチャンスをつかす

世界情勢が目まぐるしく変化し、本市を取り巻く環境も大きく変化するなか、様々な課題を解決し、横浜の持続的な成長・発展を実現するために、SDGs（持続可能な開発目標）などの国際的な動向や、国や他都市の先進的な事例を的確にとらえ、政策を推進していきます。

IOT、AIなどの技術革新や価値観の多様化が進むなか、社会的課題の解決や新しい価値の創造に向け、データ活用やオープンイノベーションの推進、地域コミュニティの視点に立った課題解決を基本姿勢として、これまで以上に積極果敢に取組を進めます。

計画期間中に開催される「第7回アフリカ開発会議」や「ラグビーワールドカップ2019TM」、「東京2020オリンピック・パラリンピック」などの飛躍に向けたチャンスを着実にいかし、横浜の魅力アップや活力の創出につなげていきます。

3 計画の構成

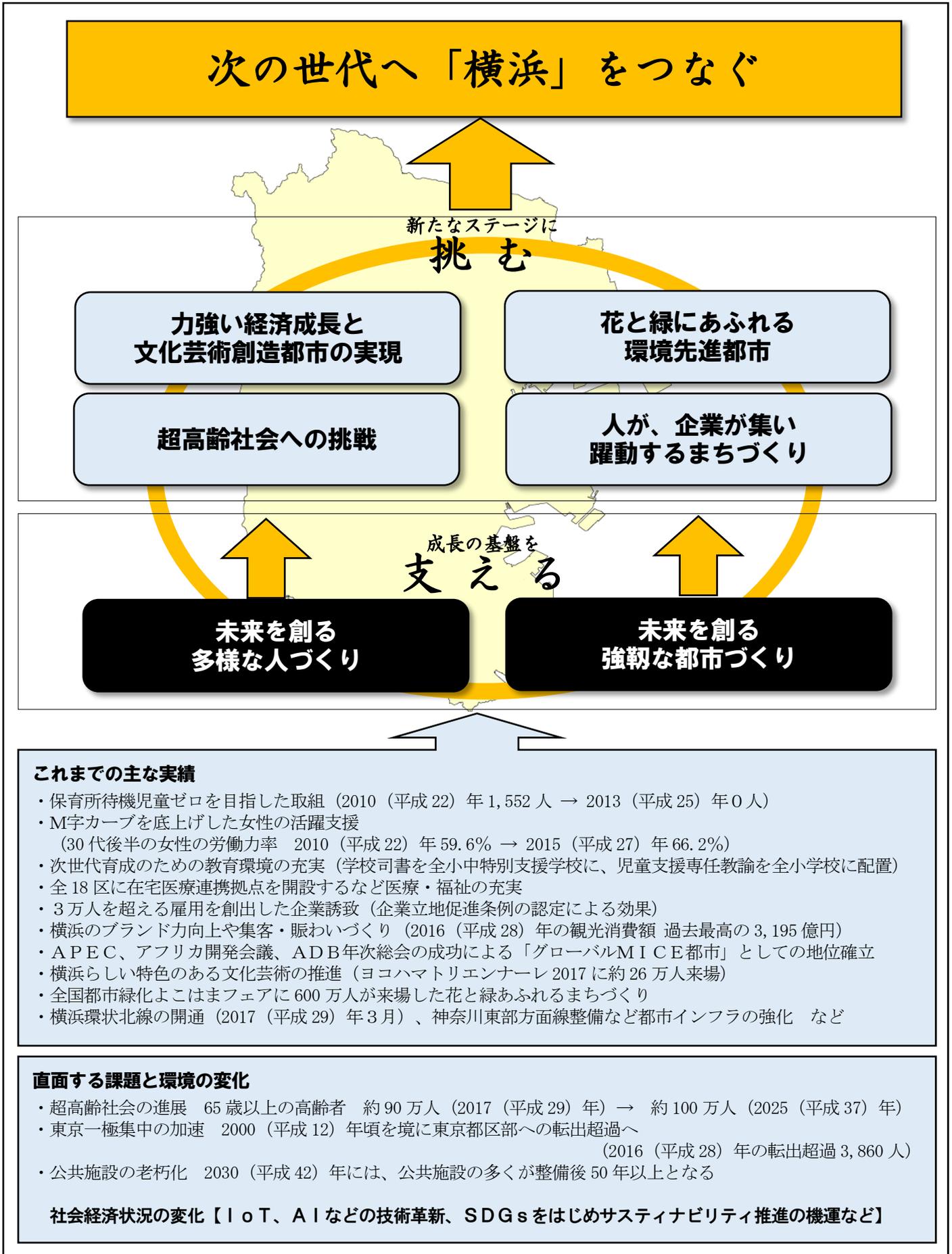
- ・計画期間は4年間、2018（平成30）年度から2021（平成33）年度までとします。
- ・2030（平成42）年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の4年間の38の政策・行財政運営で構成します。

2030年を展望し、次の世代へ「横浜」をつなぐ6つの戦略

計画期間（2018～2021年度）の4年間の取組

- 38の政策 多様な分野の多岐にわたる課題を解決する38の政策
- 行財政運営 政策を進めるにあたって土台となる持続可能な行財政運営の取組

<計画のねらい>



4 本市の置かれた状況

◆人口減少社会の到来、超高齢社会の進展 P 5 グラフ参照

- ・既に進行している生産年齢人口減少や、2019（平成31）年をピークとする人口減少（2015（平成27）年国勢調査ベースの将来人口推計）に加え、2016（平成28）年には、死亡数が出生数を上回り、戦後初めて自然増減が減少に転じるなど、活力ある都市を実現するための状況は厳しさを増しています。
- ・子育て世代の転入にもつながる、子ども・子育て支援、教育の推進、女性・シニア・若者の活躍支援、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現が必要です。
- ・65歳以上人口が100万人、75歳以上人口が60万人に迫る2025年問題が間近となる中、健康で自立した生活を続け、必要な時に医療や介護を提供できる体制づくりが必要です。

◆都市間競争の加速

- ・市内総生産や法人市市民税額など、東京と比較した場合、経済規模で大きな差があります。また、横浜市から東京都区部への転出だけでなく、川崎市、相模原市、県央地区、湘南地区に対して、転出超過の状態が続いています。
- ・市外への通勤・通学先の多くが東京都区部です。昼夜間人口比率は改善傾向にありますが、依然として流出人口（市外へ通勤・通学する人）が流入人口（市外から通勤・通学する人）を上回っています。
- ・人や企業を惹きつける魅力あるまちづくりを進め、人口の社会増の維持や、積極的な企業誘致、観光・MICEなどによる交流人口の拡大を図る必要があります。

◆グローバル化の進展、産業構造の変化、技術革新

- ・経済活動のグローバル化の進展や産業構造の変化、IoT、AIなどの技術革新が加速する中で、国内外からの戦略的な企業誘致、産業・人材の集積を活かしたイノベーション創出などによる市内経済の活性化を図る必要があります。
- ・労働力人口が減少する中で、多様な働き方へのニーズに対応した、働きやすい環境づくりを推進する必要があります。

◆文化芸術への関心の高まり

- ・これまで、芸術フェスティバルの開催や東アジア文化都市としての取組により、横浜のプレゼンス向上につながってきましたが、世界の大都市にあるような、文化芸術をけん引する本格的な劇場が横浜にはなく、横浜の魅力を更に高め、賑わいの創出を図るためにも、質の高い文化芸術に触れることができる場が必要です。

◆地球温暖化対策など環境分野の取組の加速

- ・国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)においてパリ協定が採択されたことで、世界的に温暖化対策が加速しています。このような世界的な取組のもと、本市としても、地球温暖化対策を積極的に推進することが必要です。
- ・都市緑化フェアやみどりの取組の成果により、市民の花や緑に親しむ機運が高まっていること、都市農業振興基本法の制定により、市街地における都市と農地のあり方が変化し、都市と農の共生が求められていることから、未来へつなぐ豊かな環境づくりを進める必要があります。

◆交通ネットワークの変化 P 6 図参照

- ・広域的には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通（寒川北IC～海老名JCT等）により、東名高速道路から東北自動車道までつながる高速道路が形成されたことに加え、2020（平成32）年頃の羽田空港の国際便増便や新東名高速道路の開通、2027（平成39）年の中央新幹線（リニア）の開業が予定されています。市内では、横浜環状北線が開通したことに加え、北西線・南線等の開通や神奈川東部方面線の開業が予定されており、横浜を取り巻く人やモノの流れの大きな変化が見込まれます。
- ・これらの利便性の向上の機会にあわせ、新たな交通結節点と連動したまちづくりや産業拠点の形成を進める必要があります。

◆郊外部の活力低下

- ・人口の約6割が居住する郊外部の住宅地では、大規模団地等の集合住宅の老朽化や空家の増加、少子高齢化の急速な進展などによる活力の低下が懸念されます。
- ・市民の生活利便性、活力の維持・向上とともに、将来の本格的な人口減少社会を見据えて、効率的な（投資効率の高い）まちづくりを推進する必要があります。
- ・買い物や通院といった日常生活を支える地域の交通サービスは、高齢化による人口構成の変化や住民のニーズ等に対応し、将来にわたり確保する必要があります。

◆防災・減災意識の向上、あらゆる災害への対応の強化

- ・全国的に多発している局地的な大雨等や、近い将来に発生が危惧されている大規模地震から市民の生命と財産を守るため、これまで以上の自助・共助の推進や、防災教育の充実を図る必要があります。
- ・市民生活や経済活動を将来にわたり支えるため、政府が進める国土強靱化を踏まえ、これまでの防災・減災の考え方を一歩進め、様々な自然災害に対し、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さ」と「しなやかさ」を持った都市づくりを進める必要があります。

◆公共施設の老朽化

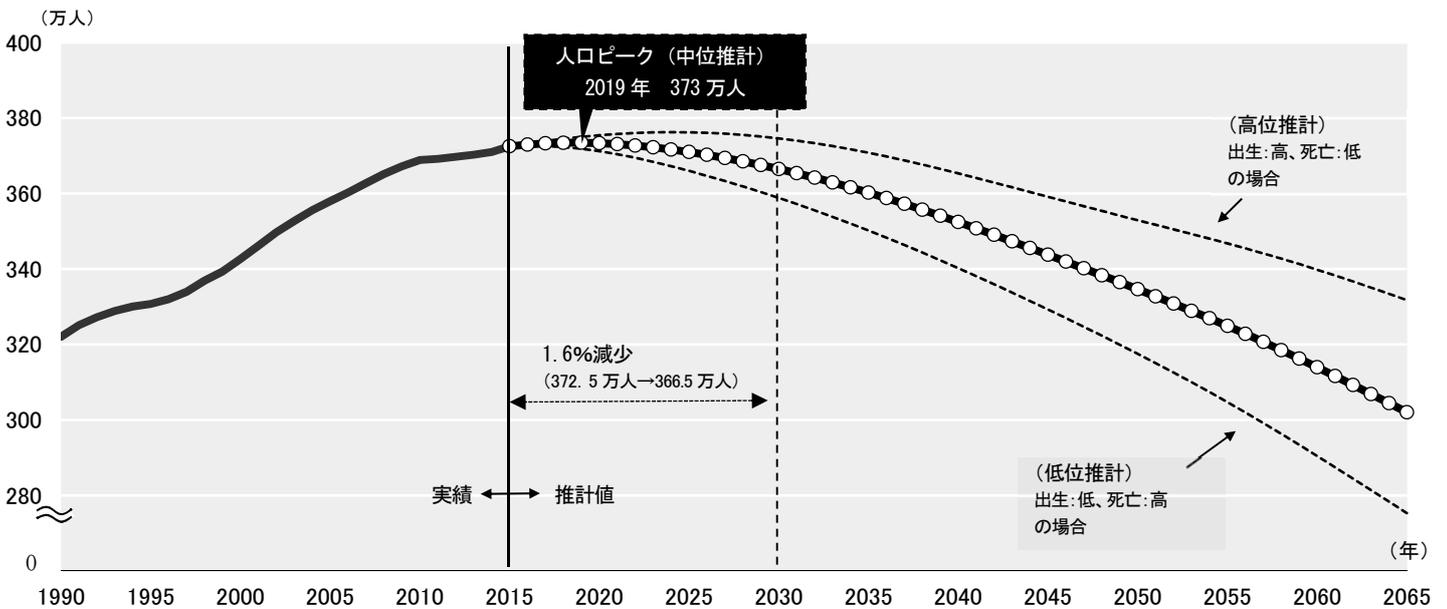
- ・都市インフラの多くが供用開始後30年以上、また公共建築物の多くが築30年以上経過しています。
- ・目標耐用年数を築70年とした場合、学校施設や市営住宅をはじめとした公共建築物は、平成30年代後半から建替えが必要になり、平成40年代以降、集中して大量の建替えの必要が生じます。
- ・そのため、公共施設の適切な保全・更新を今後も行う必要があります。また、公共建築物の建替えにあたっては地域のニーズ等を踏まえて再編整備を行い、あわせて今後の施設のあり方も含めて検討をしていく必要があります。

◆戦略的・計画的な土地利用

- ・横浜の将来にわたる持続的発展のため、豊かな緑・環境の保全とともに、バランスに配慮しながらメリハリある土地利用を図る必要があります。
- ・横浜市を取り巻く環境が大きな転換期を迎える中で、市の資源・ポテンシャルを最大限発揮させ、都市課題の解決や、地域の活性化を着実に進めていくため、戦略的・計画的な土地利用誘導を行うことが必要です。

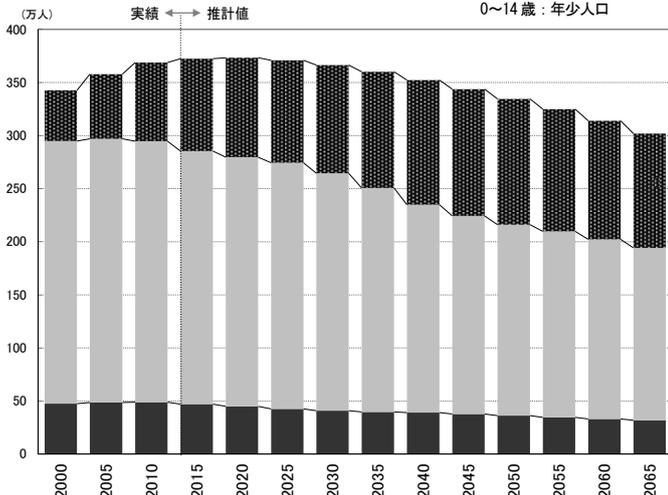
グラフ 横浜市の将来人口推計

※2015（平成27）年国勢調査の結果を基準人口として、横浜市の将来人口を推計（2017（平成29）年12月公表）



【横浜市の年齢3区分別人口】

65歳以上：老年人口
15～64歳：生産年齢人口
0～14歳：年少人口



【横浜市の年齢3区分別人口の割合】

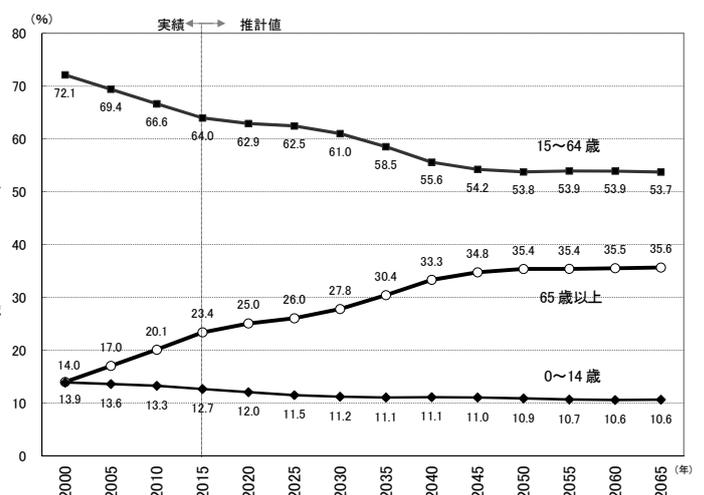


図 交通ネットワークの変化



第2章 中長期的な戦略

2030年を展望した6つの戦略をお示しします。

戦略1 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

企業集積の強みやオープンイノベーションの推進、文化芸術、観光・MICE、スポーツの力により、新たな価値・産業・賑わいを創出します。

戦略2 花と緑にあふれる環境先進都市

花と緑あふれるガーデンシティ横浜を市民・企業との連携により展開するとともに、SDGsやパリ協定の視点を踏まえた環境政策で世界をリードし、自然共生と経済発展を実現します。

戦略3 超高齢社会への挑戦

超高齢社会への挑戦として、いつまでも健康で生きがいを実感し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を実現します。

戦略4 人が、企業が集い躍動するまちづくり

(1) 成長と活力を生み出す都心部

横浜の成長をけん引するエリア（都心臨海部・京浜臨海部・新横浜都心周辺等）の魅力をより一層向上させ、国内外から人や企業が集い活力を生み出す都心部を実現します。

(2) 誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部

駅周辺の機能強化、自然豊かで良好な住環境、それらをつなぐ地域交通の充実などにより、誰もが愛着を持ち、「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部を実現します。

戦略5 未来を創る多様な人づくり

子育て・教育環境の充実や、女性・シニア・若者の活躍支援など、横浜の未来を創るあらゆる人への投資を推進し、ポテンシャルを存分に発揮できる都市を実現します。

戦略6 未来を創る強靱な都市づくり

(1) 災害に強い安全で安心な都市

防災・減災機能を備えた都市づくり、災害に強い人づくり・地域づくりを進め、市民の生命と財産を守る、災害に強い安全で安心な都市を実現します。

(2) 市民生活と経済活動を支える都市基盤

道路・鉄道・港湾などの都市インフラの充実、公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新を進め、将来にわたり市民生活と経済活動を支える都市基盤を実現します。

1 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

企業集積の強みやオープンイノベーションの推進、文化芸術、観光・MICE、スポーツの力により、新たな価値・産業・賑わいを創出します。

◆市内企業の成長・発展と戦略的な企業誘致

中小企業への基礎的支援の充実を図りつつ、IoT利活用等のプラットフォームからの事業展開、研究開発人材、起業家、学生等が交流できる拠点機能充実等によるオープンイノベーション、Y-PORT事業などによる海外展開支援を推進し、市内企業の成長・発展につなげます。

京浜臨海部や金沢臨海部などの産業活性化や、イノベーションを創出しやすい魅力あるビジネス環境の構築など、まちづくり施策と連動しながら戦略的な企業誘致を進め、外資系企業、ベンチャー、R&D拠点などの集積促進により、市内企業の事業機会や雇用機会の増を図ります。

都市農業の活性化に向け、先進技術導入や6次産業化等により「横浜農場」の展開を図ります。

◆文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出

これまでに培ってきた、横浜らしい特色のある芸術フェスティバルや東アジア文化都市としての実績をもとに、多くの人を惹きつける都市を目指し、本格的な劇場など、横浜の新たな魅力を創出します。また、歴史的建造物・公共空間を有効活用した創造界隈の活性化、創造性を生かしたビジネスの創出など、新たな価値を生み出す取組を推進します。さらに、市民やNPO等が主体となって行う文化芸術活動の支援や活動の拠点となる施設の整備・運営を進めます。

◆観光・MICE、スポーツによる集客促進と地域経済活性化

国内外へのプロモーション強化、魅力ある観光コンテンツづくりや受入環境の整備、データに基づいた観光施策等により、まちの賑わいと消費の拡大を目指します。

新たなMICE施設整備を好機とし、経済波及効果の高い国際会議等の誘致、関連産業の強化を推進します。また、ラグビーワールドカップ2019TMや東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けた横浜を魅せる取組や機運の醸成、プロスポーツとの連携や大規模スポーツイベントの誘致・開催支援を通じて、集客促進や地域経済活性化を目指します。

2 花と緑にあふれる環境先進都市

花と緑あふれるガーデンシティ横浜を市民・企業との連携により展開するとともに、SDGsやパリ協定の視点を踏まえた環境政策で世界をリードし、自然共生と経済発展を実現します。

◆豊かな自然環境と暮らしが共存する都市づくり

花・緑・農・水などを身近に感じ多様なライフスタイルを実現する取組の推進や、パークマネジメント等の公民連携によるにぎわい創出、観光・MICEやまちづくりとの連携、農とのふれあいなどにより、魅力と活力にあふれる街「ガーデンシティ横浜」の実現を進めます。

また、自然環境が有する機能を活用したグリーンインフラの普及を進めます。

◆経済活動を支える低炭素・循環型の都市づくり

パリ協定採択後の「脱炭素経済への移行を目指す」という世界の潮流等を踏まえ、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策（緩和策・適応策）・エネルギー施策を強化し、高い市民力、企業の集積や多様な都市施設等を活かして、住宅・建築物の省エネ化、バイオマスによる水素製造や太陽光発電等の再エネ、バーチャルパワープラント等のエネルギーマネジメント等の取組を通じて、国内外をリードする大都市モデルを創造します。これらにより環境と経済・社会的課題の同時解決に寄与します。

環境負荷を低減した循環型社会の実現を目指すため、市民・事業者の環境行動等を推進することでリサイクルの活性化を図るとともに、それを支えるインフラの充実・強化や再生可能エネルギーの有効活用に取り組みます。また、食品ロス削減の取組をはじめとした市民・地域・事業者との協働による横浜らしいライフスタイルの定着を推進します。

◆横浜ならではの環境プロモーションの展開・国内外への発信

市民・事業者・行政の協働により培った経験と実績を活かし、横浜ならではの環境プロモーションを進めます。国際的なイベントや会議等を活用し、横浜の環境の取組を国内外へ発信するとともに、市民・企業等と連携した環境行動や環境教育を推進します。

3 超高齢社会への挑戦

超高齢社会への挑戦として、いつまでも健康で生きがいを実感し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を実現します。

◆互いに支え合う地域づくり

ボランティアや見守りなど、高齢者がいきいきと活躍できるよう社会参加を進めます。また、支援を必要とする人（社会的孤立）に気づき、支える仕組みを整えるとともに、地域の住民・団体や施設・企業など、多様な主体の参加・連携による支え合いの地域づくりを進め、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域を実現します。

◆健康で自立した生活の継続

運動習慣を身に付けるため、身近な活動の場や活動のための仕組みづくりを行うとともに、企業・職場での健康づくりを進めるため、健康経営の取組を支援します。また、健康づくり・介護予防につながる健康情報提供など啓発を進め、健康づくり・介護予防の取組を重点的に実施し、いくつになっても健康で自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸を図ります。

◆必要な時に医療や介護を提供できる体制づくり

介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進し、自らの意思で自分らしく生きることができる社会を築きます。

24時間対応可能な地域密着型サービスや生活支援の充実など、在宅介護生活を支えるサービスの充実と連携強化を図るとともに、介護人材の確保・育成を進めます。また、特別養護老人ホームの整備を加速するなど、多様なニーズや状況に応じた施設・住まいの整備を進めます。さらに、在宅医療の充実や在宅医療連携拠点を軸とした医療と介護の連携を強化します。

生活の場や治療内容などについて、自らの意思で自身の生き方を選択するための支援を行い、希望に応じた介護・医療を受けるための仕組みづくりに取り組みます。また、斎場・墓地の整備など、人生の最終段階及びその後への備えにかかる取組を進めます。

小児・周産期医療の充実や総合的ながん対策の推進、将来必要となる病床機能の確保及び連携体制の構築やそれらを支える医療人材の確保・育成に取り組みます。

4(1) 人が、企業が集い躍動するまちづくり(成長と活力を生み出す都心部)

横浜の成長をけん引するエリア（都心臨海部・京浜臨海部・新横浜都心周辺等）の魅力をより一層向上させ、国内外から人や企業が集い活力を生み出す都心部を実現します。

◆都心臨海部・京浜臨海部・新横浜都心周辺等の魅力向上

横浜駅周辺でのエキサイトよこはま22の推進、企業集積を活かしたみなとみらい21地区の開発推進、現市庁舎街区の活用等を契機とした関内・関外地区の更なる活性化、東神奈川臨海部周辺地区の再開発の推進等を図るとともに、山下ふ頭における新たな賑わい拠点の形成等のまちづくりを進めます。

また、京浜臨海部では、次世代のものづくり産業等の更なる強化に向け、土地利用誘導や都市インフラ整備等の総合的なまちづくりを進めるとともに、神奈川東部方面線等の整備により交通利便性の高まる新横浜都心の拠点機能の強化と、日吉・綱島地区のまちづくりを進めます。

◆人や企業が集まり、活躍できる環境づくり

各地区の特性を活かした企業誘致や集積を促進するまちづくりを推進するとともに、企業のグローバル化の進展や働く人々のライフスタイルにも対応した、住宅・医療・教育等の就業・生活の環境づくりを進めます。また、密集市街地等における道路空間の整備や交通利便性の向上など、安全・安心なまちづくりを進めます。

◆人々の交流や回遊性を促す賑わいあるまちづくり

観光・MICE、クルーズ、スポーツや文化芸術鑑賞等で訪れる人々が街を楽しみ、回遊できるように、花や緑、水辺や道、歴史的建造物等の魅力資源をつなぐまちづくりを進めます。また、水上交通・連節バスなど多彩な交通の充実を図るとともに、鉄道・バス等の利便性の向上やバリアフリー化の推進など、誰もが快適に移動できる環境を整備します。

4(2) 人が、企業が集い躍動するまちづくり(誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部) 駅周辺の機能強化、自然豊かで良好な住環境、それらをつなぐ地域交通の充実などにより、誰もが愛着を持ち、「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部を実現します。

◆駅及び駅周辺の機能強化

駅周辺においては、地域の生活や経済を支える拠点となるよう、地域特性に応じた機能集積(医療・福祉、子育て、教育、商業・業務、多様な住宅)を図るとともに、道路、交通等の都市基盤整備により利便性を高め、個性ある生活拠点を形成します。

◆住宅地の活性化・魅力向上

日常生活を支える機能やサービス(医療・福祉、買い物、子育て等)の充実を図るとともに、団地の建替え等の住宅地の再生・活性化の取組や、水や緑など豊かな自然を活かした住環境の整備を進めるなど、若い世代をはじめ多世代に選ばれ、住み続けたいと思える住宅地を形成します。

◆市民に身近な交通ネットワークの維持・充実

駅周辺と住宅地をつなぐバス等の地域の公共交通の維持・充実を図るとともに、買い物や医療・福祉、子育て等のニーズをとらえ、住民主体の取組や民間事業者等との連携を強化し、地域特性に合わせた、市民に身近な交通の充実を図ります。

◆戦略的な土地利用誘導・まちづくり

鉄道駅・インターチェンジ周辺、米軍施設跡地等の都市的土地利用が見込まれる地域や、市街地における土地利用転換の機会をとらえ、緑や農地の保全などとのバランスを図りながら、地域の活性化や広域的な課題の解決に資する戦略的な土地利用誘導を進めます。また、旧上瀬谷通信施設では、国際園芸博覧会の招致と連動しながら周辺地域を含めた総合的なまちづくりを進めます。

5 未来を創る多様な人づくり

子育て・教育環境の充実や、女性・シニア・若者の活躍支援など、横浜の未来を創るあらゆる人への投資を推進し、ポテンシャルを存分に発揮できる都市を実現します。

◆子ども・子育て支援、教育の推進

全ての子育て家庭及び妊産婦に対する相談支援体制の構築や地域子育て支援の場の拡充、小児医療費助成制度の対象の拡大等に取り組むとともに、引き続き保育所待機児童対策や放課後の居場所づくりを推進し、乳幼児期の保育・教育や放課後児童施策における質の維持・向上等を通して、将来にわたり安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

自ら学び、社会とつながり、ともに未来を創る人の育成を目指し、子どもたちの可能性を広げる教育に取り組みます。いじめ防止、教職員の働き方改革など喫緊の課題への対応や中学校昼食における「選択制」の充実等により、魅力ある学校づくりを進めます。

子どもたちの健やかな育ちを守るため、児童虐待対策を一層強化するとともに、家庭の経済状況等により子どもの将来を狭めることのないよう、生活・学習支援や地域における子どもの居場所づくり等を推進します。

◆女性・シニア・若者の活躍支援

女性自身の就職及びキャリアアップに向けた支援や起業支援を行うとともに、市内企業における環境整備や経済団体との連携、多様で柔軟な働き方に対する支援など、横浜ならではの取組を一層推進します。また、性別に関わらず、誰もが自分に合ったライフスタイルや仕事を選択できるとともに、シニアや若者もそれぞれの力や強みを存分に発揮できる社会づくりに向けた取組を進めます。

◆誰もが自分らしく活躍できる社会の実現

障害のある方の不安や悩みを受け止める機能の充実、就労や社会参加の場を選択できる仕組みづくり、困難を抱える方に対する支援、在住外国人の方も地域の担い手となる多文化共生の推進などにより、誰もが安心して暮らし、活躍することができるまちを目指します。

6(1) 未来を創る強靱な都市づくり(災害に強い安全で安心な都市)

防災・減災機能を備えた都市づくり、災害に強い人づくり・地域づくりを進め、市民の生命と財産を守る、災害に強い安全で安心な都市を実現します。

◆地震や地震火災等に強い都市づくり

近い将来に発生が危惧されている大規模地震に備え、建築物の耐震化、条例に基づく防火規制区域内の不燃化推進、臨海部における津波対策や緊急輸送路等のネットワーク強化、無電柱化の推進、狭あい道路の拡幅整備などをはじめとした「横浜市地震防災戦略」の減災目標達成に向けた様々な取組を進め、市民生活や横浜経済を支える防災・減災機能を備えた強靱な都市づくりを進めます。

◆局地的な大雨等に強い都市づくり

気候変動の影響等により増加傾向にある局地的な大雨や台風に対し、適応の観点も含め、特に都市機能や人口・資産が集中する横浜駅周辺などの防災機能を高めるほか、流域全体での河川・下水道・みどり・道路・まちづくりが連動した総合的な浸水対策や、自然の機能を活用したグリーンインフラの普及、臨海部における高潮対策を着実に進めます。

また、土砂災害の防止・軽減を図るため「総合的ながけ地対策」を進めます。

◆災害等に強い「人づくり」「地域づくり」

近年の大規模な自然災害の教訓を踏まえ、これまで進めてきた自助・共助の取組をより一層推進するため、災害情報の多様な伝達手段の検討を進めます。

また、女性の視点を取り入れた防災対策、高齢者や障害児・者等の災害時要援護者などに配慮した避難所運営等の対策などの地震対策や、自助・共助の促進による局地的な大雨等に対する減災対策を進めることで、「逃げ遅れによる人的被害ゼロ実現」に向けた災害に強い「人づくり」、「地域づくり」を推進します。

6(2) 未来を創る強靱な都市づくり(市民生活と経済活動を支える都市基盤)

道路・鉄道・港湾などの都市インフラの充実、公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新を進め、将来にわたり市民生活と経済活動を支える都市基盤を実現します。

◆市民生活や横浜経済を支える都市基盤施設の充実

市民生活の利便性や安全性の向上、横浜経済の活性化に向け、都市計画道路の整備、連続立体交差事業の推進などの様々な都市インフラの整備を着実に進めるとともに、広域交通ネットワークの形成に向けた横浜環状道路等の整備や神奈川東部方面線の整備、高速鉄道3号線延伸の事業化検討などの推進により都市基盤施設の充実を図ります。

◆国際競争力のある港の実現

クルーズ客船の多様化や増加する寄港依頼に対応するため、新港ふ頭客船ターミナルや大黒ふ頭C I Q施設の整備などの客船の受入機能の強化を図るとともに、東アジアのハブポート機能の強化に向けて、南本牧ふ頭の整備や新本牧ふ頭での物流拠点の形成やLNGバンカリング拠点の検討などを推進することにより、国際競争力のある港を実現していきます。

◆公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新

都市インフラや公共建築物を含む公共施設の老朽化の進行に対し、長寿命化を基本とした、確実な点検と優先順位づけに基づく計画的かつ効果的な保全・更新を着実に進めることで、将来にわたる安全性・強靱性を確保し、必要な機能・サービスの持続的な提供を目指します。

特に、市立小中学校や市営住宅などについては、建替えを着実に進めるとともに、建替えなどの機会をとらえた、公共建築物の多目的化や複合化等の再編整備を検討します。

また、質の高い公共施設の保全・更新を安定的に進めるため、担い手となる市内中小企業の育成・活性化を図ります。

第3章 38の政策

計画期間内において、多様な分野の多岐にわたる課題を解決する38の政策をお示しします。

力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現	1	中小企業の経営革新と経営基盤の強化	未来を創る多様な人づくり	23	すべての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援	
	2	経済のグローバル化に対応したイノベーション創出と戦略的な企業誘致		24	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援	
	3	海外ビジネス支援とグローバル人材の育成・確保		25	未来を創る子どもを育む教育の推進	
	4	グローバル都市横浜の実現		26	子どもたちの豊かな学びを育むための魅力ある学校づくり	
	5	文化芸術創造都市による魅力・活力の創出		27	女性が働きやすく、活躍できるまち	
	6	観光・MICEの推進		28	シニアが活躍するまち	
	7	スポーツで育む地域と暮らし		29	子ども・若者を社会全体で育むまち	
	8	大学と連携した地域社会づくり		30	児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実	
花と緑にあふれる環境先進都市	9	花・緑・農・水が街や暮らしとつながるガーデンシティ横浜の推進		31	障害児・者福祉の充実	
	10	地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの創造		32	暮らしを支えるセーフティネットの確保	
	11	持続可能な資源循環の推進ときれいなまちの実現		33	参加と協働による地域自治の支援	
	12	環境にやさしいライフスタイルの実践と定着		未来を創る強靱な都市づくり	34	災害に強い都市づくり（地震・風水害等対策）
	13	活力ある都市農業の展開			35	災害に強い人づくり・地域づくり（自助・共助の推進）
超高齢社会への挑戦	14	参加と協働による地域福祉保健の推進			36	交通ネットワークの充実による都市インフラの強化
	15	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保			37	国際競争力の強化と市民生活を豊かにする総合港湾づくり
	16	地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり			38	公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新
	17	地域で最後まで安心して暮らせる在宅医療・介護連携等の推進				
人が、企業が集い躍動するまちづくり	18	地域医療提供体制の充実と先進的医療の推進				
	19	魅力と活力あふれる都心部の機能強化				
	20	市民に身近な交通機能等の充実				
	21	コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり				
	22	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり				

政策1	中小企業の経営革新と経営基盤の強化 【主な所管局:政策局、経済局】
<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市中小企業振興基本条例（平成22年3月制定）」の趣旨を踏まえ、相談対応や資金繰りの円滑化、製品開発や販路開拓への支援、受注機会確保、海外展開支援等、中小企業の経営革新と生産性の向上を図るとともに、そのための支援機能・体制を強化します。 ・生産年齢人口の減少や、経営者の高齢化を踏まえ、多様な人材の確保や円滑な事業承継に向けた支援を行います。 ・地域コミュニティの核となる商店街の活性化に向け、にぎわいの創出や魅力アップの取組、空き店舗対策やインバウンド獲得に向けた支援を行います。 ・女性、シニア、若者などの地域における就業・就労を推進します。 <p>主な施策(事業):○中小企業への基礎的支援の充実（中小企業への融資、経営・技術相談対応 等） ○中小企業の喫緊の課題である人材確保と事業承継 ○地域に根ざして活躍する商店街・企業の支援、横浜マイスターなど技能職の支援</p>	
政策2	経済のグローバル化に対応したイノベーション創出と戦略的な企業誘致 【主な所管局:政策局、経済局、都市整備局】
<ul style="list-style-type: none"> ・企業・研究機関・大学の集積や特区指定などの横浜の強みを生かし、産学官金の連携によるオープンイノベーションを促進することにより、I o T、A I 等の最新技術を生かした取組や健康・医療分野の革新的な研究開発を支援します。 ・臨海部の産業活性化や、イノベーションを創出しやすい魅力あるビジネス環境の構築など、まちづくり施策と連動しながら戦略的な企業誘致を進め、外資系企業、ベンチャー、R&D拠点などの集積を図ります。 <p>主な施策(事業):○オープンイノベーションの推進（I・TOP横浜、LIP.横浜 等） ○起業・創業の促進とベンチャーの育成・支援 ○戦略的な企業誘致と次世代産業の創出・集積強化</p>	
政策3	海外ビジネス支援とグローバル人材の育成・確保 【主な所管局:政策局、国際局、経済局、水道局、教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> ・海外の活力を生かして横浜経済の成長・発展につなげていきます。 ・新たなグローバル拠点としてニューヨークに米州事務所を開設します。グローバルに展開する本市の海外拠点も戦略的に活用し、市内企業の海外展開の支援、外資系企業の誘致、観光誘客などを積極的に進めます。 ・横浜グローバルビジネス相談窓口等により関係機関と連携し、市内企業の海外展開を支援します。 ・Y-P O R Tセンター公民連携オフィスを拠点として、環境分野等での優れた技術を有する市内企業による海外インフラビジネス展開の支援をより一層進めていきます。水ビジネス分野では、横浜水ビジネス協議会や横浜ウォーター（株）と連携して取組を進めます。 ・横浜の成長・発展を支えるグローバルな活躍を目指す若者の育成・支援や外国人留学生・高度外国人材の誘致・定着に取り組みます。 <p>主な施策(事業):○グローバルな拠点機能の戦略的活用（米州事務所の開設 等） ○市内企業の海外展開支援（海外市場開拓 等） ○Y-P O R T事業を通じた海外インフラビジネス支援</p>	

政策4	グローバル都市横浜の実現 【主な所管局:国際局】
<ul style="list-style-type: none"> ・「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念に基づき、海外諸都市や国際機関との連携・協力を通じて「世界とともに成長する横浜」の実現を目指し、<u>国際社会の平和と繁栄に貢献</u>します。 ・<u>海外拠点の戦略的な展開</u>をはじめ、姉妹・友好都市を含む<u>海外諸都市との連携・協力関係強化</u>を通じて、経済、女性活躍、環境、文化芸術など様々な分野の政策課題にともに取り組み、<u>市民・企業の活躍促進</u>につなげていきます。 ・国際機関等とも連携しながら、本市の知見・経験や市内企業の技術を活かした<u>都市課題解決に向けた国際協力を拡充</u>します。 ・「アフリカに一番近い都市」として、<u>第7回アフリカ開発会議の成功に貢献</u>するとともに、<u>アフリカ各国との一層の関係強化</u>を図ります。 ・市民の方が海外の多様な文化に触れる機会も増やしつつ、日本語支援や地域コミュニティとのつながり支援等により、在住外国人の方も地域の担い手となる<u>多文化共生を一層推進</u>します。 	
<p>主な施策(事業):○海外諸都市との連携の推進 ○第7回アフリカ開発会議の開催を契機とするアフリカとの関係強化 ○多文化共生の取組の推進</p>	

政策5	文化芸術創造都市による魅力・活力の創出 【主な所管局:政策局、文化観光局、健康福祉局、都市整備局、教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術は、<u>都市の活力を生み出す原動力</u>です。本物の文化芸術を創り出し、味わうことのできる魅力ある街には、内外からアーティスト・クリエイターをはじめ、多くの人々が集い、賑わいと活力が生まれます。文化芸術創造都市を目指して、<u>質の高い文化芸術に触れることのできる劇場の整備</u>を、民間の力の活用も考慮しながら検討し、子どもたちへの教育、文化芸術の風土醸成、賑わい創出による横浜の持続的発展につなげます。 ・歴史的建造物や公共空間等での賑わいづくりなど、<u>創造性を生かしたまちづくり</u>を進めます。<u>文化的に豊かな市民生活の実現</u>に向け、文化活動の基盤を整備します。<u>芸術フェスティバルの開催</u>などにより、<u>横浜のプレゼンスを向上させ、交流人口の増加等</u>につなげます。 ・文化芸術を通じて、障害・性別・国籍等の<u>多様性に寛容な社会の実現</u>に向けて取り組むとともに、子どもたちの感性を育む取組など<u>次世代を担う人材を育成</u>します。 ・横浜の魅力ある港、街並み、景観、歴史資産等を生かした<u>都市デザインを推進</u>します。 	
<p>主な施策(事業):○創造性を生かしたまちづくり（創造界限拠点の運営 等） ○市民の文化芸術活動の支援（区民文化センターの整備 等） ○横浜らしい特色のある芸術フェスティバルの開催</p>	

政策6	観光・MICEの推進 【主な所管局:市民局、文化観光局、都市整備局、港湾局】
<ul style="list-style-type: none"> ・国内外において、<u>都市ブランドイメージを認知・浸透</u>させるシティプロモーションを展開するとともに、美しい都市景観や開放的な水辺空間など、他にはない<u>横浜ならではの魅力を洗練し充実</u>を図ります。 ・ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催機会をとらえつつ、<u>対象地域や客層を明確にした戦略的な誘客プロモーション及びセールス活動を公民一体となって実施</u>します。 ・クルーズ船の寄港や羽田空港発着便の増加を踏まえて、<u>受入環境の更なる充実</u>を図ります。 ・<u>新たなMICE施設・周辺基盤施設等</u>の整備とともに、経済波及効果の高い中大型の国際会議等を中心に、インセンティブ旅行や展示会などの誘致も展開し、誘致環境の整備、開催効果の顕在化を進め、「<u>グローバルMICE都市</u>」としての競争力を強化します。 	
<p>主な施策(事業):○シティプロモーション ○国内・海外誘客と観光客の受入環境整備の推進 ○新たなMICE施設整備とMICE誘致・開催支援機能の拡充</p>	

政策7	スポーツで育む地域と暮らし 【主な所管局:市民局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで、市民の誰もが健康で心豊かな生活を送るため、スポーツイベントの充実や公園等の施設の整備によるスポーツ環境の向上を図るなど、<u>身近な場所でスポーツに親しむ機会（する、みる、ささえる）を提供</u>します。 <u>ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの横浜での開催成功に向けた取組を着実に進めるとともに、より一層のスポーツ振興の充実を図るなど、次世代へのレガシーの創出</u>に取り組みます。 <u>地元プロスポーツチームとのより効果的な連携の検討や大規模スポーツイベントを誘致・開催</u>することで、市民が身近な場所で一流のプレーを観戦し、夢や感動を共有する機会を創出するとともに、集客促進や地域経済活性化を目指します。 	
<p>主な施策(事業):○地域スポーツの振興 ○ラグビーワールドカップ 2019™及び東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催(準備と機運醸成) ○大規模スポーツイベントの誘致・開催支援等による地域経済活性化</p>	
政策8	大学と連携した地域社会づくり 【主な所管局:政策局、国際局、経済局、都市整備局】
<ul style="list-style-type: none"> 市内に多数立地する大学の持つ「学術（最先端の教育研究）」や「学生の力」を活かし、<u>産学官・市民連携によるオープンイノベーションやデータ活用、人材育成等を進め</u>、地域の課題解決や横浜経済の活性化などにつなげていきます。 <u>横浜市立大学については、大学の持つ専門的な知見を活かし、横浜市のシンクタンク機能を担う等</u>、第3期中期目標（2017～2022年度）の達成に向けた取組を進めます。 大学・都市パートナーシップ協議会等を通じ、これまで培ってきた市内大学との連携を更に拡充・強化するとともに、文部科学省に採択された留学生就職促進プログラムの推進体制をもとに、市内関係団体等との関係も強め、<u>魅力と活力にあふれる「学術都市・横浜」の実現</u>に向けた取組を推進します。 	
<p>主な施策(事業):○横浜市立大学の知的資源・研究成果を活かした更なる地域貢献 ○留学生就職促進プログラムの推進 ○産学官連携の推進</p>	
政策9	花・緑・農・水が街や暮らしとつながるガーデンシティ横浜の推進 【主な所管局:政策局、環境創造局、道路局】
<ul style="list-style-type: none"> 全国都市緑化よこはまフェアを継承し、<u>花・緑・農・水を活かした市民・企業参加によるまちづくり、にぎわい創出や観光・MICEの推進</u>などの幅広い取組による「<u>ガーデンシティ横浜</u>」を展開するとともに、<u>国際園芸博覧会の招致</u>を進めます。 引き続き、緑の10大拠点や河川流域など、まとまりのある<u>樹林地の保全</u>をはじめとした自然景観の保全や雨水の貯留機能に寄与する<u>みどりの保全・創出</u>を進めるとともに、自然環境が有する機能を用いた<u>グリーンインフラの活用</u>を進めます。 市民の憩いの場となる<u>公園や水辺拠点の維持及び整備</u>、<u>河川や海域の水質向上</u>など、<u>河川流域から海域までの特徴を活かした良好な水・緑環境の保全・創出</u>を、引き続き進めます。 	
<p>主な施策(事業):○花・緑・農・水を活かした魅力ある空間の創出（ガーデンネックレス、区と連携した緑花の推進 等） ○まとまりのある樹林地の保全 ○良好な水環境の創出等（雨水貯留浸透の促進 等）</p>	

政策 10	地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの創造 【主な所管局:温暖化対策統括本部、環境創造局、資源循環局、建築局】
<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定・SDGs（持続可能な開発目標）採択後の世界の潮流等を踏まえ、「<u>地球温暖化対策実行計画</u>」に基づき、<u>地球温暖化対策（緩和策・適応策）・エネルギー施策を強化</u>し、高い市民力や様々な都市施設等を活かした取組を進め、<u>持続可能な大都市モデルを創造</u>します。 ・公民連携等により、<u>住宅・建築物の省エネ化、公共施設のLED照明化やESCO事業による高効率機器導入・検討、低炭素型次世代交通の推進</u>等の省エネ、<u>バイオマスによる水素製造や太陽光発電等</u>の再エネ、<u>仮想の発電所であるバーチャルパワープラントの拡大・活用等</u>によるエネルギーマネジメント等の取組を更に進めます。また、未来への布石として、水素の利活用や低炭素社会を実現する新たな技術の導入等を進めます。 ・これらの取組を通じて<u>環境と経済・社会的課題の同時解決</u>を図り、<u>国際会議等への参加や誘致等の機会を活用</u>し、世界をリードする持続可能な都市として<u>国内外に発信</u>します。 	
<p>主な施策(事業):○市民力と企業協働等による温暖化対策の促進 (COOL CHOICE YOKOHAMA 等)</p> <p>○横浜スマートシティプロジェクト等の推進 (バーチャルパワープラントの拡大・活用 等)</p> <p>○公共施設等における再エネの導入・供給拠点化、水素の利活用</p>	

政策 11	持続可能な資源循環の推進ときれいなまちの実現 【主な所管局:資源循環局】
<ul style="list-style-type: none"> ・「ヨコハマ3R夢プラン」のもと、安全・安心ときめ細かな市民サービスを提供するため、<u>粗大ごみ排出時の利便性の向上や高齢者等のごみ出し支援、災害対策等</u>を進めます。 ・焼却工場の老朽化対策として<u>長寿命化対策</u>により耐用年数を伸ばすとともに、<u>新たな工場の整備に向け計画策定</u>を進めます。また、焼却工場で更なるエネルギー創出に取り組みます。 ・排出事業者と収集運搬・処理事業者のマッチングや、<u>リサイクルに積極的に取り組む事業者等とのタイアップ</u>、リサイクルルートの拡充等により、ごみの減量化に向け、<u>公民連携によるリサイクルの活性化</u>を図ります。 ・<u>公衆トイレの再整備や屋外喫煙対策、焼却工場でのごみ受け入れの24時間化等</u>を進め、東京2020オリンピック・パラリンピック等を契機に、市民・地域・事業者とともに<u>きれいなまちの実現</u>を目指します。 	
<p>主な施策(事業):○安全・安心と市民サービスの向上 (粗大ごみ業務の改善、PCB廃棄物の適正処理 等)</p> <p>○焼却工場の老朽化対策の推進 (長寿命化対策・新たな工場整備の計画策定 等)</p> <p>○まちの美化 (屋外における分煙環境の整備、公衆トイレの再整備の推進 等)</p>	

政策 12	環境にやさしいライフスタイルの実践と定着 【主な所管局:温暖化対策統括本部、環境創造局、資源循環局、道路局、港湾局】
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性をはじめとした<u>自然環境の保全、地球温暖化対策、3R行動の推進</u>など、市民・事業者と協働した環境行動の推進や様々な主体との連携による環境プロモーションを推進し、<u>環境にやさしいライフスタイルの実践・定着</u>を図っていきます。 ・食品ロス削減に向けて、<u>多角的な視点からのプロモーションの展開、行動モデルの提案、公民連携によるネットワークづくり等</u>により、市民・事業者と一体となった取組を積極的に展開します。 ・生物多様性等に配慮した森づくりやアユが遡上する川づくり、浅場・藻場の形成等の豊かな海づくりなど、<u>多様な生き物を育む場づくりと、これらの場を活用した環境行動の実践</u>を進めます。 	
<p>主な施策(事業):○環境行動の実践に向けた広報・啓発と環境学習</p> <p>○食品ロスのないライフスタイルの推進 (買い物や調理等、消費者行動の工夫提案 等)</p> <p>○多様な生き物を育む場づくり (アユが遡上する川づくり 等)</p>	

政策 13	活力ある都市農業の展開	【主な所管局:環境創造局】
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の身近な場所で農業が営まれ、新鮮で安心な農畜産物を生産・販売している横浜の特徴をいかし、<u>生産基盤の整備・更新、ICT等の先進栽培技術を活用した農畜産物の生産振興、6次産業化等による高付加価値化、多様な担い手への支援等</u>を進め、<u>活力ある都市農業を展開</u>するとともに、都市農地の保全・活用を進め、市街地における都市と農との共生を図ります。 ・生産者、事業者、消費者等の多様な主体と連携した<u>農のプラットフォームの充実</u>や、横浜の食や農の魅力をPRするためのキャッチフレーズである「横浜農場」の積極的なプロモーションにより、<u>地産地消を更に推進</u>するとともに、<u>都市の魅力向上</u>につなげます。 ・良好な景観形成や生物多様性の保全、雨水の貯留・浸透機能など、都市の農地が持つ多面的な機能をいかし、<u>市民ニーズに応じた市民農園の開設等</u>、<u>市民が身近に農とふれあう場づくり</u>などの取組を更に進めます。 		
<p>主な施策(事業):○活力ある農業経営につながる新たな取組の展開 (ICTを活用した栽培環境の制御 等)</p> <p>○地産地消の推進 (市民や企業と連携したプラットフォームによる地産地消の推進 等)</p> <p>○農に親しむ場づくりの推進 (市民農園の開設 等)</p>		

政策 14	参加と協働による地域福祉保健の推進	【主な所管局:健康福祉局、資源循環局】
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、事業者、関係機関と協働して取り組む地域福祉保健計画を引き続き推進し、<u>身近な地域の支え合いが一層充実</u>するよう、<u>地域福祉保健活動の基盤づくり</u>を進めます。 ・地域住民や社会福祉協議会など様々な団体と地域課題を共有し、協働により課題解決に取り組む支え合いの地域づくりを進め、制度の狭間にある人を含めた<u>社会的孤立の防止</u>を図ります。 ・市民一人ひとりが自分の強みを発揮しながら地域福祉保健活動に関われるよう、関係機関・団体、地域活動者の特性に応じたコーディネート機能を充実させるとともに、地域の中で人と人がつながることができる場づくりを進めます。 ・複雑・多様化する地域の課題を早期発見し支援につなげ、住民生活を地域で支えていくために、社会福祉法人・企業・学校など<u>地域の社会資源と地域住民や組織の連携及び協働</u>を支援します。 ・判断に支援を要する方が、安心してその人らしい生活ができるよう権利擁護を推進します。 ・地域の見守り活動と連携し、消費者被害の未然防止など消費者行政を推進します。 		
<p>主な施策(事業):○地域福祉保健推進のための基盤づくり (地区別計画の策定・推進 等)</p> <p>○地域住民及び関係機関と連携したいわゆるごみ屋敷対策</p> <p>○身近な地域で支援が届く仕組みづくり (早期発見・見守り活動の充実 等)</p>		

政策 15	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保	【主な所管局:経済局、健康福祉局、医療局】
<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸に向け、若い世代からの<u>生活習慣の改善</u>やがんの早期発見、ロコモティブシンドローム (加齢に伴う筋力低下や運動器の障害で移動能力が低下する状態) 対策等の<u>生活習慣病の重症化予防・介護予防</u>を進め、市民一人ひとりの健康づくりを推進します。 ・日常生活の中で楽しみながら継続的に取り組める健康づくりのムーブメントを広げ、健康ライフスタイルの浸透を図ります。 ・働き世代の従業員が健康でいきいきと働き続けられるよう、横浜健康経営認証制度等を活用し、企業等の<u>健康経営</u>の取組を支援します。 ・感染症や食中毒発生時の迅速な対応により拡大・まん延防止を図るため、医療機関や関係団体との連携体制の一層の推進や、市内発生状況の分析、情報共有及び啓発を推進します。 		
<p>主な施策(事業):○生活習慣病予防対策の強化 (健診受診促進 等)</p> <p>○継続的に取り組める健康づくりの推進</p> <p>○感染症対策の強化</p>		

政策 16	地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり 【主な所管局:健康福祉局】
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まい等のサービスが一体的に提供される<u>地域包括ケアシステムを構築・推進</u>します。 ・地域や団体、企業など多様な主体が連携し<u>活動や支援が充実した地域づくり</u>を推進します。 ・安心して在宅生活を送れるよう、<u>24時間対応可能な地域密着型サービス等を推進</u>します。 ・多様なニーズや個々の状況に応じた「施設・住まい」の選択を可能とするため、<u>特別養護老人ホームの整備量を倍増し、年間600床程度</u>とします。あわせて、<u>施設・住まいに関する相談体制の充実</u>を図ります。 ・<u>認知症への市民理解を深め</u>、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制の構築を進めます。 ・質の高い介護サービスを安定的に供給するため、住居の確保や資格取得の支援等<u>人材の確保・育成</u>に総合的に取り組みます。 	
<p>主な施策(事業):○介護予防・健康づくり(元気づくりステーションの推進 等)</p> <p style="padding-left: 2em;">○施設や住まいの充実(特別養護老人ホームの整備 等)</p> <p style="padding-left: 2em;">○介護人材の確保・定着支援(資格取得支援 等)</p>	

政策 17	地域で最後まで安心して暮らせる在宅医療・介護連携等の推進 【主な所管局:健康福祉局、医療局】
<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するため、18区に整備した<u>在宅医療連携拠点</u>を軸とした医療介護連携の強化と、<u>人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進</u>します。 ・医療・介護・保健福祉の<u>多職種連携</u>を進め、高齢者の状況に合わせたきめ細かい支援に取り組みます。 ・市民一人ひとりが自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、本人による<u>自己決定を支援するための取組</u>を進めます。 ・在宅医療や人生の最終段階(看取り等)に係る<u>市民理解の促進のための普及・啓発</u>を進めます。 ・火葬や墓地の需要に対応するために、<u>東部方面で新たな斎場の整備や市営墓地の整備</u>を進めます。 	
<p>主な施策(事業):○在宅医療提供体制の充実・強化(医師の負担軽減のためのシステムづくり 等)</p> <p style="padding-left: 2em;">○本人による自己決定支援(エンディングノート等の作成・普及 等)</p> <p style="padding-left: 2em;">○多職種連携(地域ケア会議の開催 等)</p>	

政策 18	地域医療提供体制の充実と先進的医療の推進 【主な所管局:政策局、医療局、消防局】
<ul style="list-style-type: none"> ・「よこはま保健医療プラン2018」(2018~2023年度)に基づき、限られた医療資源を最大限活用し、適切な医療を提供するために、<u>必要な病床機能の確保や、医療機関の機能に応じた役割分担と連携体制の構築</u>、それらを支える<u>医療従事者等の確保・養成</u>の取組を進め、地域医療構想の実現を目指します。また、<u>産科・小児医療の充実や、適切な救急医療を受けることができる環境の構築</u>を進めます。 ・救急需要増加に的確に対応する<u>救急救命体制の整備</u>を進めます。 ・「横浜市がん撲滅対策推進条例」に基づく<u>総合的ながん対策の推進</u>に取り組みます。 ・市立・市大・地域中核病院等を基幹とし、地域バランスを考慮し、高度急性期から在宅医療までの<u>切れ目のない医療提供体制を構築</u>します。 ・人体の組織や臓器を修復する再生医療など、<u>先進的な医療の研究開発</u>に引き続き取り組みます。 	
<p>主な施策(事業):○病床機能の確保と連携体制の構築</p> <p style="padding-left: 2em;">○総合的ながん対策の推進(がん医療・患者支援の充実 等)</p> <p style="padding-left: 2em;">○産科・周産期医療、小児医療の充実</p>	

政策 19	魅力と活力あふれる都心部の機能強化 【主な所管局:都市整備局、港湾局】
<ul style="list-style-type: none"> ・現市庁舎街区の活用等を契機とした<u>関内・関外地区</u>の更なる活性化をはじめ、横浜駅周辺での<u>エキサイトよこはま22</u>の推進、グローバル企業等の集積を活かした<u>みなとみらい21地区</u>の開発促進、新たな賑わい拠点の形成に向けた<u>山下ふ頭</u>の再開発、東高島駅北地区など<u>東神奈川臨海部周辺地区</u>の再整備により、<u>都心臨海部の機能強化</u>を図り、<u>人や企業を惹きつけるまちづくり</u>を進めます。 ・神奈川東部方面線の整備を契機として、<u>新横浜都心</u>では、新駅が設置される<u>羽沢地区等</u>の駅前の基盤整備や商業・業務機能の集積を図るとともに、<u>日吉・綱島地区</u>での駅前再開発等のまちづくりを進めます。 ・<u>京浜臨海部</u>では、次世代のものづくり産業等の更なる強化に向け、土地利用誘導や都市インフラの充実等の総合的なまちづくりを進めます。 ・<u>連節バス</u>や水上交通等の<u>多彩な交通の充実</u>を図るとともに、まちの資源を活用した空間づくりや集客拠点間の連携強化等により、<u>都心臨海部における回遊性の向上</u>を図ります。 <p>主な施策(事業):○関内駅周辺地区の新たなまちづくり(現市庁舎街区の活用や横浜文化体育館の再整備 等) ○新横浜都心及び周辺地区の機能強化(新横浜駅南部地区事業化検討、新綱島駅前地区再開発 等) ○都心臨海部における回遊性向上(連節バスを活用した「高度化バスシステム」の導入 等)</p>	
政策 20	市民に身近な交通機能等の充実 【主な所管局:健康福祉局、都市整備局、道路局、交通局】
<ul style="list-style-type: none"> ・駅と主要な拠点を結ぶ<u>公共交通の維持・充実</u>を図るとともに、地域住民や民間事業者等の多様な担い手による交通サービスや、ICT等を活用した新たな技術の導入の可能性を検討するなど、地域のニーズを踏まえながら、<u>市民に身近な交通の充実</u>を図ります。 ・人にやさしい交通を実現するため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、<u>通学路や踏切の安全対策等</u>、安全・安心・円滑に移動できる道路の維持・整備を進めるとともに、駅における<u>可動式ホーム柵の整備やエレベーターの設置等</u>、交通結節点での利便性・安全性向上に取り組みます。 ・環境にやさしく、健康づくりに役立つ自転車の活用を推進するため、<u>自転車通行空間の整備や駐輪環境の充実等</u>の施策を進めます。 <p>主な施策(事業):○地域交通の維持・充実(多様な担い手による地域交通サービスの検討 等) ○歩行者の安全確保や地域の利便性向上(通学路など生活道路の安全対策 等) ○鉄道駅の利便性・安全性の向上(可動式ホーム柵の整備 等)</p>	
政策 21	コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり 【主な所管局:政策局、建築局、都市整備局、道路局】
<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺において、地域の生活や経済を支える拠点の形成に向け、市街地開発や規制誘導地区でのまちづくり誘導等により生活利便施設等の機能集積を図るとともに、<u>鉄道沿線の特性を活かしながら、若い世代をはじめ多世代に選ばれるまちづくり</u>を進めます。 ・住宅関連団体と連携した<u>住宅団地の建替え等の再生に向けた支援</u>や、福祉、子育て、買い物など生活を支える機能の強化、まちづくり活動の支援、コミュニティの充実など住宅地の再生・活性化に取り組みます。 ・<u>新駅やインターチェンジ周辺、米軍施設跡地等</u>の都市的土地利用の見込まれる地域や、市街地における土地利用転換の機会をとらえ、緑や農地の保全や周辺環境との調和を図りながら、住宅、医療、ロジスティクス産業、商業等の誘致・集積など、地域の活性化や広域的課題の解決に資する<u>戦略的な土地利用誘導</u>を進めます。また、<u>国際園芸博覧会の招致</u>と連動した、旧上瀬谷通信施設の<u>周辺地域を含めた総合的なまちづくり</u>を進めます。 <p>主な施策(事業):○鉄道沿線のまちづくり(市街地開発事業、規制誘導地区における土地利用誘導 等) ○住宅団地の再生・活性化の推進(団地再生コンソーシアムとの連携による支援 等) ○戦略的な土地利用誘導(川和町駅周辺、川向町南耕地、旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設 等)</p>	

政策 22	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり 【主な所管局:健康福祉局、建築局】
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯向け住宅や生活支援サービス付きの高齢者住宅の供給や、ひとり親世帯など住宅を確保することが困難な方々への居住支援の充実など、<u>多様なニーズに対応した住まいを供給していきます。</u> ・マンション管理や耐震化、団地の建替えなど多様な住まいの相談対応を充実していくとともに、専門家やコーディネーターの派遣などの支援に取り組みます。 ・市営住宅については、適正な維持管理や計画修繕などストックマネジメントを推進するとともに、<u>建替え・住戸の改善や、入居者支援等により再生・活性化に取り組みます。</u> ・空家化の予防、流通・活用の促進、管理不全の防止・解消など、<u>空家等の総合的な対策を進めます。</u> 	
<p>主な施策(事業):○子育て世帯や高齢者など多様なニーズに応じた住宅の供給 ○市営住宅の再生等の実施 ○総合的な空家等の対策の推進</p>	

政策 23	すべての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援 【主な所管局:こども青少年局、健康福祉局】
<ul style="list-style-type: none"> ・心身共に不安定になりやすい<u>妊娠中から産後の母子保健や、区役所と地域子育て支援拠点が連携した相談体制の充実により、各区の子育て世代包括支援センターの機能を強化</u>します。それにより、安心して子どもを産み育てられるよう、育児負担の軽減や虐待の防止など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を拡充します。 ・子育ての不安感・負担感の軽減や子どもの健やかな育ちを支えるため、引き続き<u>地域における子育て支援の場や機会の提供</u>を進めます。また、子育て支援に関わる人材の育成や地域の支援者・関係機関のネットワークづくり、子育てに関する情報提供・相談対応の充実を図ります。 ・小児医療費助成制度について、通院助成の<u>対象を中学3年生まで拡大</u>するなど、子育て世帯の負担軽減に取り組みます。 	
<p>主な施策(事業):○妊娠・出産に関する支援（妊婦健康診査事業、不妊相談・治療費助成事業） ○出産後から乳幼児期の支援（産婦健康診査事業、産後うつ対策） ○地域における子育て支援の場や機会の充実(地域子育て支援拠点サテライト整備)</p>	

政策 24	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援 【主な所管局:こども青少年局】
<ul style="list-style-type: none"> ・増え続ける保育ニーズに対応するため、引き続き<u>保育所の整備等を進めるとともに、保育・教育の基盤となる人材を確保</u>することにより、「<u>待機児童対策</u>」を推進します。 ・保護者の多様な働き方による保育ニーズに対応するため、<u>保育所等での一時預かり、幼稚園での受入れなど、きめ細かな対応を推進</u>します。 ・保育・幼児教育の<u>調査・研究、保育所等からの相談機能の強化に向けた検討を行うとともに、研修の充実など人材育成</u>に取り組み、質の維持・向上を図ります。また、小学校までのより円滑な接続を行うことにより、乳幼児期から学齢期までの子どもの育ちを一貫して支えます。 ・留守家庭児童の居場所を確保するとともに、学齢期の全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせる場所と機会を充実させるため、<u>放課後キッズクラブの全校展開等</u>を進めます。 	
<p>主な施策(事業):○保育・教育基盤の確保（保育所等整備事業）、保育士等の人材確保策の推進 ○保育・教育の質の維持・向上に向けた取組 ○放課後の居場所の充実（放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ事業 等）</p>	

政策 25	未来を創る子どもを育む教育の推進	【主な所管局:教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜教育ビジョン2030」(2018年3月策定予定)に掲げる「横浜の教育が目指す人づくり」に向けて、子どもたちの、<u>生きてはたらく知・豊かな心・健やかな体・公共心と社会参画・未来を開く志</u>の5つの力を育みます。 ・<u>特別支援教育や日本語指導、不登校児童・生徒への登校支援</u>等、一人ひとりの発達や学習状況等の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びを支援します。 ・いじめなど学校における課題について、<u>学校と教育委員会が、心理・福祉等の専門家や区役所等の関係機関と連携しながら、チームによる早期解決</u>を図ります。 ・<u>学校・家庭・地域をはじめ、関係機関・企業等が連携・協働すること</u>や、より多くの地域住民や保護者等が学校運営に参画することにより、子どもの成長を支えます。 		
<p>主な施策(事業):○多様な教育ニーズに対応した教育の推進(日本語指導の推進 等)</p> <p>○いじめ防止に向けた取組(スクールソーシャルワーカーの更なる活用)</p> <p>○学校・家庭・地域・企業等が連携した教育の推進(学校運営協議会の設置)</p>		
政策 26	子どもたちの豊かな学びを育むための魅力ある学校づくり	【主な所管局:教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全・安心を確保し、より充実した教育環境で学校生活を送れるよう、<u>学校施設の計画的な建替えや保全</u>等を進めます。 ・中学校昼食において、各家庭のライフスタイルや日々の都合に合わせた「選択制」を充実させていくために、<u>「ハマ弁」の価格の引下げや利便性の向上</u>など、より選びやすくするための取組を進めます。 ・教職員の資質・能力の向上に向けて、学び続けられる環境づくりを推進するため、<u>新たな教育センターに求められる機能やその実現手法を検討し、施設の確保</u>を目指します。 ・教職員が子どもとしっかり向き合うことができ、持続可能な教育環境を目指すため、<u>「横浜市立学校教職員の働き方改革プラン」</u>を策定し取組を推進します。 		
<p>主な施策(事業):○計画的な学校施設の建替え</p> <p>○家庭のライフスタイルに合わせた中学校昼食の充実</p> <p>○教職員の働き方改革</p>		
政策 27	女性が働きやすく、活躍できるまち	【主な所管局:政策局、経済局、こども青少年局】
<ul style="list-style-type: none"> ・女性がライフスタイルや希望に合わせてキャリアを形成できるよう、<u>職住近接の推進を含めた再就職支援</u>や、<u>リーダーシップの発揮</u>に向けたプログラムを充実します。<u>女性起業家に対しては成長段階に応じた支援</u>として、起業前からの相談対応、スタートアップオフィスや起業後の情報発信の場の提供等を実施し、活躍に向けた環境の充実を図ります。 ・学生に対する<u>就職・結婚・出産等のライフイベントを意識したキャリア支援</u>を進めるほか、市内企業における女性活躍に向けた経済団体との連携等に取り組んでいきます。 ・ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女が共に、仕事と家庭生活等を両立しながら働くことができるよう、「よこはまグッドバランス賞」をはじめとした<u>企業における多様で柔軟な働き方の推進</u>に向けた支援や、<u>男性が家事・育児・介護等をより積極的に担っていくための啓発</u>等を進めます。 		
<p>主な施策(事業):○女性就労支援</p> <p>○女性の起業と起業後の成長支援</p> <p>○「働き方改革」、「多様で柔軟な働き方」の推進</p>		

政策 28	シニアが活躍するまち 【主な所管局：経済局、健康福祉局】
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者がいきいきと生涯現役で活躍し続けられるよう、支援に取り組みます。 ・就労を望む高齢者が働けるよう、シルバー人材センターを通じた<u>就業機会の提供や、情報提供の強化、起業に向けたセミナー等の開催など支援</u>に取り組みます。 ・高齢者がこれまで培った知識や経験等を生かし、ライフスタイルに合わせて、<u>地域の担い手として就労やボランティアなど様々な場面で社会参加することにより、活躍できるよう、生きがい就労支援スポットや高齢者の居場所づくりなどの環境整備</u>を進め、活力ある地域を目指します。 ・社会参加することで、いきいきと意欲をもって生活することができ、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。 	
<p>主な施策(事業):○多様な就業機会の提供 ○地域貢献・社会参加支援（生きがい就労支援スポット 等） ○経験やスキルを発揮できる場の提供・起業支援</p>	

政策 29	子ども・若者を社会全体で育むまち 【主な所管局：こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> ・自らの能力や可能性を一層発揮できるよう、<u>全ての子ども・青少年の健全育成に向けて、体験活動の機会や居場所の提供などを充実</u>させます。 ・様々な課題やひきこもり等の困難を抱える青少年・若者の早期発見・早期支援の取組を推進するとともに、青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションなど<u>若者自立支援機関において、本人の状態に応じた段階的支援</u>を行います。 ・子どもたちの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防止するため、将来の自立に向けた生活・学習支援やひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた総合的な支援、児童養護施設等を退所した子ども・若者へのアフターケアの充実、子ども食堂など地域の主体的な取組への支援を進めることにより、<u>社会全体で子どもの貧困対策を推進</u>します。 	
<p>主な施策(事業):○子ども・青少年の健全育成に向けた支援（青少年関連施設の運営 等） ○困難を抱える子ども・若者への支援 ○子どもの将来の自立に向けた基盤づくりのための生活支援・学習支援</p>	

政策 30	児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実 【主な所管局：政策局、こども青少年局】
<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市子供を虐待から守る条例」を踏まえ、<u>児童虐待の早期発見、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援、地域や関係機関との連携</u>により総合的な児童虐待対策を推進します。 ・虐待対応件数の増加等に対応するため、<u>西部児童相談所をはじめ、各方面の児童相談所の再整備等</u>を行うとともに、区役所と児童相談所の相談・支援の充実など、機能強化を図ります。 ・支援が必要な子どもやその家庭を対象に、相談支援等を行う<u>子ども家庭総合支援拠点の機能について検討</u>するとともに、<u>横浜型児童家庭支援センターの全区設置</u>により、在宅支援の充実を進めます。また、社会的養護を必要とする児童に対し、<u>里親などの家庭養育を一層推進</u>します。 ・DV等被害者の<u>相談から保護、自立までの切れ目のない支援、広報啓発等を実施</u>します。 	
<p>主な施策(事業):○児童虐待防止に向けた取組（子ども家庭総合支援拠点機能の検討） ○児童相談所の機能強化（児童相談所の再整備） ○一貫した社会的養護体制の充実（里親推進事業）</p>	

政策 31	障害児・者福祉の充実 【主な所管局:こども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者が自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で安心して学び・育ち・暮らしていくことができるよう、障害福祉施策の充実を図ります。 ・障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備え、地域生活の支援を充実するとともに、必要な施設の整備を進めます。 ・医療的ケア児・者等が地域で生活するために必要となる医療・福祉・教育等の総合的な相談体制の構築及び受入体制の充実に取り組みます。 ・障害者差別解消の推進に向けて、障害特性を踏まえた情報発信を強化するとともに、差別に関する相談対応を充実させます。 ・障害者の就労を支援し、雇用を促進する取組を進めます。 ・障害者スポーツ・文化活動南部方面拠点を整備し、障害者スポーツ・文化活動を推進します。 <p>主な施策(事業):○地域生活支援の充実(地域生活支援のためのコーディネーターの配置 等) ○医療的ケア児・者等の支援の充実(障害児医療連携支援事業 等) ○障害児・者施設の充実(地域での暮らしを支援する多機能型拠点の設置 等)</p>	
政策 32	暮らしを支えるセーフティネットの確保 【主な所管局:健康福祉局、建築局】
<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮や生活上の課題を抱える人々が、周囲から孤立することなく安定した生活を送れるよう、福祉・就労・家計管理などにおける複合的支援の取組などを進めます。 ・空家等を賃貸住宅として活用する国の新たな住宅セーフティネット制度や市営住宅を活用し、住宅の確保に特に配慮を要する方に対して、円滑な入居の促進を図ります。また、相談・見守りなど居住支援を推進します。 ・困難を抱えた方が自殺に至らないように、相談支援や啓発などに引き続き取り組みます。 ・アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策として、当事者や家族からの相談体制の強化など総合的な対策を進めます。 <p>主な施策(事業):○生活保護を受給している方への就労支援 ○生活に困窮している方への自立支援(早期の自立に向けた包括的支援 等) ○住宅確保要配慮者への居住支援</p>	
政策 33	参加と協働による地域自治の支援 【主な所管局:市民局、健康福祉局、都市整備局】
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会など地域で活動する団体や人々、企業、学校、NPO法人と区役所等が連携して、身近な地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を進め、つながりを広めていきます。この中で、地域福祉保健計画や地域包括ケアシステム、地域防災の推進、地域の防犯活動の支援、郊外部のまちづくりなど様々な取組を進めていきます。 ・地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ、各区の市民活動支援センターなどの市民利用施設等におけるコーディネート機能を充実させるとともに、市民が地域でコーディネート力を発揮できるよう支援し、地域の交流やつながりを促進します。 ・市民からの協働事業の提案を事業化につなげられるよう、相談や助成などの支援を行います。また、市民協働・共創スペースを新市庁舎に設置し、市民協働事業の促進に取り組みます。 ・地域とともに課題解決に取り組めるようコーディネート型行政を進め、「地域協働の総合支援拠点」としての区役所と専門性を有する局が一体となって地域支援に取り組みます。 <p>主な施策(事業):○地域のつながりづくりのためのコーディネート機能の充実 ○市民からの協働提案を事業化につなげるための取組の推進 ○地域の防犯活動支援</p>	

政策 34	災害に強い都市づくり(地震・風水害等対策) 【主な所管局:総務局、環境創造局、建築局、都市整備局、道路局、消防局】
<ul style="list-style-type: none"> ・市民や来街者に対して、迅速かつ正確に情報をお知らせするため、<u>災害情報の多様な伝達手段の検討</u>を行うとともに、<u>消防本部庁舎等の整備</u>を進めるなど、災害対応力や活動体制の強化を図ります。 ・地震や地震火災に強い都市づくりを進めるため、<u>建築物の耐震化、条例に基づく防火規制区域内の不燃化推進、無電柱化の推進、狭あい道路の拡幅整備、緊急輸送路等の整備</u>を進めます。 ・局地的な大雨等に対して、適応の観点も含め、横浜駅周辺などで下水道整備等による防災機能を高めるほか、<u>グリーンインフラを活用した雨水浸透対策</u>をはじめ、<u>流域全体での河川・下水道・みどり・道路・まちづくりが連動した総合的な浸水対策等</u>を着実に進めます。 ・<u>がけ地調査の結果を活用した地権者への働きかけ、工事助成や相談体制の充実</u>などの取組により、<u>がけ地の改善を促進</u>するとともに、<u>道路・公園・学校等のがけ地の安全対策</u>を進めます。 	
<p>主な施策(事業):○様々な災害に対する危機対応力の強化(災害情報の多様な伝達手段の検討 等)</p> <p>○地震防災戦略の推進(まちな燃化推進、緊急輸送路の整備 等)</p> <p>○がけ地の防災対策(民有地・道路・公園・学校 等)</p>	

政策 35	災害に強い人づくり・地域づくり(自助・共助の推進) 【主な所管局:総務局、健康福祉局、環境創造局、道路局、消防局】
<ul style="list-style-type: none"> ・自助・共助の大切さを理解し、<u>自主的に防災・減災に向けた取組を行える防災・減災推進員</u>をはじめとした人づくり・地域づくりを推進するとともに、<u>児童・生徒の防災教育を充実</u>させるなど、更なる防災意識の向上を図ります。 ・地震による出火や延焼防止対策を強化するため、<u>感震ブレイカーの更なる普及促進、初期消火器具等の設置推進</u>などを図ります。 ・局地的な大雨等の増加などによる河川の氾濫等に対し、適応の観点も含め、地域全体で水害に備える「<u>水防災意識社会</u>」の再構築を目指し、<u>自助・共助の促進による「逃げ遅れによる人的被害ゼロ実現」に向けた意識啓発等の減災対策</u>を推進します。 ・これまでの大規模な自然災害の教訓を踏まえ、<u>女性の視点を取り入れた防災対策の充実</u>などを行うとともに、<u>高齢者や障害児・者等の要援護者などに配慮した避難所運営等の対策</u>を進めます。 	
<p>主な施策(事業):○地域防災の担い手育成(防災・減災推進研修 等)</p> <p>○出火防止や地域における初期消火力向上の取組推進(感震ブレイカーの普及促進 等)</p> <p>○女性の視点を取り入れた防災対策の充実と災害時の要援護者等支援の強化</p>	

政策 36	交通ネットワークの充実による都市インフラの強化 【主な所管局:都市整備局、道路局、交通局】
<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の利便性向上や横浜経済の活性化のため、<u>横浜環状道路(北西線・南線)</u>などの高速道路の整備を推進します。 ・環状3号線や東京丸子横浜線(綱島街道)などの都市計画道路の整備を進め、<u>体系的な道路ネットワークの構築</u>を図ります。 ・地域の利便性向上、市民生活の安全・安心の確保に向け、相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近などで<u>連続立体交差事業</u>を推進します。 ・<u>神奈川東部方面線の整備</u>や、<u>高速鉄道3号線延伸</u>(あざみ野-新百合ヶ丘)の事業化検討を推進するなど、鉄道ネットワークの構築に向けた取組を進めます。 	
<p>主な施策(事業):○横浜環状道路(北西線・南線)・都市計画道路の整備</p> <p>○連続立体交差事業の推進(鶴ヶ峰駅付近の推進、星川駅~天王町駅の完了)</p> <p>○高速鉄道3号線延伸等の事業化推進</p>	

政策 37	国際競争力の強化と市民生活を豊かにする総合港湾づくり 【主な所管局:港湾局】
<ul style="list-style-type: none"> ・我が国を代表するクルーズポートとして客船の多様化や増加する寄港依頼に対応するため、客船受入環境の整備やポートセールスの実施など、<u>客船を誘致する取組を強化</u>します。 ・国際コンテナ戦略港湾の実現に向けて、基幹航路の維持・拡大など<u>国内外の貨物を集中させる施策の展開</u>や<u>南本牧ふ頭MC・4</u>及び<u>臨港幹線道路</u>などの<u>港湾施設の整備</u>を図るとともに、<u>新本牧ふ頭の事業化を推進</u>します。 ・都心臨海部における賑わいの更なる創出に向け、<u>ハーバーリゾートの形成</u>を目指す<u>山下ふ頭の再開発</u>や、重要文化財「<u>帆船日本丸</u>」の長期保存活用に向けた大規模改修を進めます。 ・大規模地震時において、物流機能の維持や緊急物資の受入れを行うため、<u>耐震強化岸壁の整備</u>を進めるとともに、津波や高潮の被害を防ぐため、<u>海岸保全施設の整備</u>を進めます。 	
<p>主な施策(事業):○客船誘致の取組強化(新港9号・大黒ふ頭等での客船受入環境整備 等)</p> <p style="padding-left: 2em;">○港湾施設整備(南本牧MC-4 供用、新本牧ふ頭の事業化推進 等)</p> <p style="padding-left: 2em;">○賑わい拠点の形成(山下ふ頭再開発の推進 等)</p>	

政策 38	公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新 【主な所管局:財政局、各所管局】
<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活や経済活動を支える公共施設である都市インフラ(道路、河川、上下水道施設、港湾施設、市営地下鉄、公園、ごみ処理施設等)や公共建築物(学校施設、市営住宅、市民利用施設等)の老朽化の進行に対し、長寿命化を基本とした、<u>確実な点検と優先順位づけに基づく計画的かつ効果的な保全・更新</u>を、これまで以上に重視し着実に取り組みます。 ・特に、今後一斉に建替え時期を迎える<u>市立小中学校・市営住宅</u>などについては、<u>事業費の平準化やコスト縮減、多目的化や複合化等の再編整備の検討</u>など、あらゆる工夫を重ねた計画的かつ効率的な建替えを着実に進め、<u>時代のニーズに対応できる公共建築物へ再生</u>していきます。 ・質の高い公共施設の保全・更新を安定的に進めるため、新技術の活用や適正工期の確保等を通じて、市内中小企業における担い手の確保・育成と生産性向上を図ります。 	
<p>主な施策(事業):○計画的かつ効果的な公共施設の保全・更新の推進</p> <p style="padding-left: 2em;">○平準化やコスト縮減を踏まえた市立小中学校・市営住宅等の計画的な建替え</p> <p style="padding-left: 2em;">○公共事業の品質確保と担い手の確保・育成に向けた取組</p>	

第4章 行財政運営

1 行政運営

■背景

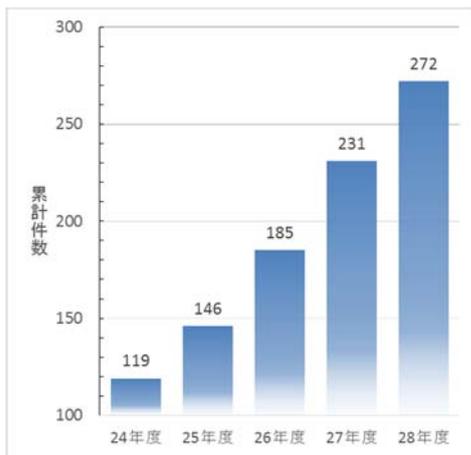
1 これまでの取組

厳しい財政状況の中、必要な施策を着実に推進するため、徹底した事務事業の見直しや外郭団体改革などに取り組みつつ、職員一人ひとりの意欲・能力を最大限に発揮できるよう職員の人材育成などに取り組み、市役所のチーム力を向上させてきました。

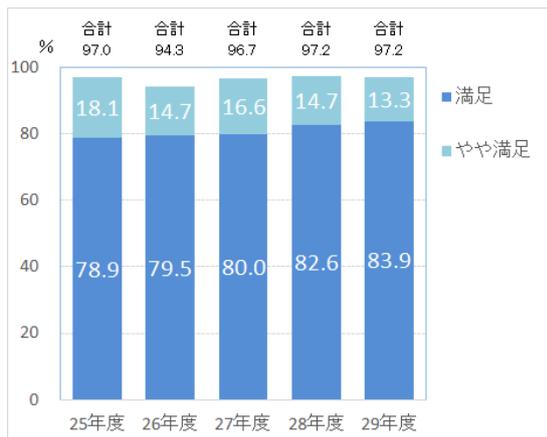
さらに、地域課題に対して迅速かつ総合的な支援ができるよう区役所の機能強化を図るとともに、民間の皆様との協働・共創（公民連携）により、様々な分野において、課題解決や地域活性化等の取組を推進してきました。

また、2020（平成 32）年度の新市庁舎移転を契機とした「働き方改革」として、多様で柔軟な勤務形態の実現に向け、テレワーク（在宅勤務）や横浜版フレックスタイトム制度を試行実施するとともに、庶務・労務・経理事務の集約化を一部実施するなど、業務効率化にも取り組んできました。

親切・丁寧なおもてなしの行政サービスを実施し、特に窓口業務については、迅速かつ正確な対応を心がけることで、市民の方々からも高い評価をいただいています。



共創フロント実現件数



窓口サービス満足度調査結果

2 今後4年間の方向性

少子化の進展による生産年齢人口の減少や高齢人口の増加は、市の財政基盤に影響を与えるとともに、行政需要の拡大にもつながります。限られた経営資源の中で、必要な施策を推進するには、徹底した事業見直しや、事務の効率化・適正化など、不断の行政改革に取り組む必要があります。

新市庁舎への移転を「働き方」を見直す絶好の機会と捉え、ワークスタイル改革に取り組みます。また、ICTを活用した業務の効率化や市民の利便性の向上に取り組むとともに、データを重視した政策形成等の取組を通じて市民サービスの向上を目指します。

多様化・複雑化する市民ニーズや社会的課題に対応するため、民間の皆様との協働・共創を更に進めていきます。

横浜市区役所事務分掌条例の施行を受け、区だけでは解決が困難な課題に、区局が一層連携して取り組むとともに、社会情勢の変化や地域のニーズに応える区役所機能の強化を図ります。

大都市にふさわしい権限と税財源を併せ持つ新たな大都市制度「特別自治市」の実現に向け、国等への提案・要望、協議を進めます。また、市民生活に直結する分野を中心に二重行政を解消し、より効果的・効率的に行政サービスを提供するため、県と協議を進めます。

■取組の考え方

1 時代背景を踏まえた行政運営の不断の見直し

厳しい財政状況の中で、今後も必要な施策を推進するため、引き続き徹底した事務事業の見直しに取り組むとともに、各部署に共通する庶務・労務・経理などの内部管理業務を集約化するなど、業務の効率化を進めます。また、外郭団体については、協約マネジメントサイクルの着実な実行により、団体の経営向上や事業の整理に取り組みます。

さらに、市民の信頼に応えるためには、市政の基盤である執行体制をしっかりと構築したうえで、施策を進める必要があります。そのために、地方自治法の改正により求められる内部統制体制の整備をはじめ、法律上求められる事項に適切に対応するとともに、行政ニーズに応える効率的・効果的な執行体制を構築します。

2 データ及びICTを活用した行政運営の推進

経営資源に限りがある中、社会環境の変化による新たなニーズに対応していくため、ICTの活用による業務効率化と市民の利便性の向上を図るとともに、横浜市官民データ活用推進基本条例を踏まえたデータを重視した政策形成の推進やオープンデータの整備・推進等の取組を通じて、市民サービスの向上を目指します。さらに、情報セキュリティを確保し、ICT環境の安全性と信頼性を高めることで、業務の安定した運営を実現します。

3 働き方改革と市の将来を支える職員の確保・育成

健康かつ生き生きと職員が活躍できる職場環境を実現するため、働き方改革として、テレワークや横浜版フレックスタイム制度など、職員の個々の事情に応じた働き方を実現するとともに、健康経営の考え方を基に策定した健康ビジョンの推進や、「横浜市職員の女性ポテンシャル発揮・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき仕事と家庭生活の両立、女性活躍の推進を進めます。また、多様な人材の確保や育成を進め、複雑・高度化する行政課題に的確に対応していきます。

4 民間との連携強化による「共創」の推進

これまで積み重ねてきた民間との連携の実績を踏まえ、地域課題や社会的課題のより効果的な解決を図るため、データや先端技術等も活用しながら、オープンな公民対話の積極的な展開や、新たな発想に基づく公民連携に取り組み、新たな価値を創造する「共創」を一層推進します。また、民間提案窓口（共創フロント）などの仕組みを充実強化するとともに、既存の公民連携制度についても時代やニーズに即した柔軟な運用と改善に引き続き取り組みます。

5 市民の視点に立った行政サービスの提供と地域との協働

行政サービスを正確かつ親切・丁寧に提供するとともに、地域の課題を把握し、横浜市区役所事務分掌条例を踏まえて創設した区提案反映制度などを活用しながら、区局が連携して市民との協働による地域課題の解決をより一層進めます。また、社会情勢の変化や地域のニーズに応える区役所機能の強化を図るとともに、市民と協働で課題解決に取り組む職員の育成を進めていきます。

さらに、より効果的・効率的に行政サービスを提供するため、本市へのパスポート発給事務の権限移譲を進めるとともに、引き続き、県と二重行政の解消に向けた協議を進めます。

2 財政運営

※ 素案公表時には、「取組の考え方」に記載した5つの項目ごとに、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」第4条に基づく目標や第5条に基づく取組を具体化します。

■背景

1 これまでの取組

中期4か年計画（2014～2017）期間においても、歳入の中心を占める市税収入は、かつてのような伸びを確保することが難しく、徹底した事務事業の見直しや様々な財源確保などにより、財政見通しで見込まれる収支不足額を毎年度の予算編成で確実に解消しながら、子育て、福祉・医療、教育、市内中小企業支援、防災・減災対策、観光・MICE、道路・港湾といった基盤整備などの施策を進めてきました。

こうした市民生活や市内経済を支える取組を着実に進めていくためには、財政の健全性を維持し、持続可能な財政運営を推進していかなければなりません。

本市では、他都市に先駆けて市債の発行抑制に取り組み、また、借入金残高についても、一般会計の市債残高だけでなく、特別会計・企業会計の市債残高や外郭団体の借入金のうち一般会計が負担する債務も含めて「一般会計が対応する借入金残高」と位置づけ、縮減してきました。一般会計の市債については、「横浜方式のプライマリーバランス」の考え方に基づき、計画的な活用に取り組んできました。

【表1 一般会計が対応する借入金残高及び滞納額※の推移】

	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末見込み
一般会計が対応する借入金残高	3兆3,382億円	3兆2,725億円	3兆2,313億円	3兆1,830億円	3兆1,620億円
滞納額（一般会計・特別会計）	407億円	377億円	341億円	310億円	290億円

※ 一時的かつ特殊な原因により発生しているものを除く滞納額

【表2 主な政令指定都市の健全化判断比率の状況（28年度決算）】

	横浜市	名古屋市	大阪市	京都市	神戸市	川崎市
実質公債費比率	16.5%	11.8%	7.9%	15.2%	7.4%	7.2%
将来負担比率	160.7%	138.8%	95.2%	226.2%	80.0%	118.3%

2 今後4年間の方向性

今後、本市でも人口減少に転じ、高齢化率も上昇するなどの社会環境により、財政構造の硬直化など財政運営において一層厳しさが増すと見込まれ、施策・事業は一層の「選択と集中」が必要です。また、これまで蓄積してきた都市インフラや公共建築物といった公共施設の老朽化の進行に対し、保全・更新をより本格的に進めることで、次世代にしっかりと引き継いでいくことも、これからの財政運営での重要な課題です。

さらに、財政状況の厳しさなどについて市民との共有や官民データ活用推進の趣旨を踏まえた財政データの積極的な提供を進めるとともに、施策・事業評価などによるPDCAのもとで、より効率的・効果的な施策・事業の推進に努める必要があります。

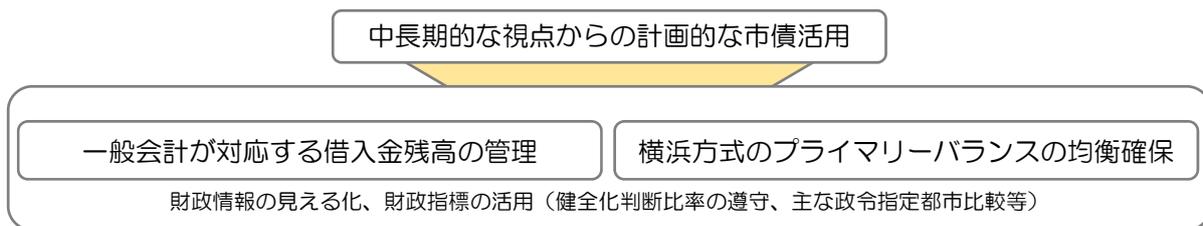
こうした中で、市民や市場から信頼される横浜市であり続けるために、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例（平成26年6月制定）」の理念である「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立に向けて、財政目標を設定し、その目標達成のための取組を確実に進めていきます。

■取組の考え方

「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」を踏まえ、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立を図り、多様化・複雑化する課題に的確に対応していく持続可能な財政運営を進めます。

1 計画的な市債活用による一般会計が対応する借入金残高の管理

横浜の成長・発展に向けた投資や公共施設の保全・更新への対応に、横浜方式のプライマリーバランスの管理による計画的な市債活用を図りながら、将来世代に過度な負担が先送りされないよう、一般会計が対応する借入金残高を適切に管理していきます。



<横浜方式のプライマリーバランス（PB）>

- 30年度から33年度までの4年間全体で、均衡を確保。
- PBは32年度完成を目指し進めてきた事業進捗に応じ、計画期間の前半・後半で変動。

4年間全体のPBの合計（均衡を確保）



30・31年度のPB（赤字）

32・33年度のPB（黒字）

2 財源の安定的な確保による財政基盤の強化

税務行政の適正な推進と納税者の利便性向上により、自主財源の根幹である市税収入を安定的に確保するとともに、債権については、公平性の視点から自律的かつ継続的な債権管理の適正化に努め、未収債権の早期解決を図るなど、財政基盤の強化に取り組みます。

3 保有資産の適正管理・戦略的な活用

本市で保有する土地・建物について、適正な管理のもと、利活用が可能と考える資産については、公共公益的な利用をはじめ、財源確保に向けた売却等を積極的に進めます。また、用途廃止施設の適切な活用を進めるとともに、学校や市営住宅等の建替えなどの機会をとらえた公共建築物の多目的化や複合化等の再編整備の検討を進めます。

市民利用施設については、効率的な施設運営を図りながら利用者負担の適正化を進めます。

4 効率的な財政運営の推進

不断の行財政改革等による経費縮減・財源確保等を徹底するとともに、従来の方法にとらわれず、PPP/PFIをはじめ多様な公民連携の取組を積極的に検討・実施し、施策・事務事業をより効率的・効果的に推進します。また、引き続き、現場主義とトップマネジメントの視点に基づき、各年度の予算を編成します。

5 財政運営の透明性の確保・向上

財政状況の認識を市民と共有するため、政策の選択と集中の土台となる中・長期的な視点からの財政見通しを公表します。また、予算・決算の記者発表資料や統一的な基準に基づく財務書類の公表など、わかりやすく使いやすい財政情報の見える化に積極的に取り組みます。

新たな中期計画の策定スケジュール

計画策定経過における次の各段階において公表し、様々な意見を反映させながら、2018（平成 30）年 10 月頃の計画策定を目指します。

今回

2018（平成 30）年1月「新たな中期計画の基本的方向」
策定にあたっての考え方や骨子をお示ししています。

広報よこはま
3月号

基本的方向に対する市民意見募集の実施等

2018（平成 30）年5月頃 素案の策定
具体的な目標や取組内容をお示しします。

広報よこはま
特別号

素案に対するパブリックコメントの実施等

2018（平成 30）年9月頃 原案の策定
素案に対するご意見を反映させます。

※横浜市議会基本条例第 13 条第 2 号に基づき、原案を基に議案を提出する予定です。

～新たな中期計画の策定状況は、ホームページでご覧いただけます！～

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/chuki2018-/>

皆様のご意見をお待ちしています！

<2018（平成30）年3月23日（金）まで>



◆意見募集の内容◆

「新たな中期計画の基本的方向」へのご意見を募集します。
いただいたご意見は、今後の計画策定に向けて参考にさせていただきます。

◆意見の提出方法◆

郵送、FAX、電子メールで、ご意見をお寄せください。
様式は特に定めていませんが、「新たな中期計画の基本的方向」のどの部分に関連するご意見かが分かるようご記入ください。

◆送付先◆

郵送：〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市政策局政策課 へ
FAX：045-663-4613
電子メール：ss-chuki2018@city.yokohama.jp

※個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※いただいたご意見の内容につきましては、個人情報を除いて公開する可能性があります。

※ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。



平成30年1月
編集・発行 横浜市 政策局 政策課

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

電話：045(671)2010

FAX：045(663)4613

ホームページ：[http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/chuki2018-/](http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/chuki2018/)

○横浜市附属機関設置条例

平成23年12月22日

条例第49号

改正 平成24年2月24日条例第4号

平成25年6月5日条例第35号

平成26年2月25日条例第10号

平成26年12月26日条例第82号

平成27年2月25日条例第7号

平成27年2月25日条例第12号

平成28年2月25日条例第8号

横浜市附属機関設置条例をここに公布する。

横浜市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月条例第4号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成24年4月規則第56号により同年同月18日から施行)

附 則 (平成25年6月条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月条例第82号)

この条例中、別表の改正規定(「政府調達に関する協定の対象となる契約」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する国際約束の対象となる調達」に改める部分に限る。)は公布の日から、同表の改正規定(「政府調達に関する協定の対象となる契約」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する国際約束の対象となる調達」に改める部分を除く。)は平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月条例第7号)

この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

附 則 (平成27年2月条例第12号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

附 則 (平成28年2月条例第8号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条第1項)

(平24条例4・平25条例35・平26条例10・平26条例82・平27条例7・平27条例12・平28条例8・一部改正)

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	横浜市大都市自治研究会	大都市にふさわしい地方自治制度についての調査審議に関する事務	10人以内
	横浜市民間資金等活用事業審査委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	5人以内

	(平成11年法律第117号)に基づく民間事業者の選定その他特定事業の実施に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	
ヨコハマ国際まちづくり推進委員会	横浜市における国際性豊かなまちづくりの推進に関する事業の方針その他当該事業の推進に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内
横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会	横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則（平成18年12月横浜市規則第145号）第9条第1項の規定による内部通報に係る申出の受付、調査及び勧告、同規則第2条第4号に規定する特定要望に係る助言等に関する事務	3人
横浜市税制調査会	横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等についての調査審議に関する事務	10人以内
横浜市入札等監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の対象となる調達についての苦情の処理に関する事務	5人以内
横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会	保有土地及び用途廃止施設に関する事業提案型の公募売却及び貸付けに係る事業予定者の選定についての審議に関する事務	5人以内

横浜市公共事業評価委員会	横浜市が実施する公共事業の必要性及び効果等の評価についての審議に関する事務	10人以内
横浜市創造界限形成推進委員会	創造界限（芸術家等が創作し、発表し、及び滞在する地域をいう。以下同じ。）等の拠点施設において文化芸術活動による街づくりのために実施する事業についての評価、当該事業の運営団体の選考についての審議及び創造界限の形成の推進に係る助言に関する事務	15人以内
横浜文化賞選考委員会	横浜市の芸術、学術、教育、社会福祉、医療、産業、スポーツ振興等の文化の発展に尽力し、その功績が顕著な者に贈呈する横浜文化賞の受賞者の選考についての審議に関する事務	20人以内
横浜市美術資料収集審査委員会	横浜美術館における美術作品その他の美術に関する資料の収集についての審査に関する事務	7人以内
横浜市新事業分野開拓事業者等認定委員会	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する認定に係る実施計画等についての審査に関する事務	8人以内
横浜市新技術・新製品開発促進助成金交付審査会	横浜市内の中小企業の新技術及び新製品の開発等に係る経費の一部を助成する中小企業新技術・新製品開発促進助成金の交付対象者の選定についての審査に関する事務	13人以内
横浜マイスター選考委員	横浜市に在住し、卓越した技能	10人以内

会	等を有する技能職者に授与する称号である横浜マイスターの授与者の選考についての審議に関する事務	
横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会	横浜市の地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、市立保育所の民間移管、乳幼児一時預かり事業等の子育て支援事業に係る運営事業者の選定についての審議に関する事務	10人以内
横浜市福祉調整委員会	横浜市における福祉保健サービスに対する利用者等からの苦情及び相談についての調査及び調整に関する事務	9人以内
横浜市社会福祉法人施設審査会	社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）の設立認可、同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）を除く。）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所その他市長が定める施設の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務	7人以内
横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会	高齢者、障害者及び障害児、児童並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する	20人以内

	被保護者に対する福祉サービスの第三者評価の仕組み、手法、評価基準その他当該評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	
横浜市保健医療協議会	横浜市の保健、医療及び生活衛生に係る施策及び当該施策の計画の策定についての調査審議及び評価に関する事務	20人以内
横浜市救急医療検討委員会	横浜市における救急医療体制に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内
横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会	社会福祉法第107条の規定に基づく横浜市地域福祉保健計画の策定、当該計画の推進に係る評価等についての審議に関する事務	20人以内
人と動物との共生推進よこはま協議会	横浜市の動物の愛護及び管理に係る施策に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内
食の安全・安心推進横浜会議	横浜市における食の安全に関する施策その他食の安全の確保に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内
横浜市医療安全推進協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11第1項の規定により設置された横浜市医療安全支援センターの運営方針、地域における医療の安全の推進のための方策等についての審議に関する事務	8人
健康横浜21推進会議	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策	20人以内

	定した健康増進計画である健康横浜21の推進に係る総合調整、関係団体が行う健康づくり活動の支援その他健康づくりに関し必要な事項についての調査審議に関する事務	
横浜市石綿ばく露健康リスク調査専門委員会	石綿による健康への影響に関する調査の実施に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
横浜市衛生研究所倫理審査委員会	横浜市衛生研究所における研究計画、研究成果及びその公表等に係る倫理的及び科学的配慮についての審議に関する事務	6人
横浜みどりアップ計画市民推進会議	横浜市域の樹林地及び農地の保全並びに緑化の推進を図ることを目的とする横浜みどりアップ計画に係る施策及び事業についての情報提供、評価等に関する事務	20人以内
横浜環境活動賞審査委員会	環境の保全、再生及び創造に関しその功績が顕著な者を表彰する横浜環境活動賞の受賞者の選考についての審議に関する事務	7人以内
横浜市協働の森基金審査委員会	横浜市協働の森基金条例（平成17年3月横浜市条例第38号）第1条に規定する横浜市協働の森基金に係る事業における保全対象の樹林地についての審査に関する事務	5人以内
横浜市下水道事業経営研究会	横浜市における下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議に関する事務	10人以内
横浜市水洗化紛争仲介委	下水道法（昭和33年法律第79号）	3人以内

員会	第2条第8号に規定する処理区域において同法第10条第1項若しくは第11条の3第1項又は横浜市下水道条例(昭和48年6月横浜市条例第37号)第15条第1項の規定による義務を負う者とその隣接の土地所有者、建築物所有者等との間の当該義務の履行に係る紛争についての仲介に関する事務	
横浜市建築物環境配慮評価認証委員会	横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号)第141条の4第1項に規定する建築物環境配慮計画の認証に係る評価内容についての調査審議に関する事務	5人以内
横浜市公共建築物耐震工法検討委員会	公共建築物等の用途に適した耐震工法についての審議に関する事務	8人以内
横浜市ESCO事業提案審査委員会	横浜市が所有する公共建築物の設備改修について民間の資金及び技術的能力等を活用し、省エネルギー及び維持管理費の低減を図る事業における事業者の応募資格についての審査、事業者の提案に関する評価基準についての審議及び当該事業に関し必要な事項についての審査に関する事務	5人以内
横浜市道路高架下等利用計画検討会	道路法(昭和27年法律第180号)の規定に基づき横浜市が管理する道路の高架下等の利用計画の策定についての審議及び当該高架下等	4人

		の利用者の選定についての審査に関する事務	
	横浜市救急業務検討委員会	横浜市が行う救急業務に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内

横浜市大都市自治研究会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 27 日 政大推第 268 号

最近改正 平成 30 年 3 月 12 日 政大推第 454 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市大都市自治研究会（以下「研究会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定める。

(委員)

第 2 条 委員は、市長が任命する。

2 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(座長)

第 3 条 研究会に座長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、研究会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、座長が欠けたとき、その他必要があると認められる場合は、あらかじめ座長が指名する委員（副座長）がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 研究会の会議は、座長が招集する。ただし、座長が選出されていないときは、研究会の招集は市長が行う。

2 座長は、研究会の会議の議長となる。

3 研究会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(会議の公開)

第 5 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、研究会の会議は、一般に公開する。ただし、委員の承諾により、座長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 研究会の会議の傍聴者の定員は、座長が定める。

3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。

4 会議を非公開とする場合において、座長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(秩序の維持)

第6条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。

ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他座長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に入ってはならない。

4 座長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者が会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、座長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場から退去を命じることができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、政策局大都市制度・広域行政室大都市制度推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(横浜市大都市自治研究会設置要綱の廃止)

2 横浜市大都市自治研究会設置要綱(平成23年8月1日政大推第78号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年3月12日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成30年4月1日から施行し、同日までの庶務については、なお従前の例による。

横浜特別自治市大綱

平成 25 年 3 月

横浜市

目 次

第 1	これまでの経過と横浜特別自治市大綱策定の趣旨	1
第 2	「特別自治市制度」が求められる背景・必要性	2
1	指定都市制度の問題点	
2	大都市を取り巻く現状と課題	
3	特別自治市制度の必要性	
第 3	横浜市が目指す特別自治市制度	9
1	横浜特別自治市制度の骨子	
2	特別自治市移行に向けた手続等	
3	特別自治市制度の創設により期待できる効果	
第 4	横浜特別自治市制度創設に向けたプロセス	18
1	県との協議による現行制度（指定都市制度）における権限移譲	
2	現行制度（指定都市制度）における区行政の強化	
3	県内市町村等との協議による取組	
4	横浜特別自治市制度創設に向けた今後の進め方	
《参考》	21
1	大都市制度の経緯と横浜市の取組	
2	大都市制度に関する国の動向	

第1 これまでの経過と横浜特別自治市大綱策定の趣旨

横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の5大都市では、大都市自治の拡充と大都市行政の能率的な遂行のため、府県からの独立を訴えて、戦前から「特別市制運動」を展開し、その結果、昭和22年の地方自治法制定により、「特別市制度」が創設された。

しかし、大都市がその区域から独立することによる空洞化を恐れた5府県（神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫）等の猛烈な反対に遭い、結局、特別市制度は適用されないまま、昭和31年に廃止された。そして、その代わりに暫定的制度として「指定都市制度」が創設され、5大都市に適用されることとなった。

横浜市では、他都市とも連携しながら、歴代市長・議長が指定都市制度の改革を国に訴えてきたが、半世紀以上経過した現在においても、抜本的な見直しはされていない。

平成22年5月、横浜市では、市会との議論を経て、「新たな大都市制度創設の基本的考え方」を策定し、新たな大都市制度である「特別自治市」の基本的枠組みを定めた。同時期に、指定都市市長会においても、横浜市の考え方と方向性を同じくする「特別自治市」構想を発表している。

また、平成23年8月に設置された第30次地方制度調査会において、平成24年2月から大都市のあり方について本格的な議論が始まったことを受け、市会との議論を行い、平成24年6月に「横浜特別自治市大綱素案（骨子）」を策定し、市民、県、県内市町村、経済団体等に説明を行い、意見を聴取した。

「横浜特別自治市大綱素案（骨子）」では、特別自治市制度創設が求められる背景・必要性、横浜特別自治市制度の骨子、特別自治市移行に向けた手続等、特別自治市制度創設までの間の取組の概要を示した。

その後、平成24年8月には、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）が成立し、12月には地方制度調査会専門小委員会から「大都市制度についての専門小委員会中間報告」が公表された。

これらの状況を踏まえ、横浜市にふさわしい大都市制度である特別自治市制度の早期創設を目指し、国等に制度創設の要請、提案を行うと共に、市民、県、県内市町村、経済団体等との意見交換に資するため、市会との議論を経て、横浜特別自治市大綱を策定する。

なお、本大綱については、国の動向や今後予定されている第30次地方制度調査会の答申内容などを踏まえ、引き続き検討を行い、必要に応じて改訂を行うものとする。

第2 「特別自治市制度」が求められる背景・必要性

1 指定都市制度の問題点

現在、横浜市に適用されている指定都市制度は、地方自治法第252条の19第1項の規定により、政令で指定された人口50万人以上の市に適用されている制度である。昭和31年の制度創設時には横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の5市だった指定都市は、人口などの指定要件の政策的緩和もあり、平成24年4月1日現在では20市に達している。

指定都市には、一般の市にはない制度上の4つの特例（「事務配分上の特例」、「関与の特例」、「行政組織上の特例」、「財政上の特例」）があるが、基本的には都道府県に包括される一般市町村と同じ枠組みの中にあるため、複雑多様な大都市行政をより効率的・効果的に執行し、行政サービスを充実させていくために十分な制度であるとは言えない。

(1) 指定都市と都道府県の二重行政

基礎自治体と広域自治体の二重行政には、基礎自治体と広域自治体が同一の公共施設を整備したり、同一の施策を実施したりしている状況のほか、同一又は類似した行政分野において、事業規模等により基礎自治体と広域自治体との間で事務・権限が分かれている状況や、基礎自治体の事務処理に当たって広域自治体の関与等がある状況がある。

特に、指定都市と都道府県の間では、同一又は類似した行政分野において、指定都市と都道府県との間で事務・権限が分かれていることによって、指定都市が効率的で効果的な行政運営ができない状況にあることが大きな問題となっている。

○ 広域自治体と基礎自治体の「二重行政」について

広域自治体と基礎自治体の「二重行政」について		
分類	概要	具体例（指定都市と道府県に係るもの等）
<ul style="list-style-type: none"> ・大都市制度の課題として指摘される「二重行政」として、以下のような類型の事務をどう考えるか。 ①重複型：任意事務で広域自治体と基礎自治体双方が実施しているものや、法定事務で双方に義務や努力義務が課されているもの ②分担型：同一・類似事務について広域自治体・基礎自治体が事業規模等により役割分担をしているもの ③関与型：基礎自治体が行う事務について広域自治体の関与が存在するもの ・①②③は、必ずしも大都市固有、指定都市・道府県間固有の課題とは言えないが、道府県から指定都市への権限移譲が進んでいることに加え、指定都市の規模能力が高く、道府県庁所在地であることが多いこと等から、特に指定都市と道府県の間で課題が顕在化している場合があるのではないかと。 		
※任意事務に多い		
①重複型		
ハード重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一の公共施設を整備している状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の整備 ・図書館・博物館の整備 ・体育館・プールの整備
ソフト重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一施策を実施している状況	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援 ・商店街振興 ・地球温暖化対策 ・環境教育 ・男女共同参画
※以下、法定事務に多い		
②分担型	同一又は類似した行政分野において、事業規模等により広域自治体と基礎自治体との間で事務・権限が分かれており、一体的な行政運営ができない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、空港・上下水道等の都市施設等に係るものは道府県、それ以外は指定都市） ・一級河川（指定区間）・二級河川の管理（一部の指定区間のみ指定都市、それ以外は道府県） ・県費負担教職員（給与負担・定数決定等（道府県）と任免・給与決定等（指定都市）） ・病院の開設許可（道府県）と診療所・薬局の開設許可（保健所設置市）
③関与型	基礎自治体の事務処理に当たり広域自治体の関与等がある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・知事による農地転用許可（4ha以下）に係る市農業委員会（申請を受理し、意見付して送付）と道府県農業会議（知事が意見を聴取）の事務 ・指定都市立高等学校の設置・廃止等に係る道府県教育委員会の認可

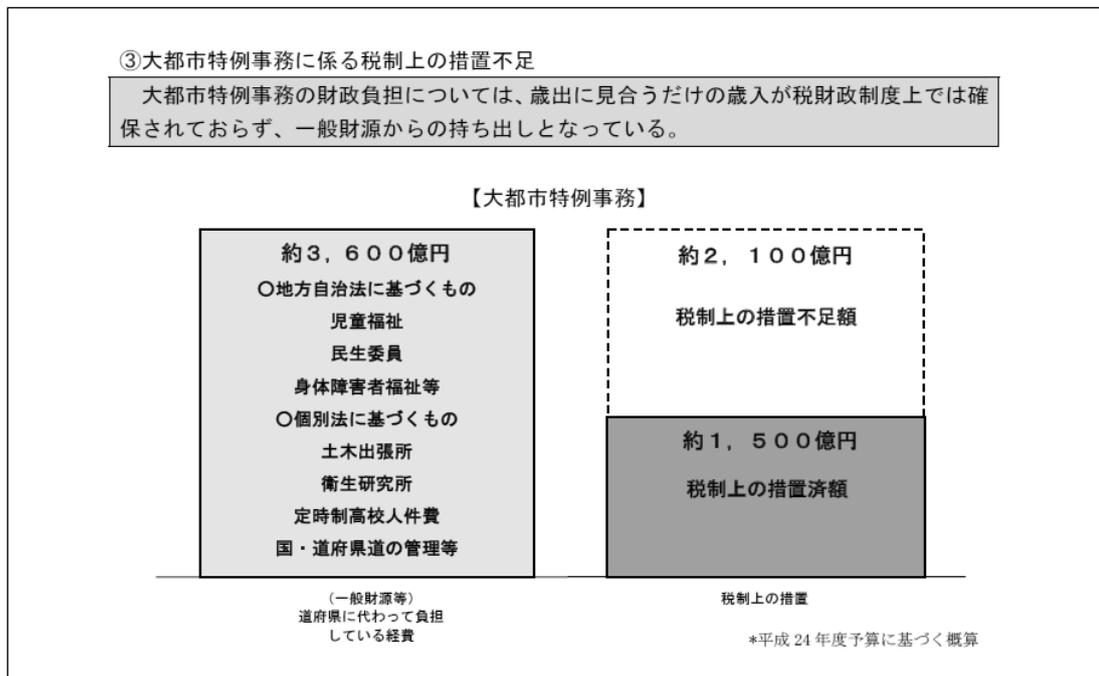
出典：第30次地方制度調査会第14回専門小委員会資料

(2) 大都市特例事務に関する不十分な税制上の措置

指定都市は、地方自治法及び個々の法令に基づく事務配分の特例により、道府県に代わって多くの事務を行っているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、事務に必要な財源について税制上の措置が不十分である。

そのため、一般の市町村であれば、市町村の事務を処理するために使うことができる財源を、指定都市では道府県の事務を代わりに処理するために一般財源から「持ち出し」している状態となっている。

○ 大都市特例事務に係る税制上の措置不足額



出典：指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 25 年度）」

2 大都市を取り巻く現状と課題

(1) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

日本の人口は、平成 22 (2010) 年国勢調査による 1 億 2,806 万人から、平成 72 (2060) 年には 8,674 万人に減少する一方、65 歳以上人口割合は 39.9% まで増加すると推計¹されている。

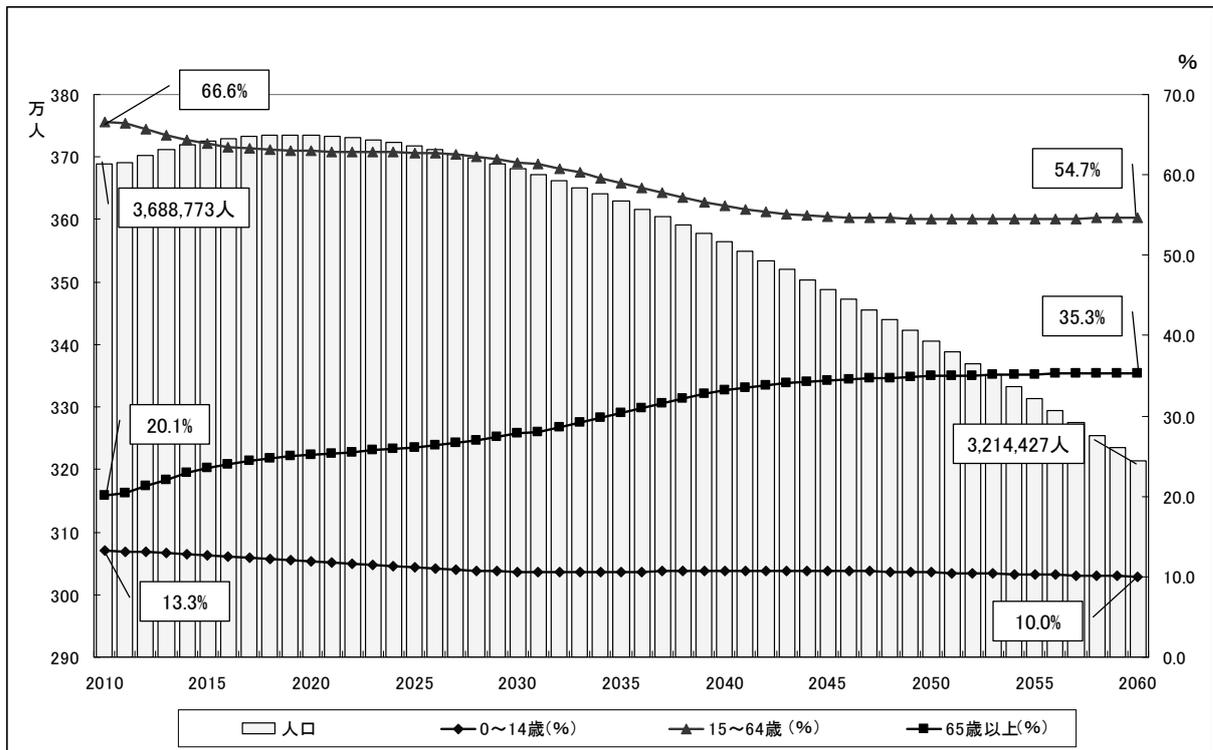
横浜市の人口についても、平成 22 年国勢調査による 368 万 8,773 人から、平成 31 (2019) 年に 373 万 5,555 人のピークを迎えて以後減少に転じ、平成 72 年には 321 万 4,427 人 (参考値) まで減少し、65 歳以上人口割合は 35.3% (参考値) に増加すると予測されている。

横浜市は市民税に占める個人市民税の割合が非常に高いことなどから、人口減少や高齢化の進行による生産年齢人口の減少は、他の指定都市に比べ、横浜市の税収に影響を与える可能性がある。

三大都市圏においても、年少者人口・生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は大幅に増加していくことが予想され、平成 22 (2010) 年を 100 とした場合の平成 47 (2035) 年における高齢者人口の伸び率は、三大都市圏以外の地域における 119.2 に対し、三大都市圏では 140.7、横浜市においては 155.4 と推定されている。

そして、高齢者人口の急速な増加に伴い、大都市圏においては、老人福祉費が大幅に増加することも予測されている。例えば、平成 21 (2009) 年を 100 とした場合の平成 47 年における老人福祉費 (高齢者に関する医療、介護その他福祉行政に要する経費) の伸び率は、三大都市圏以外の地域が 118.9、三大都市圏が 142.4 であるのに対し、横浜市は 159.7 にまで増加すると推定されている。

○ 横浜市の将来人口推計結果及び年齢 3 区分別人口割合の推計結果

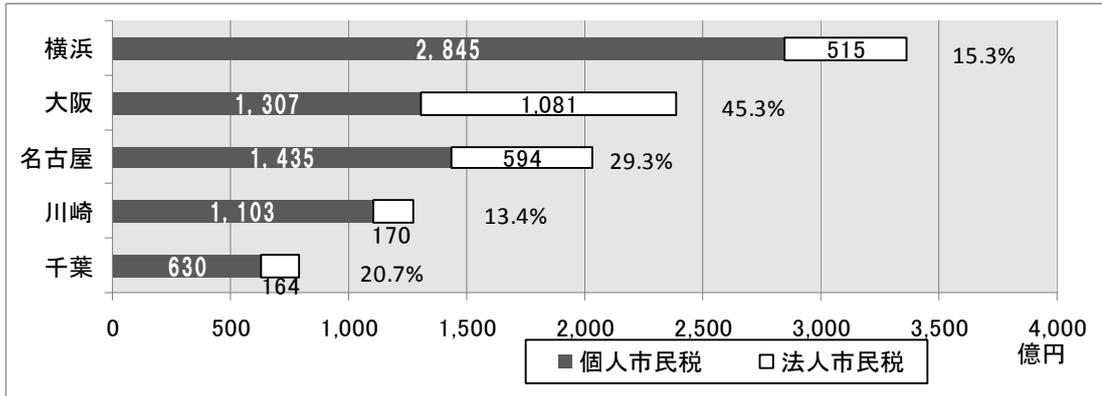


* 2036 年以降のデータは参考値

出典：横浜市将来人口推計 (平成 22 年国勢調査に基づく) を基に作成

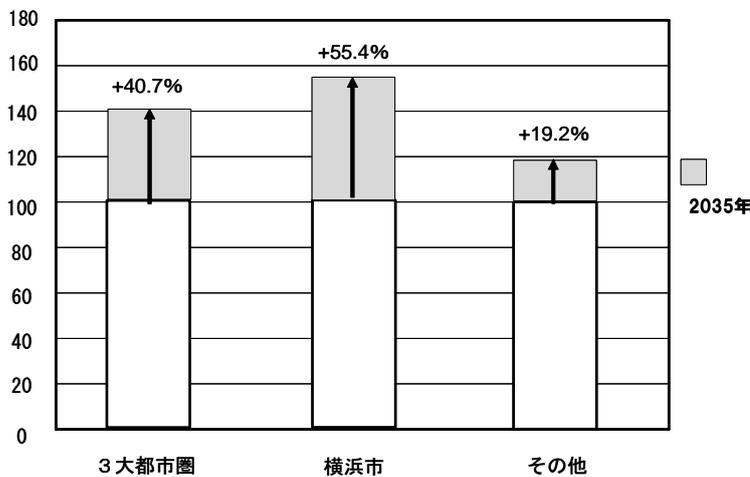
¹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 24 年 1 月)

○ 市民税総額と法人市民税の割合（平成 22 年度）



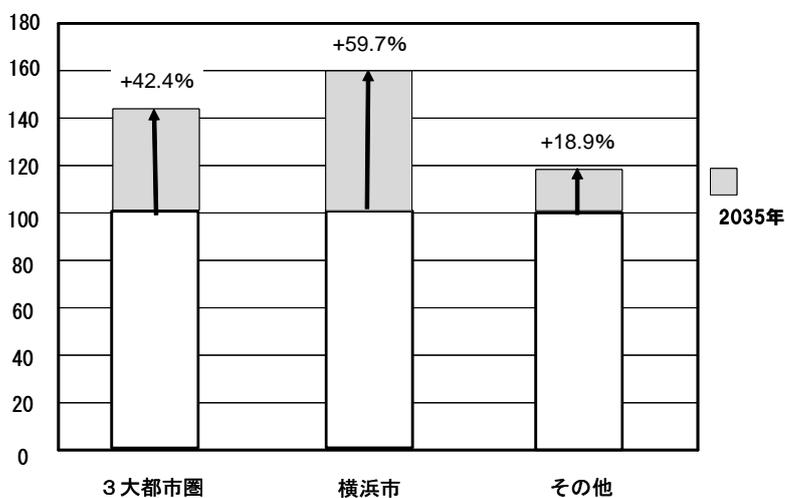
出典：横浜市ホームページ

○ 高齢者人口の推計（平成 22（2010）年を 100 とした場合の平成 47（2035）年における推計伸び率）



出典：第 30 次地方制度調査会第 6 回専門小委員会資料を基に作成

○ 老人福祉費（高齢者に関する医療、介護その他福祉行政に要する経費）の推計（平成 21（2009）年を 100 とした場合の平成 47（2035）年における推計伸び率）



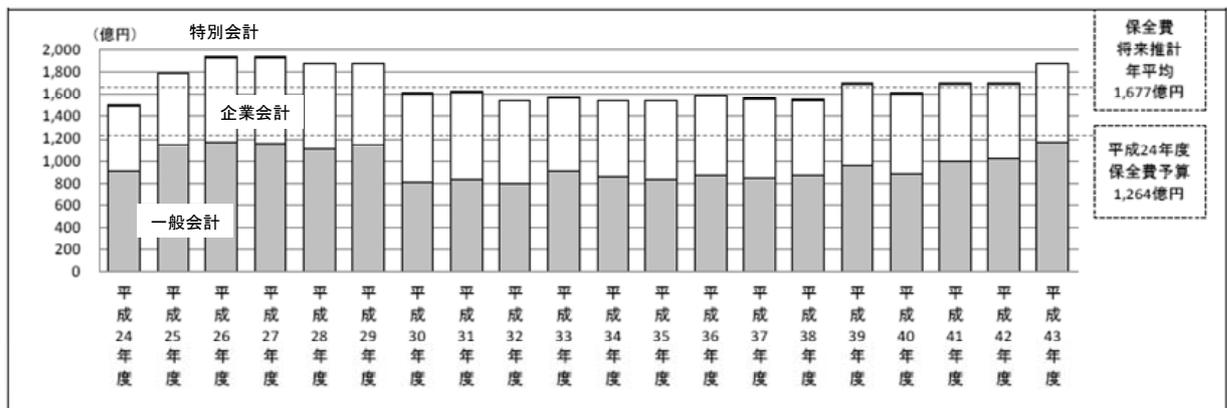
出典：第 30 次地方制度調査会第 6 回専門小委員会資料を基に作成

(2) 公共公益施設の保全・更新需要の増大

横浜市では、都市を形成する基盤及び行政サービス提供の手段として、公共公益施設を整備してきた。これらの施設は人口急増期に集中して整備してきたため、現在、その大部分は老朽化の進行による問題を抱えている。

横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市の5市で比較すると、横浜市は保有する公共建築物の人口一人当たり面積が最も低い値となっているが、それでも今後20年間（平成24年度から43年度まで）で必要となる公共施設の保全費は、3会計（一般会計、企業会計、特別会計）総額で3兆3,538億円と推計（平成23年度試算）されており、必要とされる保全費の確保が課題となっている。²

○ 年度別公共施設の保全費推計（3会計）



出典：横浜市「横浜市公共建築物マネジメント白書(素案)」(平成24年11月)

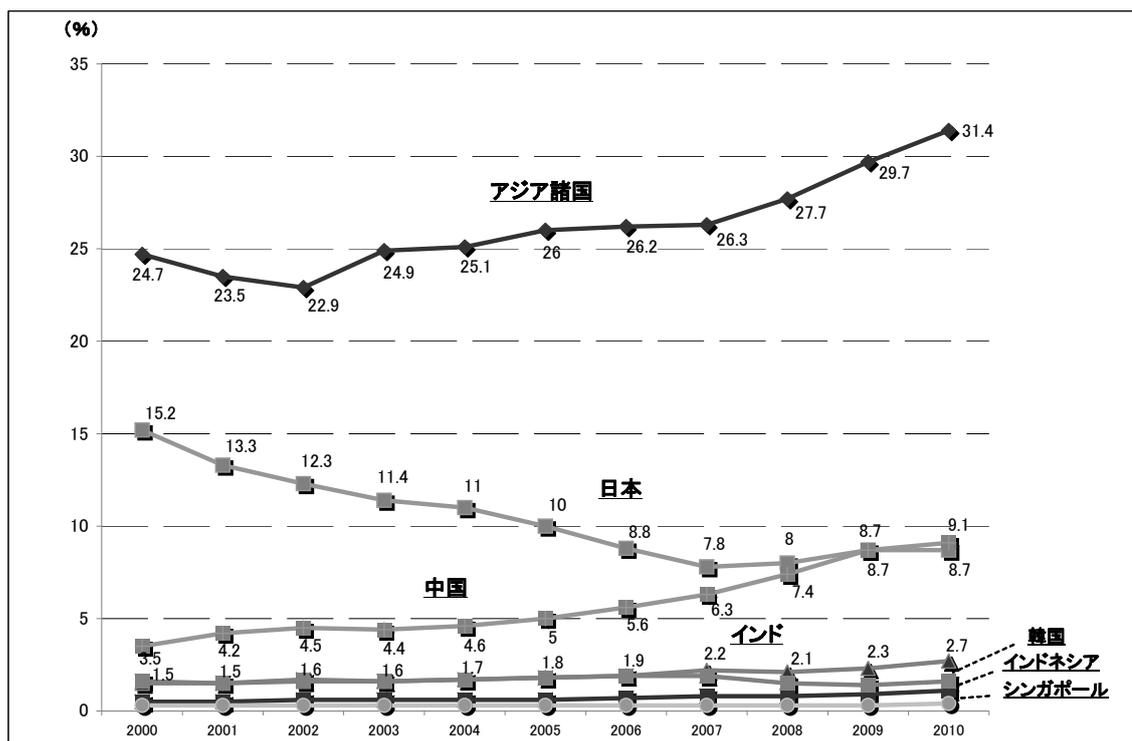
(3) グローバル化の進展に伴う日本の国際競争力の低下

アジアの諸外国が大都市を拠点として著しい発展を遂げている中で、我が国の国際競争力の低下が懸念される。例えば、世界の国内総生産にアジア諸国が占める割合は2000年に24.7%だったものが2010年には31.4%にまで増加している中、日本は15.2%（2000年）から8.7%（2010年）となり、その割合が大きく低下している。

また、アジア主要港のコンテナ取扱個数を1980年と2009年で比較すると、上海や釜山など、アジアの主要港が我が国の主要港に比べ飛躍的に増加している。アジア諸国は国策として大都市の港に資本を集中投下し、国をけん引する役割を担う拠点として位置付けており、大都市が果たすべき役割は大きい。

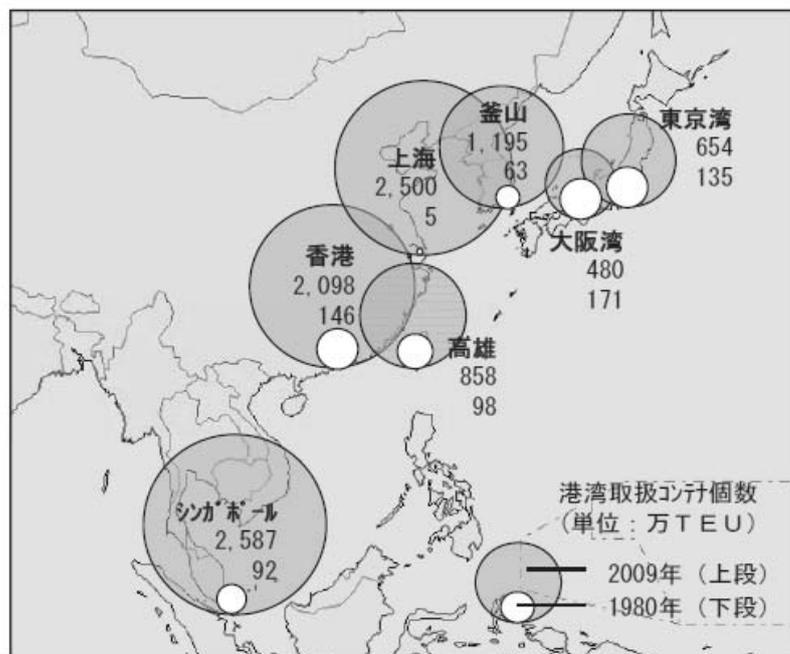
² 横浜市「横浜市公共建築物マネジメント白書(素案)」(平成24年11月)

○ アジア諸国の国内総生産（名目GDP・世界における構成比）



出典：総務省「世界の統計」を基に作成

○ アジア主要港のコンテナ取扱個数



※東京湾は東京港・横浜港
大阪湾は大阪港・神戸港
大阪湾は2008年の数字

TEU (twenty-foot equivalent unit)
国際標準規格 (ISO 規格) の20フィート・コンテナを1とし、
40フィート・コンテナを2として計算する単位

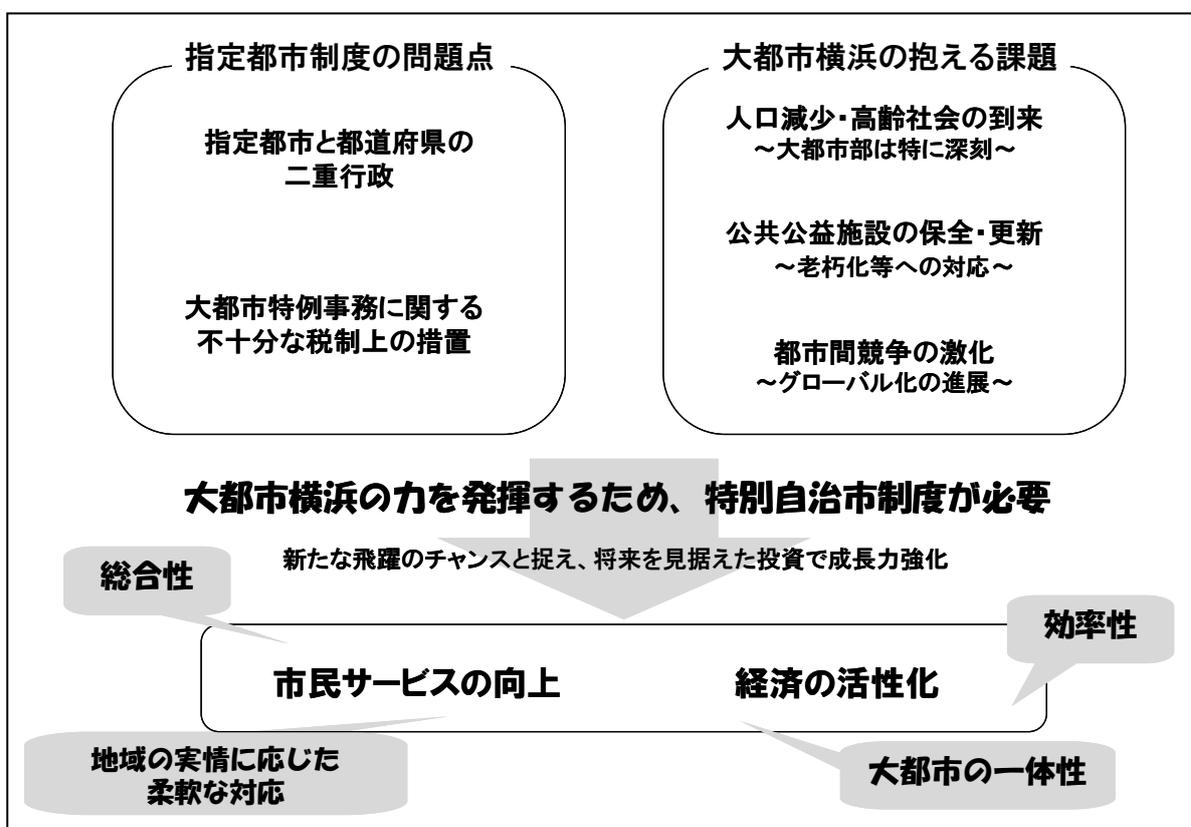
出典：CONTAINERISATION INTERNATIONAL YEARBOOK 1982, 2010
March 2010 CONTAINERISATION INTERNATIONAL を基に国土交通省港湾局作成

3 特別自治市制度の必要性

横浜市は、ハンガリーやニュージーランドなどとほぼ同等の一国並みの経済力を有する大都市であり、我が国の国際競争力が低迷し、存在感や影響力が一層低下している中で、これまで以上に我が国の経済をけん引する役割を果たしていく責務がある。しかし、現行の指定都市制度では、大都市がその能力を十分に発揮できるような制度的位置付けがされていない。

人口減少・少子高齢社会の到来、公共公益施設の保全・更新需要の増大や都市間競争の激化への対応など、様々な課題の解決が求められている。その中で、課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、市民の暮らしを支え、さらに将来を見据えた成長力を強化し、経済を活性化していくためには、大都市・横浜が持つ力を存分に発揮できる特別自治市制度が必要である。

○ 特別自治市制度が求められる背景・必要性



第3 横浜市が目指す特別自治市制度

1 横浜特別自治市制度の骨子

- (1) 特別自治市としての横浜市は、原則として、現在県が横浜地域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。

特別自治市制度は、県を分割して県と同じ機能を持つ新しい県を作るのではなく、現在県が横浜地域において実施している事務と基礎自治体として横浜市が担っている事務を統合し、特別自治市が横浜地域内の行政サービスを一元的に担うことで、より効率的な行政や積極的な政策展開ができるようにするものとする。

事務の移譲、施設、職員等の移管に関しては、横浜市が特別自治市に移行する際に県と協議をして定めるものとする。また、移行後においても必要に応じ、継続的に協議を行うものとする。

また、地方制度調査会専門小委員会「大都市制度についての専門小委員会中間報告」（平成24年12月）（以下「地方制度調査会専門小委員会中間報告」という。）においては、新たな大都市制度である特別市（仮称）が警察事務を担うことについて、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念があるとしていることから、警察事務の扱いについては、引き続き検討を行うものとする。

なお、特別自治市制度は、県からの権限・財源の移譲ばかりではなく、将来的には、真に国が担わなければならない事務（国防、司法、通商政策など）を除き、ハローワークや直轄国道など国が担っている事務も含め全ての事務を特別自治市が担うことを目指すものである。しかし、当面は、県からの権限・財源の移譲による特別自治市への早期移行を最優先の課題とする。

- (2) 特別自治市としての横浜市は、市域内地方税の全てを賦課徴収する。

特別自治市としての横浜市は、原則として、県が横浜地域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理するため、市域内地方税（現行の県税のうち横浜地域部分と市税の全て）を賦課徴収するものとする。

昭和31年に「特別市制度」が廃止された際、廃止を求めてきた5府県側の大きな理由の一つは、「大都市が府県から独立することにより残存地域の利益が損なわれる」という点にあったものと考えられる。しかし、この半世紀間で横浜市と県、県内市町村の関係は変化してきている。

たとえば、県内における県税額の市町村別構成比と人口の構成比についてみると、特別市制度が反対されていた頃の昭和25年度においては、横浜市に人口構成比以上の税収が集中していたことを確認できるが、平成22年度では税収の市町村別構成比と人口構成比はほぼ一致している。

また、全国市町村の財政力指数を都道府県別にみると、平成23年度、神奈川県は0.97で全国2位（1位は愛知県）となっており、全国市町村の平均である0.51と比べるとかなり高くなっている。さらに、横浜市を除いた県内32市町村中16市町村が横浜市よりも財政力指数が高い。

県税額の市町村別構成比と人口構成比の割合や県内市町村の財政力指数といったデータからは、少なくとも横浜市と神奈川県内の市町村の間では、「大都市だけが財政的に突出し、大都市が府県から独立することにより残存地域の利益が損なわれる」状態であるとは言えない。

一方で、地方制度調査会専門小委員会中間報告においては、特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影

響するという懸念があるとしている。特別自治市においては、地方税の全てを賦課徴収することによって、都道府県内市町村に対する都道府県の行政サービスの提供に影響を及ぼさないことが必要であり、万一、支障が生じる場合は特別自治市と都道府県の間で個別に調整を行うこととする。

○ 神奈川県内における県税額の市町村別構成比と人口構成比（横浜市内）

	県税構成比 (%)	人口構成比 (%)	構成比差引 (%)
昭和25年度	49.19	38.24	10.95
昭和30年度	46.24	39.17	7.07
平成元年度	40.18	40.35	-0.17
平成20年度	42.67	40.77	1.9
平成21年度	44.56	40.77	3.79
平成22年度	43.98	40.77	3.21

出典：神奈川県「県税統計書」、国勢調査人口を基に作成

○ 全国市町村財政力指数の都道府県別平均

	都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数
1	愛知県	0.98	17	山梨県	0.56	33	大分県	0.39
2	神奈川県	0.97	18	京都府	0.56	34	長崎県	0.38
3	静岡県	0.82	19	広島県	0.56	35	和歌山県	0.37
4	埼玉県	0.80	20	香川県	0.56	36	熊本県	0.35
5	千葉県	0.74	21	山口県	0.54	37	山形県	0.34
6	大阪府	0.74	22	新潟県	0.52	38	鳥取県	0.34
7	栃木県	0.73	23	石川県	0.52	39	宮崎県	0.34
8	茨城県	0.72	24	佐賀県	0.52	40	沖縄県	0.33
9	滋賀県	0.72	25	宮城県	0.51	41	青森県	0.32
10	東京都	0.70	26	福岡県	0.51	42	岩手県	0.32
11	三重県	0.62	27	福島県	0.45	43	秋田県	0.30
12	兵庫県	0.62	28	愛媛県	0.44	44	鹿児島県	0.27
13	群馬県	0.61	29	岡山県	0.42	45	北海道	0.26
14	岐阜県	0.60	30	奈良県	0.41	46	島根県	0.25
15	福井県	0.59	31	徳島県	0.41	47	高知県	0.24
16	富山県	0.56	32	長野県	0.40		全国市町村平均	0.51

出典：総務省「平成23年度 地方公共団体の主要財政指標一覧」を基に作成

○ 神奈川県内市町村財政力指数

市町村名	財政力指数	市町村名	財政力指数	市町村名	財政力指数
横浜市	0.98	秦野市	0.93	二宮町	0.79
川崎市	1.04	厚木市	1.22	中井町	1.14
相模原市	0.99	大和市	1.00	大井町	0.96
横須賀市	0.83	伊勢原市	1.03	松田町	0.69
平塚市	1.01	海老名市	1.07	山北町	0.69
鎌倉市	1.11	座間市	0.89	開成町	0.97
藤沢市	1.05	南足柄市	1.02	箱根町	1.57
小田原市	1.00	綾瀬市	0.96	真鶴町	0.56
茅ヶ崎市	0.97	葉山町	0.95	湯河原町	0.74
逗子市	0.88	寒川町	1.08	愛川町	1.06
三浦市	0.71	大磯町	0.91	清川村	1.14

出典：総務省「平成23年度 地方公共団体の主要財政指標一覧」を基に作成

- (3) 特別自治市としての横浜市は、神奈川県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化する。

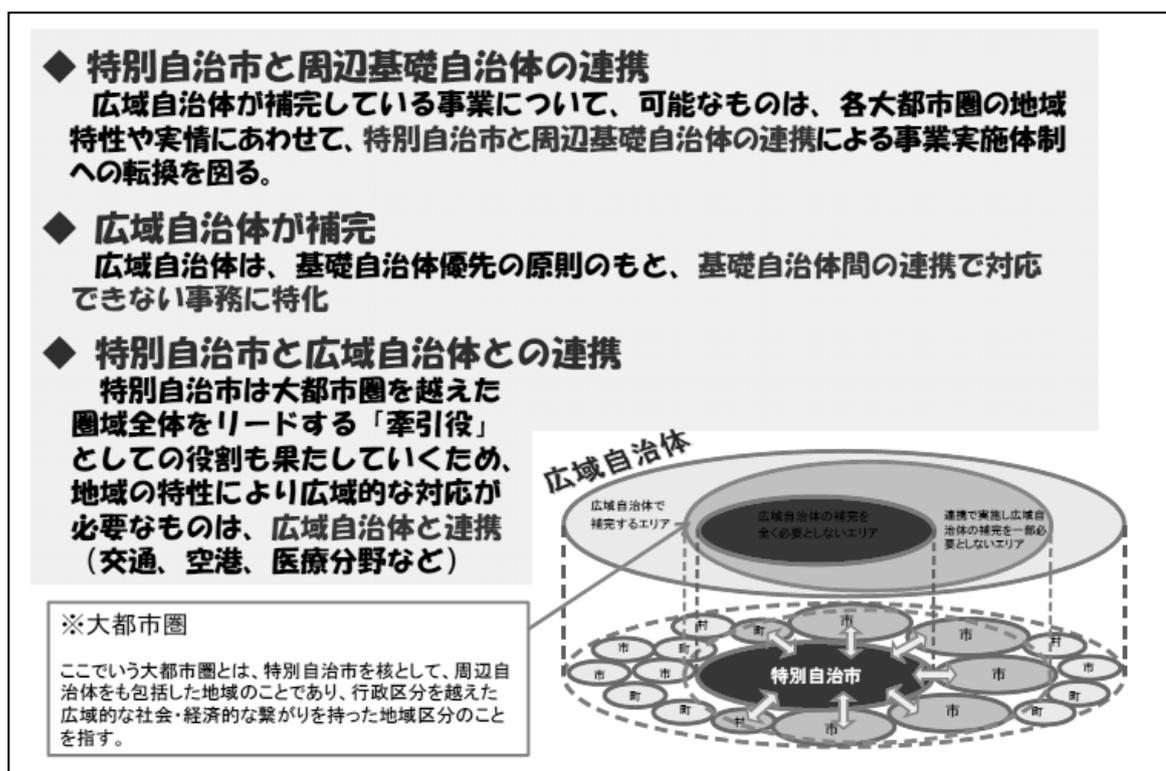
横浜市が特別自治市に移行することは、周辺地域社会とのつながりの断絶をもたらすものではない。特別自治市としての横浜市は、生活圏・経済圏など、その影響が強く及ぶ周辺地域も含めた都市圏全体を見据えた経営を行うことで、引き続き圏域の中核都市としての役割を果たすものとする。

具体的には、横浜市と希望する近接市町村を合わせた圏域を設定し、定住自立圏の仕組みに準じた近接市町村との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化していく。また、広域防災や環境対策など広域的な調整機能については、特別自治市と他の基礎自治体との協議会の設置、一部事務組合の設置、特別自治市と県との法律による協議会の設置などによって、課題解決に支障が生じることのないようにしていく。

<想定される連携協力の例>

大都市の持つ専門性を活用した連携、経済・産業施策の連携、それぞれの強みを生かした観光施策の連携、地域医療の連携、市域を越えて同一生活圏を形成している場合の連携、災害発生時の連携、市民利用施設等の相互利用や共同設置、環境対策や治水対策の連携、都市間移動の円滑化

○ 大都市圏における連携



出典：指定都市市長会「新たな大都市制度創設に関する指定都市の提案」（概要版）平成 23 年 7 月）

(4) 特別自治市としての横浜市の内部の自治構造は、市一区の2層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する。

ア 特別自治市内部の自治構造

特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、都市（市域）全体で一体的なまちづくりや地域間のバランス調整を行うことができ、行政運営の効率性と住民自治を両立する、法人格を持たない区（行政区）とする。

特別自治市制度においては、横浜市域における県の事務と指定都市として現在横浜市が担っている事務とを統合し、特別自治市が担う行政分野がさらに広範になることから、区においても、災害に強いコミュニティづくり、地域経済の活性化、環境問題などの様々な課題について、できるだけ区役所で対応・解決できるようにその役割を拡充していく必要がある。

平成24年8月に大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）が成立した。この法律により、人口200万人以上の指定都市等では特別区の設置が可能となったが、市を廃止して特別区を設置することについては次のような課題があることから、横浜市はこの法律による特別区の設置は目指さないものとする。

- ・ 横浜市は、昭和14年の第6次市域拡張によって、ほぼ現在の市域が確定しており、70年以上もの間、現在の市域を前提とした行政運営が行われてきた経緯がある。市域を超えた都市圏が形成されている大阪市とは異なり、市域の一体性が高い都市構造を形成しているという特徴があることから、横浜市を廃止して特別区を設置することは、横浜市の強みである大都市の一体性を失わせることになる。
- ・ 市を廃止して特別区を設置することにより、一部の権限が市から都道府県（横浜市の場合は神奈川県）に移譲されることになる。市から都道府県に移譲された事務については、市民（特別区民）からは遠くなり、住民の意見を反映させにくくなる。
- ・ 市を廃止し、事務、予算、職員などを都道府県と特別区に再編することによるコスト増が懸念される。

イ 区における住民自治の強化

地方制度調査会専門小委員会中間報告では、一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制にすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要であるとしている。

諸外国の大都市において、横浜特別自治市制度と同じように、市を一層制の自治体として区的位置付けを非自治体（行政区）としている都市にはニューヨーク、パリ、ハンブルクなどがある。

ニューヨークでは、区長は直接公選であるが、区委員会（区選出市議会議員、各コミュニティ委員長がメンバー）の議長を兼ねる仕組みになっている。パリでは、区長は区議会議員の中から区議会の互選で選出されており、各区議会に当選した議員のうち名簿における上位3分の1が市議会議員を兼務している。ハンブルクでは区議会が区長を推薦し、市参事会が任命している。

また、トロントのように、複数の選挙区を区域とし、各選挙区選出の市議会議員がメンバーと

なるコミュニティ・カウンスルを市議会の委員会として設置することにより、住民自治の制度的強化を行っている事例もある。

大都市内部の自治構造は、各国の地方自治制度、都市の成り立ちなどによって様々であり、住民自治を制度的に強化するための仕組みとして、公選の区長を設置することは必須ではない。

横浜市においては、昭和 14 年にほぼ現在の市域が確定しており、横浜に愛着・誇りを感じている市民の割合も高い³。その強みである都市の一体性を保ち、都市全体として力を高めていくためには、区長は公選とせずに、適正な区政が行われ、住民の意見を行政に反映させることができるような仕組みを構築することが重要であると考えます。

したがって、横浜特別自治市制度では、横浜市区大都会行財政制度特別委員会報告書（平成 24 年 5 月）における「選挙で選ばれた公選職である市会議員が、当該区民の代表として区政にかかわることができるよう、現行制度の下でも、できる限りの仕組みを構築する必要がある」という提言なども踏まえ、諸外国の大都市の制度を参考に、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築するものとする。

また、これとは別に、地域特性や実情に応じて、行政をより住民に近づけるため、区政における住民の参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）を設置することや、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充など新たな仕組みづくりを進める必要がある。

<地方制度調査会専門小委員会中間報告、諸外国の事例などによる住民自治の制度的強化の例>

- ・ 区長の特別職化
区長を議会の同意を得て市長が選任する特別職とする。
- ・ 区選出市会議員による常任委員会の設置
市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行う。
- ・ 各区における区地域協議会の設置
- ・ 区選出の市議会議員を構成員とする区委員会（区議会）の設置

³ 平成 22 年度横浜市民意識調査において、横浜というまちに対して、愛着や誇りを感じているかを聞いたところ、「感じている」が 45.1%、「やや感じている」の 32.5%を加えた『感じている』人の割合は 77.6%となっている。

○ 諸外国の大都市制度について

都 市	パリ (フランス)	ハンブルク (ドイツ)	ニューヨーク (アメリカ)	トロント (カナダ)	ロンドン (英国)	仁川 (韓国)
人 口	約 218 万人 (2006)	約 179 万人 (2010)	約 818 万人 (2010)	約 262 万人 (2011)	約 783 万人 (2010)	約 266 万人 (2010)
位置付け	県とコミュニ ーンの機能 を併有	都市州 (州、 郡・市の機能 を併有)	シティとカウ ンティの機能 を併有	広域自治体 と基礎自治 体が合併し た団体	広域行政体 (機能は極 めて限定的)	広域自治体 (基礎自治 体の事務の 一部も処理)
長及び 議会	市長 (議会で 互選) 議会 (直接公 選)	市長 (議会在 選出) 議会 (直接公 選)	市長 (直接公 選) 議会 (直接公 選)	市長 (直接公 選) 議会 (直接公 選)	市長 (直接公 選) 議会 (直接公 選)	市長 (直接公 選) 議会 (直接公 選)
区の 位置付け	非自治体 (20 区)	非自治体 (7 区)	非自治体 (5 区)	—	基礎自治体 (ロンドン 区 (32 区)・ シティ)	基礎自治体 (8 区)
長及び 議会等	○区長：区議 会で互選 ○区議会：各 区議会在に 当選した各 党派の議員 のうち、名 簿における 上位 3 分の 1 が市議会 議員兼務	○区長：区議 会が推薦し、 市参事会が 任命 ○区議会：直 接公選	○区長：直接 公選 ○区委員会： 区選出市議 会議員、各 コミュニティ 委員長がメ ンバーで議 長は区長	○コミュニ ティ・カウ ンシル：市 内を 4 つの 区域に分け 、市議会の一 委員会とし て設置。区 域内選出市 議会議員が メンバー	○区長：直接 公選又はリ ーダーと内 閣制 ○区議会：直 接公選	○区長：直接 公選 ○区議会：直 接公選

出典：第 30 次地方制度調査会第 10 回専門小委員会資料、自治体国際化協会 (2009)「フランスの地方自治」、自治体国際化協会 (2011)「ドイツの地方自治 (概要版) —2011 改訂版—」、自治体国際化協会 (2006)「ニューヨーク州地方自治ハンドブック」、自治体国際化協会 (2010)「巨大都市トロントの成立」、自治体国際化協会 (2011)「英国の地方自治 (概要版) —2011 改訂版—」、自治体国際化協会 (2006)「GLA の現状と展望」、自治体国際化協会 (2008)「韓国の地方自治」を基に作成

2 特別自治市移行に向けた手続等

法律の改正等により特別自治市制度が創設された場合の特別自治市への移行手続に際しては、議会の議決など住民の意見が反映できるような仕組みを設ける。

特別自治市に移行することにより、県内の他市町村の住民が県から受けている行政サービスに大きな変更がないように配慮する。

特別自治市移行に当たっては、県との間に協議の場を設置し、特別自治市の設置に関し、必要な事項を定める。

<協議の場で定める事項 (例) >

- ・ 事務移譲及び職員、施設等の移管について必要な事項
- ・ 市・県で政策分野ごとに必要となる協議

3 特別自治市制度の創設により期待できる効果

(1) 積極的な政策展開による経済の活性化

大都市が特別自治市として、その役割、仕事量に見合った権限及び財源を持つことで、自らの判断と責任に基づき、大都市地域の実情に合った行政運営を進めることができるようになる。

身近な行政サービスを充実させるとともに、成長分野に迅速な投資を行うなど積極的な政策展開によって、市域内の経済・産業活動を活性化させ、さらにその影響が周辺地域や国全体に広がり、日本経済の活性化につなげることができるようになる。

(2) 二重行政の解消による行政サービスの質の向上

指定都市と都道府県における二重行政の解消により、市域内の事務や行政サービスを特別自治市が一元的に担うことで、より効率的で効果的な行政サービスの提供が可能になる。

<二重行政の解消による効果（例）>

○ 子育て支援

現在、保育園の認可、指導監督及び運営費の補助などは横浜市の仕事になっているが、幼稚園は神奈川県が所管している。保育園への入所申込は増え続けており、幼稚園で朝夕の時間帯の保育サービスの提供や保育対象年齢の拡大ができれば、最大の地域資源となる。

しかし、幼稚園と保育園の所管が分かれていて、運営に対する助成も別々の体系となっているため、総合的・一体的に子育て支援を実施することが困難な状態となっている。

特別自治市となることで、幼稚園と保育園の両施設を所管することになれば、地域の実情に応じた効率的で総合的な子育て支援施策が展開できる。

○ 義務教育（県費負担教職員）

県費負担教職員制度は、義務教育諸学校の教職員の給与を都道府県の負担とすることで、給与水準及び一定水準の教職員の確保を図り、併せて、都道府県が広く市町村を越えて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図ることを目的としている。

しかし、指定都市においては、給与負担者は県でありながら、任命権者は指定都市にあるというねじれ状態となっている。横浜市においては、現在でも教職員の採用から人事、配置まで独立して行っており、特別自治市に移行しても、県内の他の市町村の教職員の配置等に影響を与えることはない。

特別自治市になることで、学級編制基準、教職員定数の設定権限及び給与等の勤務条件の設定権限が横浜市に移譲される。これによって、少人数学級の編制や職員の意欲と実績に応えられる新たな人事給与制度を構築することが可能となり、優れた教職員の確保・育成や教育の質の向上につなげることが可能となる。

○ 就業支援・雇用対策

就業支援や雇用対策については、現在、国や県が職業紹介、求人開拓、労働政策などを実施し、市が生活保護、公営住宅、若者や障害者の自立・就業支援などを実施している。大都市は、経済活動の中心地であり、企業など雇用の場が集積している。経済成長が見込めない中で、就労や生活保護などセーフティーネットに対するニーズも高い。特別自治市になることで、就業支援や雇

用対策を総合的かつ一元的に実施できるようになり、行政サービスの質の向上につなげることができる。

○ 都市計画

現在、都市計画の基本的な方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限は都道府県にある。特別自治市になることで都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限が移譲されれば、横浜市の実情にあった都市づくりを展開しやすくなる。

従来、横浜市は、都道府県決定の都市計画手続においても、住民意見の聴取や近隣自治体との調整等を含め、主体的な役割を担ってきた。基礎自治体でありながら、広域調整を行うノウハウを有しており、権限移譲により円滑かつ迅速に業務を推進し、行政サービスの質の向上につなげることができる。

第4 横浜特別自治市制度創設に向けたプロセス

1 県との協議による現行制度（指定都市制度）における権限移譲

特別自治市の創設は、二重行政の解消などにより、市民に多くのメリットを生む。しかし、特別自治市制度の創設には、法改正が必要であることから、それまでの間は、**現行の地方自治制度下であっても、県と市の二重行政の弊害が解消され、市民サービスの向上につながる事務については、適正な財源の移譲と事務配分の見直しを基本に段階的に県と協議を行い、市民にとってのメリットが実感できるように進めていく。**

県市間での協議を前提とした現行の事務処理特例制度の活用のほか、法改正等が必要な分野については、特区制度の適用や法改正の要望を国に行うことについても、県と協議を進めていく。

人口減少等の社会構造の変化や少子高齢化の急速な進行に伴う行政需要の急増、これまでの税収の伸びが県市共に期待できないことなどから、効率的、効果的な行財政運営が求められていることを踏まえ、横浜市域内での事業統合や効率化をモデル的に実施していくことなども県と協議を進めていく。

<協議分野例>

- ・子育て支援分野
私立幼稚園の設置認可、認定こども園の認定権限など
- ・義務教育分野
県費負担教職員の給与負担、定数の決定、学級編制基準の決定権限など
(税財源の移譲を含む)
- ・都市計画・土木分野
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定権限、急傾斜地崩壊危険区域の指定、一級河川（指定区間）、二級河川の管理権限など
- ・福祉・保健・衛生分野
医療計画の策定など

2 現行制度（指定都市制度）における区行政の強化

地方制度調査会専門小委員会中間報告では、現行の指定都市制度における課題として、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割の拡充、区単位の行政運営の強化、区単位の議会活動の推進を検討すべきであるとしている。

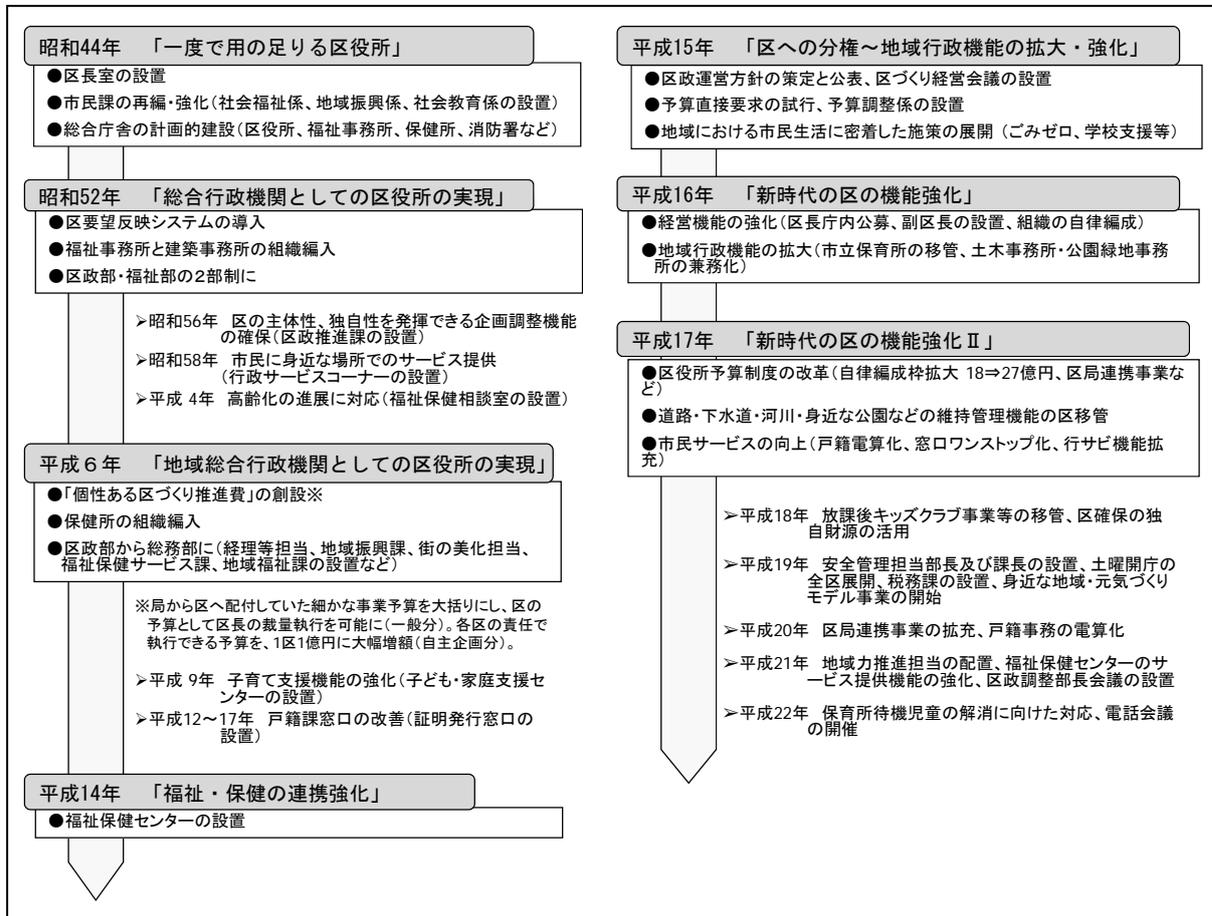
区の役割の拡充については、横浜市は、昭和52年度に福祉事務所を区に編入し、その後も保健所、市立保育園、土木事務所などの区への編入等により、区役所において市民に総合的なサービスを提供してきた。

また、規則等によって、市長の事務の一部を区長、福祉保健センター長、土木事務所長等に委任したり、区の裁量で用途が決められる予算制度（個性ある区づくり推進費）や区長が自律的に組織機構の組み換えを行うことができる制度等を導入し、区における課題の解決に取り組んでいるところである。

区単位の行政運営の強化に関しては、地方制度調査会専門小委員会中間報告では、区地域協議会や地域自治区等の仕組みをこれまで以上に活用することを検討すべきとしているが、**市域内の自治に関**

することについては、国は基本的な方向性を示すにとどめ、具体的な仕組みについては、各自治体の条例で定めることができるようにすべきである。横浜市では既に各区において地域の実情に応じて様々な取組を行っていることから、それらの取組を生かすことができる仕組みを検討していくものとする。

○ 横浜市の区の機能強化の取組



3 県内市町村等との協議による取組

大都市が圏域の中核都市として、隣接都市との関係はさらに重要になる。横浜市では、基礎自治体間での広域的な課題解決を進めるため、水平的・対等な連携の構築を目指し、平成23年12月に横浜市及び隣接7市による「8市連携市長会議」を開催している。

このような場を活用し、県内市町村等との広域的な連携が必要な行政分野については、現行制度の中でも、周辺自治体と意向・ニーズを共有し、水平的連携によって課題の解決に努めるものとする。

<連携・協力の分野例>

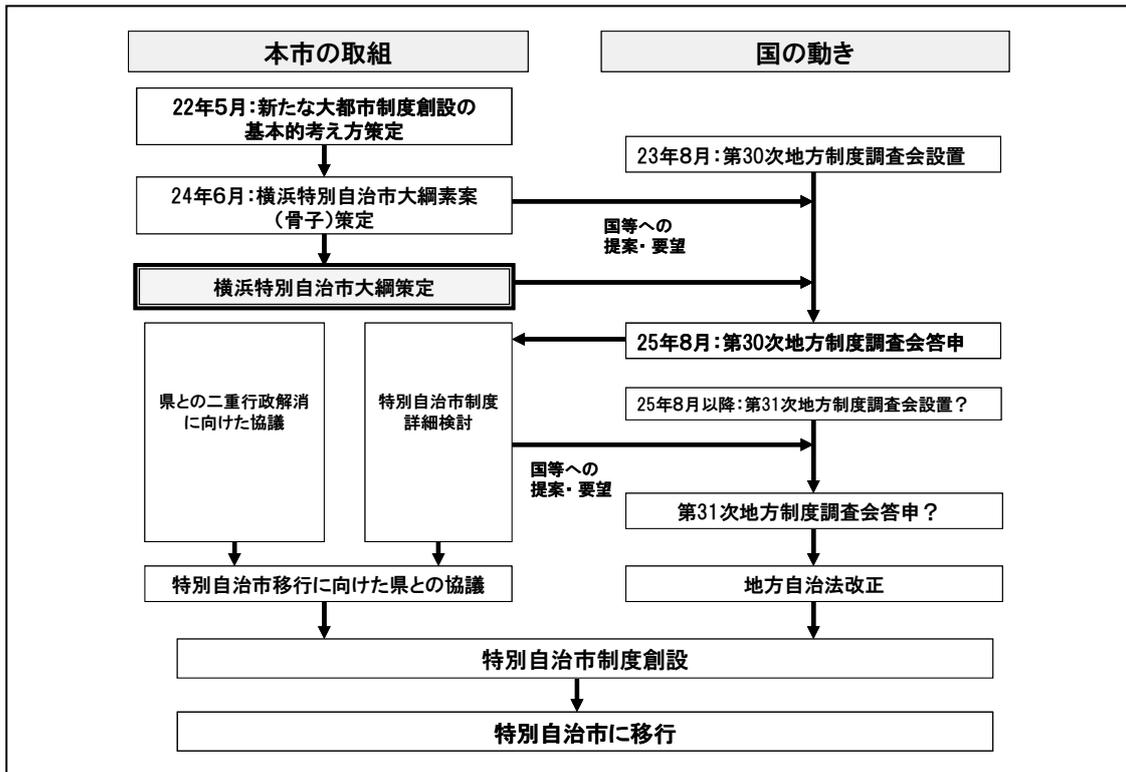
- ・大都市の持つ専門性を活用した連携
- ・経済・産業施策の連携 など

4 横浜特別自治市制度創設に向けた今後の進め方

横浜特別自治市制度の創設に向けては、本大綱に基づき国等に提案・要望を行っていく。併せて、市民、県、県内市町村、経済団体等との意見交換、二重行政の解消に向けた県との協議を進める。

また、平成25年8月に予定されている第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、特別自治市制度の詳細検討をさらに進め、引き続き国等に働きかけを行うものとする。

<横浜特別自治市制度創設に向けたこれまでの取組と今後の流れ>



さらに、特別自治市制度について市民等の理解を得るため、フォーラムの開催や広報冊子の発行等により、横浜市が目指す特別自治市制度の内容、必要性、メリットなどをわかりやすく伝えていく取組を実施していくものとする。

なお、国において新たな地方自治の仕組みとして、道州制議論が活発になることも想定される。道州制に関連した大都市の位置付けについては、横浜市「新たな大都市制度創設の基本的考え方」(平成22年5月)において、「現在の府県制度や将来的な道州制などどのような制度下にあっても、原則として、大都市は、地方の事務をすべて担う、広域自治体の区域から独立した特別な市」としている。

市町村合併の進展など基礎自治体の規模・能力の拡大や、都道府県の区域を越える広域的課題の増大により、市町村に対する広域・補完・連絡調整機能を担ってきたとされる広域自治体としての都道府県の役割も含め、地方自治の枠組みのあり方が問われる中で、道州制は新たな国のかたちとしての選択肢の一つではある。しかし、道州制における基礎自治体や大都市のあり方については、これまで必ずしも十分な議論がされていないことから、道州制における特別自治市のあり方については、今後、国における状況等を注視しながら引き続き検討していくものとする。

1 大都市制度の経緯と横浜市の取組

1889 (明治 22) 年	4 月	横浜市市制施行
1922 (大正 11) 年	3 月	六大都市行政監督ニ関スル法律公布 (東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の 6 市において、一部事務で府県知事の許認可が不要に)
1927 (昭和 2) 年	10 月	横浜市区制施行
1939 (昭和 14) 年	4 月	横浜市第 6 次市域拡張でほぼ現在の市域に
1947 (昭和 22) 年	5 月	地方自治法施行 (特別市制創設)
1956 (昭和 31) 年	6 月	地方自治法改正 (特別市制度廃止・指定都市制度創設)
	9 月	横浜、名古屋、京都、大阪、神戸市が指定都市に移行
1973 (昭和 48) 年	12 月	「横浜市総合計画 1985」で大都市行財政制度の確立を明記
1988 (昭和 63) 年	11 月	横浜市が主導し、指定都市 11 市で、「市民の暮らしから明日の都市を考える懇談会 (明日都市懇)」発足
1991 (平成 3) 年	5 月	明日都市懇報告書 (憲章都市制度など)
2009 (平成 21) 年	1 月	横浜市大都市制度検討委員会報告書発表
	2 月	横浜・大阪・名古屋 3 市による大都市制度構想研究会提言発表
2010 (平成 22) 年	5 月	横浜市会「大都市行財政制度特別委員会報告書」(調査研究テーマ「新たな大都市制度の創設について」) 公表 横浜市「新たな大都市制度創設の基本的考え方」策定 指定都市市長会「特別自治市構想」発表
2011 (平成 23) 年	2 月	横浜市会「大都市行財政制度特別委員会報告書」(調査研究テーマ「水平的、対等な連携協力の可能性について」) 公表
	8 月	第 30 次地方制度調査会設置 (我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方等が諮問事項に。横浜市長が臨時委員に就任)
	12 月	横浜市会「新たな大都市制度である『特別自治市』創設に関する決議」
2012 (平成 24) 年	3 月	横浜市大都市自治研究会第 1 次提言発表
	5 月	横浜市会「大都市行財政制度特別委員会報告書」(調査研究テーマ「新たな大都市制度における都市内分権について」) 公表
	6 月	横浜市「横浜特別自治市大綱素案 (骨子)」策定
	12 月	地方制度調査会専門小委員会「大都市制度についての専門小委員会中間報告」
2013 (平成 25) 年	3 月	横浜市「横浜特別自治市大綱」策定

2 大都市制度に関する国の動向

(1) 大都市地域における特別区の設置に関する法律の制定

平成 24 年 8 月 29 日、大都市地域における特別区の設置に関する法律が成立した。この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的としている。

この法律により、人口 200 万人以上の指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村であって、その総人口が 200 万人以上のもの（関係市町村）について、特別区の設置が可能となった。

<特別区設置手続の概要>

ア 特別区設置協議会の設置

特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係市町村を含む道府県（関係道府県）は、特別区の区域、特別区と道府県の事務分担、税源配分及び財政調整等について、特別区設置協定書の作成その他特別区の設置に関する協議を行う**特別区設置協議会**を置く。

特別区設置協議会の会長及び委員は、関係市町村若しくは関係道府県の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から選任する。

イ 特別区設置協定書の作成

特別区設置協定書に、特別区と道府県の事務の分担、税源の配分及び財政の調整に関する事項のうち、政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協定書をそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならない。

ウ 関係市町村における選挙人の投票

特別区の設置については、関係市町村の選挙人の投票に付し、有効投票総数の過半数の賛成があったときは、関係市町村及び都道府県が共同して、総務大臣に対して申請することができる。

総務大臣は申請に基づき、特別区の設置を定めることができる。

(2) 地方制度調査会専門小委員会「大都市制度についての専門小委員会中間報告」（平成 24 年 12 月）

第 30 次地方制度調査会は、「議会のあり方を始めとする住民自治のあり方」、「大都市制度のあり方」、「基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方」を諮問事項として、平成 23 年 8 月に設置された。

大都市のあり方については 24 年 2 月から 12 月まで 21 回の専門小委員会が開催され、12 月 20 日に「大都市制度についての専門小委員会中間報告」が公表された。

中間報告では、大都市等をめぐる現状と課題、現行制度（指定都市制度、中核市・特例市制度、都区制度）の見直し、新たな大都市制度（特別区その他地域への適用、特別市（仮称）、大都市圏域の調整）について、報告が行われている。

<大都市制度についての専門小委員会中間報告（概要）>（太字本市）

第 1 大都市等をめぐる現状と課題

- 大都市圏、とりわけ三大都市圏は、これまで地方圏に比べて高齢化の進行が緩やかであったが、団塊の世代を中心に今後急速に高齢化が進行していく。これまで地方圏がその高齢化の進行に応じて徐々に対応してきた行政課題について、大都市圏、とりわけ三大都市圏においては今後極めて短期間のうちに対策を講じることが必要である。
- また、高度経済成長期に整備した社会資本が一斉に更新時期にきており、これまでと同様の社会資本を維持し続けるのかどうかなど、社会資本整備のあり方の見直しも問われている。
- 三大都市圏や地方の中核都市圏の抱える課題に対しては、規制等に係る個別法の見直しや、重点的な社会資本整備など様々な対策を国として戦略的に実施することが必要である。これと並んで、大都市等に関する地方自治制度のあり方を議論することが必要な時期が到来している。

第2 現行制度の見直し

1 指定都市制度

- 指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るためには、まず、法定事務を中心に、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務全般について検討し、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要である。
- 事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分(税源移譲や税交付金など)も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。
- 「二重行政」を解消するためには、このような事務の移譲及び税財源の配分に加え、指定都市と都道府県が公式に政策を調整する場を設置することが必要である。このため、任意事務を中心に指定都市と都道府県が同種の事務を処理する場合等に適切に連絡調整を行う協議会を設置し、協議を行うことを制度化し、公の施設の適正配置や効率的・効果的な事務処理を図ることを検討すべきである。
- 指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することを検討すべきである。
- 区の役割を拡充する方法としては、まず、条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることを検討すべきである。区長に独自の権限を持たせる場合には、現在は一般の職員のうちから命ずることとされている区長について、例えば副市長並みに、市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを検討すべきである。また、区長を公選とすべきかどうかについても引き続き検討する。さらに、区単位の行政運営を強化する方法として、区地域協議会や地域自治区等の仕組みをこれまで以上に活用することも検討すべきである。
- 条例で、区に教育委員会や区単位の市教育委員会の事務局を置くことを可能にすることを検討すべきである。
- 区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすることを検討すべきである。

2 中核市・特例市制度

- 人口 20 万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすることを検討すべきである。
- 中核市・特例市においても住民自治の拡充は重要な視点であり、地域自治区等の仕組みを地域の実情に応じて活用することについて検討すべきである。

3 都区制度

- 都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職を適切に確保する等の観点から小規模な区の間では連携するといった工夫を講じつつ、移譲を検討すべきである。
- 今後の高齢化の進展や公共施設の更新需要の増加など、社会経済情勢の変化を踏まえると、特別区の区域の見直しについても検討することが必要である。
- 都区財政調整制度等に関する都区協議会における調整について、仮に協議が調わない事項が生じた場合に備え、現行の自治紛争処理委員による調停に加え、指定都市と都道府県の場合と同様に何らかの新しい裁定等の仕組みを設けることの必要性について引き続き検討する。
- 特別区の中には人口が相当多い区もあることから、地域自治区等の仕組みを地域の実情に応じて活用し、住民自治の拡充を図ることについて検討すべきである。

第3 新たな大都市制度

1 特別区の他地域への適用

- 長年存在してきた指定都市を特別区に分割することにより、分割される事務の処理に係る費用や、特別区間や道府県と特別区の間での調整に係る費用が増大するといった懸念には的確に対応するよう留意すべきである。
- さらに、道府県における特別区の設置によって、国や他の地方自治体の財政に影響が生じないよう特に留意すべきである。
- 事務分担については、指定都市で一体的に処理してきた事務のうち、行政の一体性及び統一性の確保の観点から基礎自治体の事務でありながら都が処理することとされているものについては、道府県の事務とすることを基本とし、専門職員の確保、保険財政の安定等の観点からさらに道府県において処理すべきものがあるかという点にも留意すべきである。
- 指定都市を特別区に分割した場合、現行制度と同様に、地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要である。さらに、道府県と特別区の間での事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意すべきである。

2 特別市（仮称）

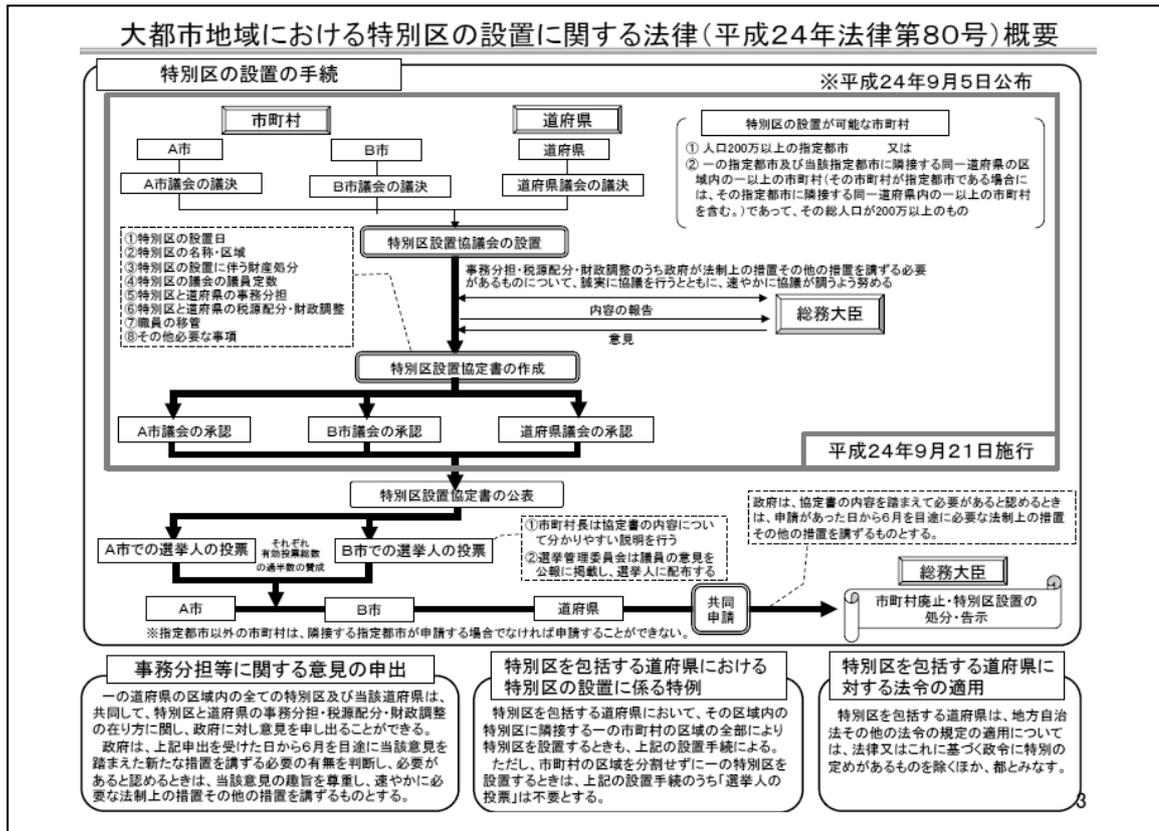
- 特別市（仮称）は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。
- また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。

- 一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。
- 特別市（仮称）は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある。
- さらに、特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念もある。
- 大都市地域特別区設置法の対象区域と同様に人口 200 万以上とするなど、一定以上の人口の指定都市を対象を限定する必要がある。
- まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づけることを目指すこととし、特別市（仮称）という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく。

3 大都市圏域の調整

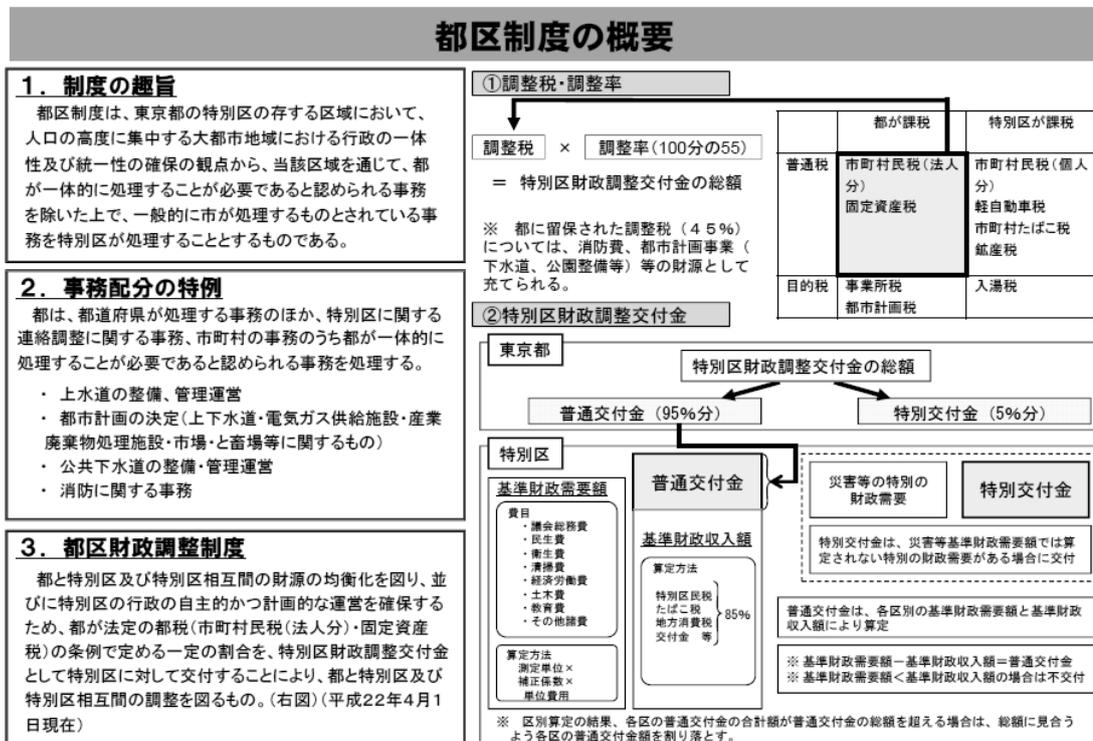
- 大都市圏域における共通した行政課題に関する連絡調整や、そのような行政課題に関する大都市圏域全体の計画策定を行うための協議会等の枠組みを設けるべきかどうかについて引き続き検討する。
- その際、どのような行政課題についての調整を行うべきか、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の任意の枠組みが果たしている役割との関係をどうするかといった点についてさらに検討する。
- 仮に新たな枠組みを設ける場合には、大都市圏域計画の実効性を担保するための尊重義務を構成団体に課すことや、国との調整を図るために、必要に応じて、国の関係行政機関に対して、職員の出席及び説明並びに必要な資料の提出を求めることができるようにすることなどについても検討する必要がある。

○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律の概要

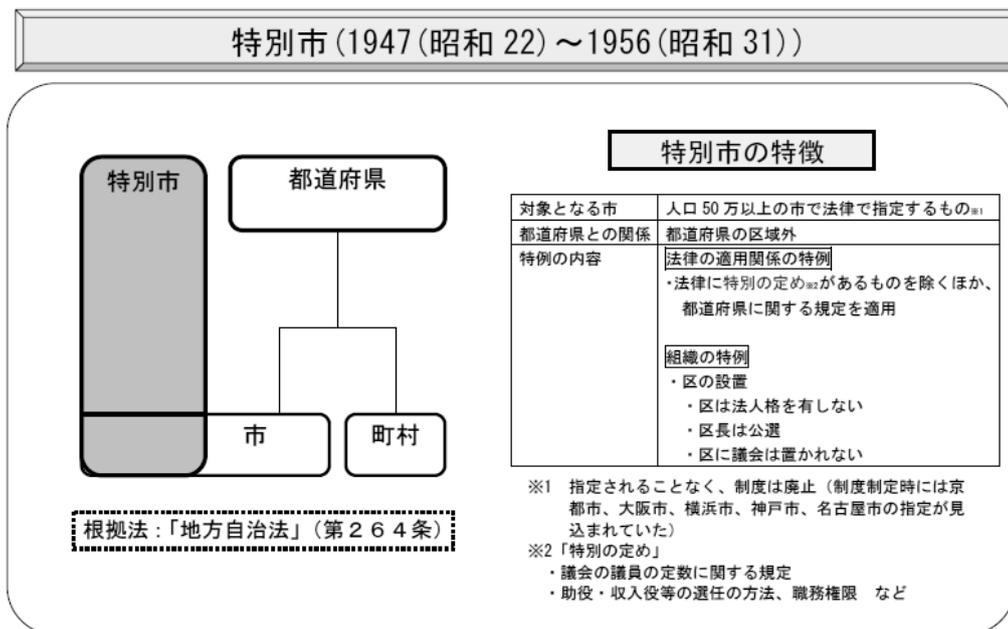


出典：第30次地方制度調査会第20回専門小委員会資料

○ 都区制度の概要



○ 特別市制度の概要



出典：第 28 次地方制度調査会第 14 回専門小委員会資料

○ 地方制度調査会専門小委員会中間報告「大都市制度についての専門小委員会中間報告」の概要

大都市制度についての専門小委員会中間報告について

(平成 24 年 1 月 20 日、第 30 次地方制度調査会第 26 回専門小委員会)

○ 平成 23 年 8 月に設置された第 30 次地方制度調査会では、平成 24 年 1 月 17 日の第 3 回総会以降、諮問事項の一つである「大都市制度のあり方」について専門小委員会で計 21 回審議。同年 12 月 20 日開催の第 26 回専門小委員会において、「大都市制度についての専門小委員会中間報告」を取りまとめ。

○ 今後、当該中間報告に対する各方面の意見を踏まえ、残された諮問事項である基礎自治体のあり方と併せて最終的な答申に向けて調査審議を継続予定。(第 30 次地方制度調査会の委員の任期は、平成 25 年 8 月 23 日まで)

現行制度の見直し

(指定都市制度)

- 「二重行政」の解消
- ・ 都道府県から指定都市への事務移譲(土地利用、対人サービス等)により事務処理の主体を極力一元化することを検討。まとまった財政負担が生じる場合、税源の配分も含めた財政措置を検討
- ・ 指定都市と都道府県が同種の任意事務等について調整する協議会の設置、協議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みを検討
- 都市内分権、住民自治強化 (特に人口が非常に多い指定都市)
- ・ 区役の拡充、区長の独自の権限(人事・予算等)を検討
- ・ 区長を市長が議会同意を得て選任することを検討
- ・ 市議会内に 1 又は複数の区ごとの常任委員会の設置を検討
- (中核市、特例市制度)**
- ・ 両制度を統合し、人口 20 万以上で保健所を設置すれば中核市となるようにすることを検討
- ・ 条例による事務処理特例制度について、市町村の事情を十分踏まえて移譲が行われるようするための方策を引き続き検討
- ・ 地方の拠点である中核市・特例市等の担うべき役割・財政措置、自治体間の柔軟な連携を可能とする仕組みについて検討
- (都区制度)**
- ・ 都から特別区へ小規模区間の連携等の工夫により更なる事務移譲(例:児童相談所)を検討。その他は都とそれぞれの特別区の間で条例による事務処理特例を活用することを検討
- ・ 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

新たな大都市制度

(特別区の他地域への適用) 〔大都市地域特別区設置法〕上の協議事項である事務(分担、税源配分、財政調整等の留意点を示すもの)

- ・ 道府県での特別区の設置により国や他の地方自治体の財政に影響が生じないよう特に留意
- ・ 事務分担は、都が基礎自治体に代わり一体的に処理している事務は道府県が処理することを基本とし、道府県の特別区が都の特別区が処理していない中核市並みの事務を処理する場合には円滑に処理できるかという点に留意
- ・ 税財源は、道府県・特別区の仕事の規模に応じて適切に配分されることが基本。地方交付税は、都区合算制度等の現行制度が基本。特別区の処理する事務や特別区の規模によっては、調整 3 税以外の調整財源が必要となる場合があることに留意
- ・ 財産処分及び職員の移管は、事務分担に応じることが基本に検討
- (特別市(仮称))**
- ・ 全ての都道府県・市町村事務を処理することによる二重行政の完全解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由度向上等に意義
- ・ 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等の課題について、更に検討が必要
- ・ まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質的に特別市(仮称)へ近づけることとし、上記の課題は引き続き検討
- (大都市圏の調整)**
- ・ 三大都市圏において、大都市圏域にわたる行政課題(交通体系整備、防災対策等)に関し、連絡調整や計画策定を行う協議会等の枠組みを設けることについて引き続き検討

出典：第 30 次地方制度調査会第 4 回総会資料

27

横浜市

政策局 大都市制度推進室 大都市制度推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

**「特別自治市」制度における区のあり方
(基本的方向性)**

平成 27 年 6 月

横浜市

目 次

1 趣旨

2 横浜市の特性とこれまでの取組

- (1) 都市の一体性と市民のロイヤリティの高さ
- (2) 先駆的な区役所機能強化の取組
- (3) 活発な地域活動と支援体制の整備
- (4) 様々な住民参画の取組

3 「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）

- (1) 区の基本的な役割・区の事務権限の方向性
- (2) 区長の権限・位置付けの方向性
- (3) 住民自治強化の方向性
- (4) 特別自治市制度における区のあり方の取組方針

1 趣旨

横浜市は、人口減少や少子高齢化が進行する中、**市民サービスの向上と日本経済の活性化を実現するため、市と県の二重行政を完全に解消する「特別自治市」の実現を目指している。**内閣総理大臣の諮問機関である**第 30 次地方制度調査会**は、指定都市制度の創設以降、初めて本格的に大都市制度に関する議論を行い、**その答申において特別自治市創設の意義（※1）を明確に示した。**一方、「**現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である**」という課題（※2）も指摘されている。

横浜市は、平成 25 年 3 月に策定した『横浜特別自治市大綱』の中で、「**大都市地域における特別区の設置に関する法律**」による特別区の設置を目指さないことを明確に示している。（※3）

そこで、『横浜特別自治市大綱』の考え方を基本に、横浜市会における議論なども踏まえ、**一層制の大都市制度である「特別自治市」制度における区のあり方の基本的方向性を取りまとめた。**

（※1）答申で示された特別自治市創設の意義

特別市（仮称）は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。

（※2）答申で示された特別自治市創設に向けた課題

一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、**法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。**

また、特別市（仮称）は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市（仮称）の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある。

さらに、特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念もある。

（※3）「横浜特別自治市大綱（H25.3策定）」（抜粋）

平成 24 年 8 月に大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成 24 年法律第 80 号）が成立した。この法律により、**人口 200 万人以上の指定都市等では特別区の設置が可能となったが、市を廃止して特別区を設置することについては次のような課題があることから、横浜市はこの法律による特別区の設置は目指さないものとする。**

- 横浜市は、昭和 14 年の第 6 次市域拡張によって、ほぼ現在の市域が確定しており、70 年以上もの間、現在の市域を前提とした行政運営が行われてきた経緯がある。市域を超えた都市圏が形成されている大阪市とは異なり、市域の一体性が高い都市構造を形成しているという特徴があることから、横浜市を廃止して特別区を設置することは、横浜市の強みである大都市の一体性を失わせることになる。
- 市を廃止して特別区を設置することにより、一部の権限が市から都道府県（横浜市の場合は神奈川県）に移譲されることになる。市から都道府県に移譲された事務については、市民（特別区民）からは遠くなり、住民の意見を反映させにくくなる。
- 市を廃止し、事務、予算、職員などを都道府県と特別区に再編することによるコスト増が懸念される。

2 横浜市の特性とこれまでの取組

(1) 都市の一体性と市民のロイヤリティの高さ

ア 区制の沿革

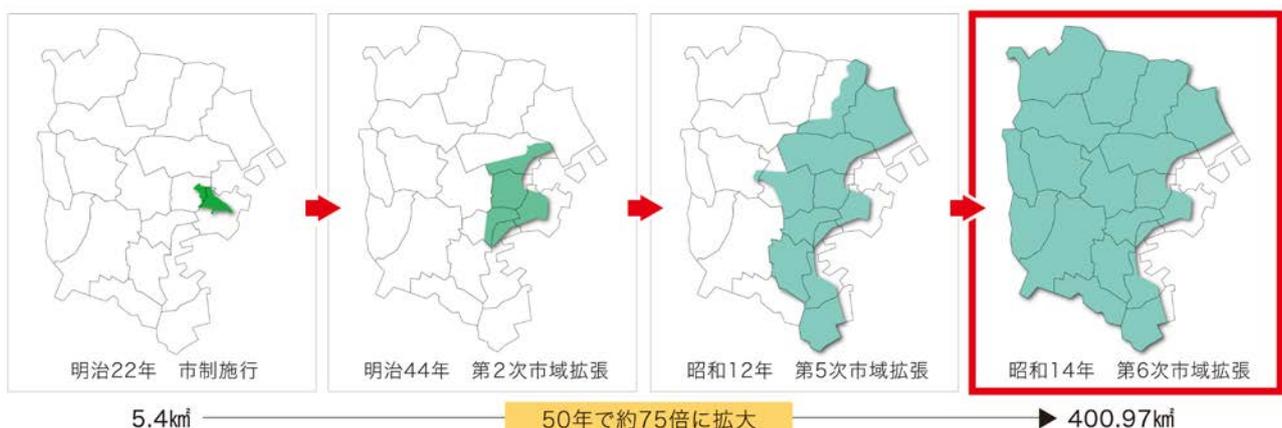
明治 44 年の「市制」の改正によって、事務処理の便宜のため区及び区長を置くことができるとされ、横浜市においては、昭和 2 年に区制（鶴見・神奈川・中・保土ケ谷・磯子）を施行した。戦前は、法人区を設置できる勅令指定市（東京、京都、大阪）と行政区を設置する内務大臣指定市（名古屋、横浜、神戸）が存在したが、昭和 22 年の地方自治法の制定に際し、都制に移行した東京を除く旧 5 大市は、特別市制の中で行政区として制度的に統一された。特別市は「都道府県の区域外」とされる（第 265 条）とともに、その機能については、「特別の定をするものを除く外」、「都道府県及び市に属する事務を処理する」こととされ、（第 264 条）行政区の区長は公選によることとされた。（第 271 条）

その後、昭和 31 年に特別市制度は適用することなく廃止され、行政区制度は指定都市制度の中に残り、現在に至っている。地方自治法では、「市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所を置く」（第 252 条の 20）とし、区には、その事務所の長として区長が置かれ、区長は市長の補助機関である職員のうちから、市長が命ずることとされている。（地方自治法施行令 174 条の 43）

イ 都市の一体的発展

横浜市は、大都市行政を円滑に推進するために設けられた行政区制度のもと、昭和 14 年に確定した市域を保ちながら、75 年以上もの間、現在の市域を前提とした行政運営を行い、一体性の極めて高い大都市として発展してきた経緯がある。

さらに、東京と近接し、首都圏の一翼を担っており、幹線道路、地下鉄、港湾などの広域インフラや産業政策などの広域行政も市内で完結しているという特徴がある。



ウ 市民のロイヤリティの高さ（愛着・誇り）

「横浜」に愛着・誇りを感じる市民が8割（※1）にのぼる。また、居住地への帰属意識として、「横浜市民」という意識が極めて高い（※2）。自治会町内会もしっかりと組織され、加入率は市全体で約76%（平成26年4月1日現在）となっており、大都市であるにも関わらずその割合は高くなっている。さらに、NPO法人認証数については1,400団体（平成27年2月末日現在）であり、東京23区、大阪市に次いで全国第3位と高い水準にある。

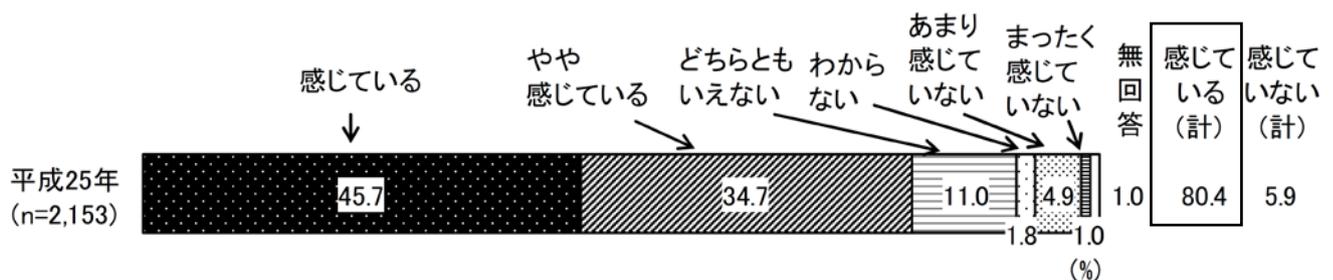
こうした背景の中、自治会町内会をはじめ、市民団体やNPO法人等による地域自治の活動が、各地域の実情にあわせて熱心に取り組まれている。

特別自治市制度においても、このような横浜市が持つ一体性や総合力を最大限に生かしていくことが必要である。

（※1）平成25年度横浜市民意識調査結果

横浜への愛着や誇り

あなたは、横浜というまちに対して、愛着や誇りを感じていますか。

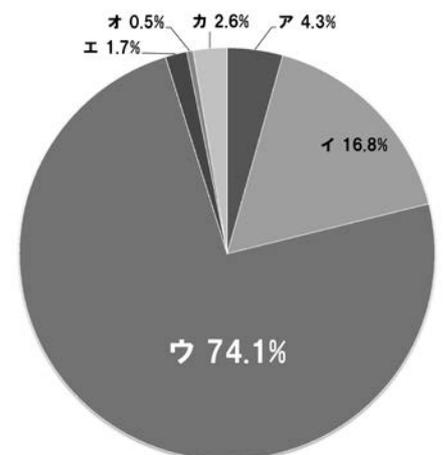


（※2）第13回ヨコハマeアンケート結果（平成20年）（抜粋）

居住地への愛着・帰属意識

あなたは、自分について次のうちどれが最も自然に感じますか（意識が強いですか）。（n=417）

ア 私は、「〇〇町住民（在住町会）」です	18
イ 私は、「〇〇区民（在住区）」です	70
ウ 私は、「横浜市民」です	309
エ 私は、「神奈川県民」です	7
オ 上記以外の地（故郷など）に属している	2
カ いずれにも該当しない	11



(2) 先駆的な区役所機能強化の取組

横浜市は、高度経済成長期に人口が急増したため、学校や下水道などの社会資本整備を積極的に進めるとともに、**全国の指定都市に先駆け、区民に最も身近な区役所の機能強化に取り組み、行政サービス向上に資する取組を継続して進めてきた。**

例えば、平成6年、「地域総合行政機関としての区役所の実現」を図るべく、区へ保健所を編入したほか、「個性ある区づくり推進費」を創設するとともに、区選出市会議員の協議の場として、「区づくり推進横浜市会議員会議」も設けられた。平成16年には市立保育所を区へ移管、平成17年には土木事務所を区へ編入するなど、区役所は市民サービスに直結する部門を強化してきた。このほかにも、**市長から区長への事務委任も積極的に進めており、平成24年6月現在、82事務が区長委任されている。**これは、2番目に多い福岡市の58事務と比べても格段に多く、最も少ない都市の10倍以上となっているなど、**指定都市20市の中でも際立って多い。**(第30次地方制度調査会第15回専門小委員会資料による)

さらに、**大都市のスケールメリットを生かしながら区局の役割分担や連携などにより、「ヨコハマはG30(※)」や「保育所待機児童ゼロ」などの施策を達成してきた。**一方で、業務の効率化に効果のある業務については、区から局への事務の集約化を図るなど、効率的な行政運営を進め、平成24年度現在、人口1,000人あたりの職員数は5.32人と、指定都市の中で最少である。

(※)「ヨコハマはG30 (Gomi、Garbage、Genryo 30)」

平成22年度までに、ごみ量30%削減(対13年度比)を目標に、市民・事業者の皆さまとの協働のもと、取組を進めた分別・リサイクル行動。人口が増加する中で、平成17年度には、5年前倒しで30%削減を達成(平成21年度には、42.2%削減)。その結果、焼却工場の削減、埋立処分場の延命化、温室効果ガスの削減が実現。現在、横浜市ではこれらの成果を基礎にして、さらなる市民・事業者・行政の協働のもと、持続可能なまちの実現に向け、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組を推進している。

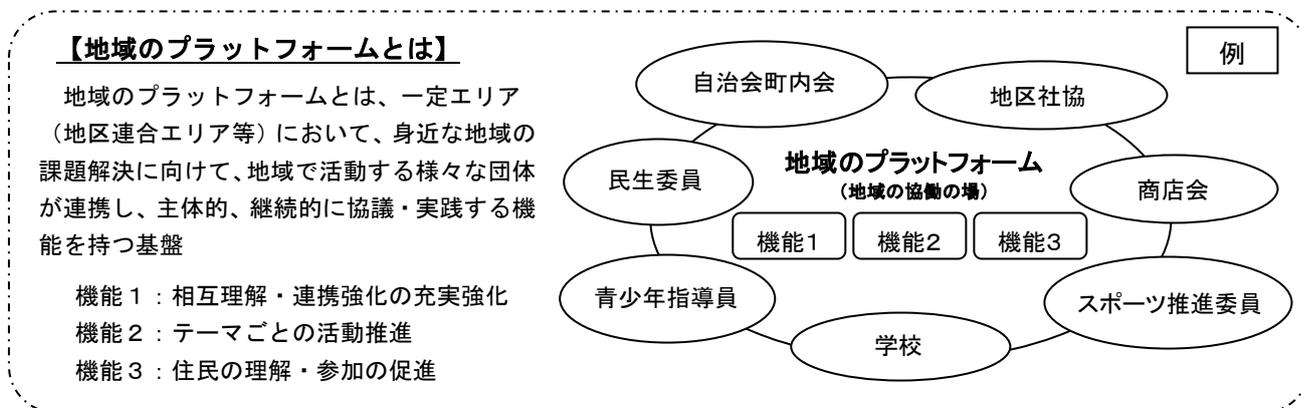
(3) 活発な地域活動と支援体制の整備

人口減少や少子高齢化の進行など社会情勢が大きく変化する中で、各区・各地域においては、**自治会町内会をはじめとする様々な団体が防災、防犯、見守り等、身近な地域の課題解決に向けて、自主的・継続的に取組を進めており、これらの取組は、重要な基盤である。**

現在、全国各地で地域自治組織等による課題解決型の住民自治の実践に向けた動きが見られるが、大都市である横浜市も同様に、各地域の多様な課題を解決していくため、市民の皆様の自主的な課題解決に向けた取組が必要不可欠であると考えている。横浜市では、**市民主体の地域運営を実践するため、地域で活動する様々な団体が連携し、主体的、継続的に協議・実践する機能を持つ基盤である「協働による地域づくり」の充実に向けた取組を進めており、さらなる地域支援に向けて、平成22年に区を「地域協働の総合支援拠点」と位置付けるとともに、平成25年度から全区で「地区担当」や「地域支援チーム」などの「地域と向き合う体制」を整備している。**「地域と向き合う体制」により、地域からは行政との間に顔の見える関係づくりが進んでいるとの評価が得られるとともに、区としても、「協働による地域づくり」の推進につながるという効果が得られている。

今後も地域の実情を踏まえ、地域の活動団体等が集い、課題解決に向けた話し合いや地域に必要な取組を協力して実施していくことにより「協働による地域づくり」を充実させていく。

■市民主体の地域運営に向けた「地域のプラットフォーム」(地域の協働の場)



(4) 様々な住民参画の取組

横浜市は、これまでも、市レベル、区レベルで住民参画の取組や市民との協働の取組を先駆的に推進してきた。例えば、各区・地域の実情に応じて、**区民提案、地区懇談会・タウンミーティング、区民意識調査、地域協議会(泉区)、事業評価委員会(磯子区)、区民会議(神奈川区、保土ヶ谷区、青葉区)**など、様々な住民参画の取組を実践し、さらに市レベルでも、市長が直接市民の皆様と意見交換する「ぬくもりトーク」や「ティー・ミーティング」をはじめ、ヨコハマeアンケート、市民意識調査など、様々な取組を実践している。

このように横浜市では、市民の皆様から寄せられるご提案やご要望などに謙虚に耳を傾け、担当部署が責任を持って対応するとともに、行政情報を公表し、市政の透明性を確保することによって、共感と信頼の市政運営、区政運営の推進に努めている。今後も、様々な広聴事業や市民の皆様との協働の取組を実践していく。

■横浜市における住民参画の実践例

分類		実践例
市レベル	広聴	市民からの提案、市長陳情、ぬくもりトーク、ティー・ミーティング、ヨコハマeアンケート、パブリックコメント、新聞投書、市民意識調査、情報公開 等
区レベル	広聴	区民提案(区長陳情、地域要望、提案箱、意見カード等)、地区懇談会、タウンミーティング、区民意識調査、泉区地域協議会、磯子区事業評価委員会、保土ヶ谷区民会議、青葉区民会議、情報公開(事業計画書、地域ニーズ調書)等
	地域活動	神奈川区民協議会、地域のプラットフォームとの協働、地域福祉保健計画の策定・推進 等

【参考】区の機能強化等の主な変遷

昭和 44 年	<p>一度で用の足りる区役所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区長室の設置 ・ 市民課の再編・強化 ・ 総合庁舎の計画的建設
昭和 52 年	<p>総合機関としての区役所の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区要望反映システムの導入 ・ 福祉事務所と建築事務所の編入 ・ 区政部・福祉部の 2 部制に
平成 6 年	<p>地域総合行政機関としての区役所の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「個性ある区づくり推進費」創設 ・ 「区づくり推進横浜市会議員会議」設置 ・ 保健所（部相当）の編入
平成 14 年	<p>福祉・保健の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健センターの設置
平成 16 年	<p>新時代の区の機能強化 I</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営機能の強化（区長公募、副区長の設置、組織の自律編成） ・ 地域行政機能の拡大 （市立保育所の移管、まちの計画・支援・相談窓口の設置、 道路局「土木事務所」・緑政局「公園緑地事務所」を区役所兼務化）
平成 17 年	<p>新時代の区の機能強化 II</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区予算制度の改革 ・ 道路・下水道・河川・身近な公園などの維持管理機能の移管 （土木事務所の編入） ・ 戸籍課証明発行窓口 ・ 税証明のワンストップ化の全区展開 ・ 行政サービスコーナーの機能拡充
平成 21 年	<p>地域の多彩な活動を支える区役所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援機能強化に向けた地域力推進担当の設置
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所待機児童の解消に向けた対応 <p>地域協働の総合支援拠点としての区役所の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援機能強化に向けた地域力推進担当の全区設置 （横浜市中期 4 か年計画（2010～2013））
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所の意向をより市政に反映させるため、区長会議など区役所会議の機能を強化 ・ 地域運営補助金の創設
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区担当制の全区導入 ・ 地域ニーズ調書（区から局への提案）の公表

【参考】区役所事務の効率化・集約化の例

平成 11 年度	・区役所建築課を統合し建築事務所を4方面に設置
平成 17 年度	・個人市・県民税の特別徴収に係る賦課事務の集約化
平成 18 年度	・事業所税事務の集約化 ・市コールセンターの活用による区代表電話の代行・集約化
平成 19 年度	・横浜市保健所を一本化
平成 20 年度	・戸籍（原本・附票）電算化に伴うシステム入力の特約化
平成 21 年度	・法人市民税・固定資産税（償却資産）・市たばこ税・入湯税事務の集約化
平成 23 年度	・国民健康保険料の高額滞納世帯に対する滞納整理事務の集約化
平成 24 年度	・保育所入所事務の一部集約化
平成 25 年度	・納税事務の一部集約化 ・戸籍課証明発行業務の一部集約化

3 「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）

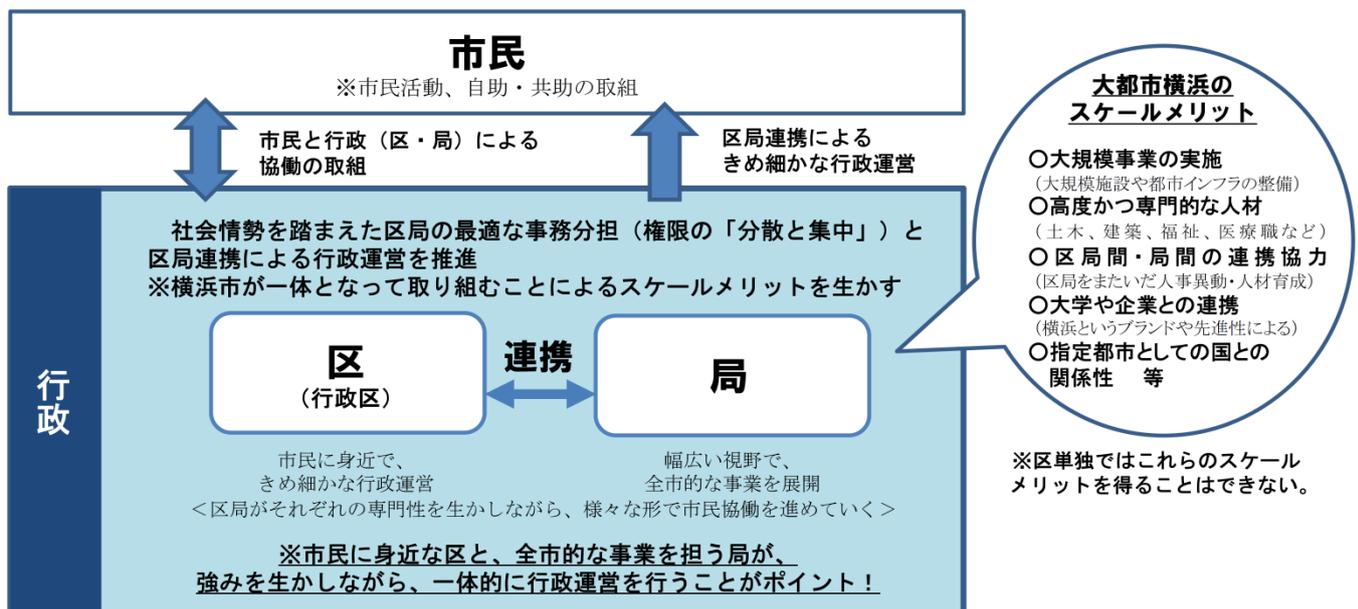
（1）区の基本的な役割・区の事務権限の方向性

ア 行政区の強みである区局連携を最大限生かした、効率的・効果的な行政運営を行う。

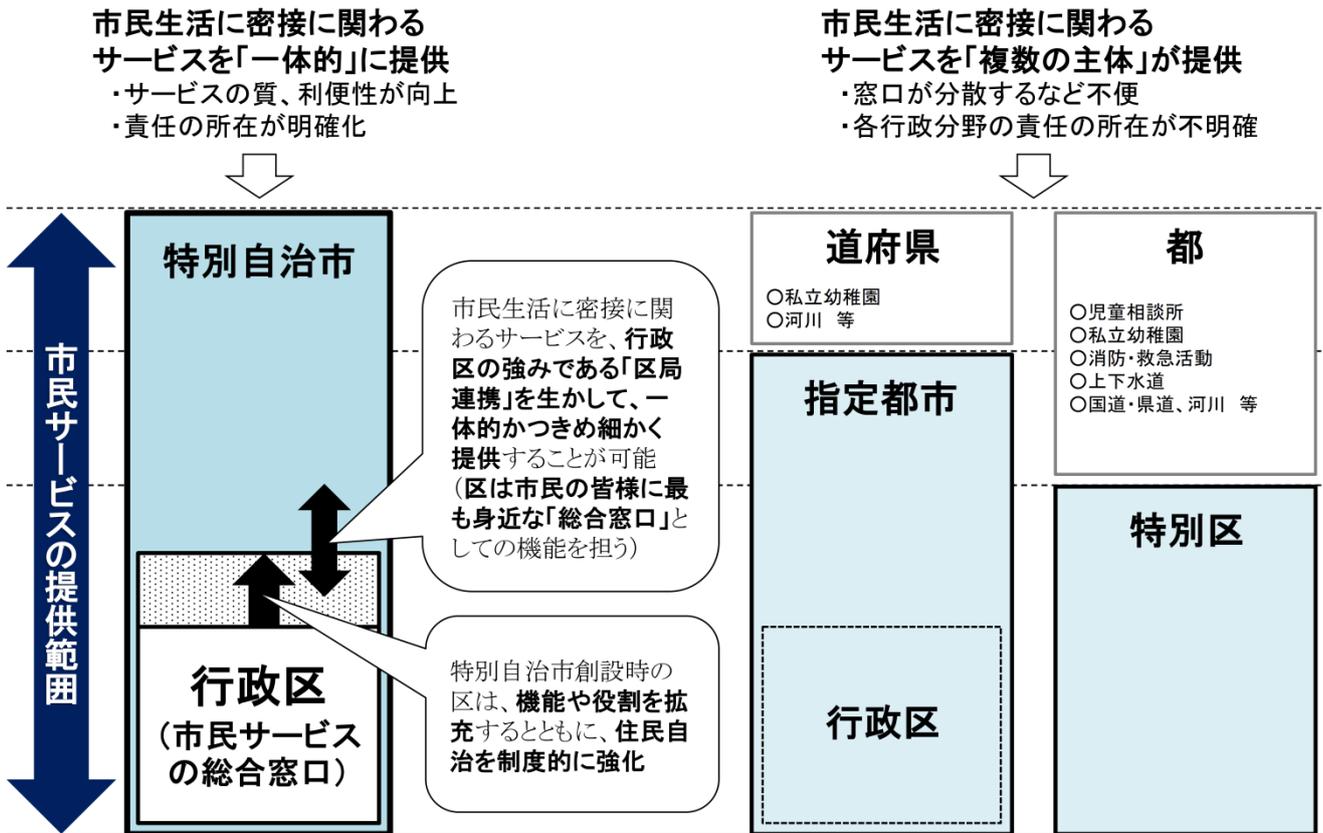
- 東京の特別区のように基礎自治体機能を備えたフルセット型の区役所を目指すのではなく、都市の一体性を保ちながら、区と市（局）の適切な事務分担や区局連携を生かした制度設計とする。
- 横浜市における行政区の強みとは、地域に根差した市民活動のほか、防災・減災対策など市民による自助・共助の取組、ごみの分別・減量に関する施策「ヨコハマは G30」など市民と行政（区局）による協働の取組、「待機児童対策」にみられるように区と局が役割分担し連携したきめ細かな取組などが可能になることである。
- 市民サービスの提供という視点から、区における身近できめ細かな行政サービスと、局による広域的で専門性の高い事業が、一つの自治体の中で提供できることが、大都市である横浜市の強みであり、効率的・効果的な行政運営にもつながる。
- 横浜市は、大都市としてのスケールメリットを生かし、区単独では実施できない大規模事業を展開することができる。また、土木や建築、福祉、医療など専門性の高い職員を生かした施策の実施も可能であり、区局をまたがる人事異動の実施により、職員が様々な組織を経験し交流でき、区局間・局間の連携協力が行いやすくなる。また、人材の固定化を防ぐことができ、多様な人材を育成することができる。さらに、大学や企業との連携がしやすいなど、大都市のメリットを有している。
- 大都市における人口減少、高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政サービスの整備に資するとともに、日本全体の経済発展を支えるため、特別自治市においては、行政区の強みである区局連携や、大都市の強みであるスケールメリットを最大限生かした効率的な行政運営を行うことが時代の要請でもある。

◆ 「区局連携」を最大限生かした行政運営

～区・局それぞれの強み、大都市横浜としてのスケールメリットを生かす～



【参考】特別自治市創設時の市民サービスの提供範囲（イメージ）



【参考】「行政区」について

指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌（※）させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くこととされている。（地方自治法第 252 条の 2 第 1 項）

指定都市の区の事務所は、大都市行政を円滑に行うためのものであり、市長の権限に属する事務の全般にわたって、地域的に分掌するものであるが、必ず指定都市の全域を画して区を設け、そこに区の事務所を設置しなければならない。

区には事務所の長として区長が置かれ、区長は、当該指定都市の長の補助機関である職員のうちから市長が任命する。（同法 252 条の 20 第 3 項）区長は、指定都市の市長の定めるところにより上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。（同法 252 条の 20 第 5 項・第 175 条第 2 項）

（※）「分掌」とは、一定の機関の権限に属する事務を、事務処理の便宜のため特定の組織又は特定の者に分けて処理させるものと一般に解されている。つまり、行政区に関して言えば、市長が、その権限に属する事務を、その処理の便宜のために、区の事務所の長である区長に分担させるということ。

イ 「市民に最も身近な総合行政機関」として、また「地域協働の総合支援拠点」として、
区の役割を拡充する。

- 特別自治市は、県と市のすべての事務を処理するため、局から区へ事務権限を移譲し、事務権限に応じて予算を拡充する。
- 横浜市は 371 万人の人口を抱える大都市であるが、行政が市民から遠くなることのないよう、市民に身近な区役所の役割をさらに拡充する。区役所の基本機能である市民サービスの提供窓口や相談・広聴機能を中心に、さらに充実を図る。
- 区の特性や地域のニーズを踏まえた区政をより一層推進するため、局事業・予算に対する区長の総合調整権限を強化する。
- 高齢化などの課題に対応するためにも、自助・共助など地域の自立的な取組を支え、協働を推進する区の体制を整備する。

◆特別自治市における区の基本的な役割・事務権限

市民に最も身近な
総合行政機関

地域協働の
総合支援拠点

- 市民に最も身近な総合行政機関として、また、地域協働の総合支援拠点として、その機能を強化・充実させるため、事務権限と区独自予算、裁量を拡充する
- 区の特性や地域のニーズを踏まえた区政をより一層推進するため、局事業・予算に対する区長の総合調整権限を強化する（例：地域ニーズ反映システムの強化）
- 地域支援の取組や拡充する権限・予算の執行を支えるための体制整備を行う

ウ 県等から移譲された事務権限や税財源を最大限に生かし、区の特性を生かした、効果的な部門・組織編成をする。

- 特別自治市における部門・組織編成は、これまでの区役所の機能強化や事務の効率化・集約化の取組等も踏まえ、移譲された事務権限や税財源を最大限に活用することができる効率的・効果的な部門・組織編成をする。
- 市（局）が行う事務や、市（局）へ集約する必要がある事務であっても、**個別に市民と対応する窓口・相談機能は、区が担う**。また、大都市の発展や活力向上につながる施策は市が行うとしても、**例えば、経済振興分野における各区の商店街振興や区内企業との連携窓口機能、協働等の取組は、区が担うことについて検討**する。
- 市政への要望が高い分野（防災・災害対策、病院・地域医療、高齢者福祉、防犯、まちづくり・道路等の整備、ごみ・街の美化、子育て支援、教育など）は、**市民対応の窓口・相談機能の拡充や、協働を進めることができる体制の拡充を検討**する。

【特別自治市の区局の役割分担イメージ】

区が担う事務事業範囲

- ◆**地域・市民に身近なサービス、地域の特長を生かした事務事業、区域・地域単位の事業**
＜例＞ 保育所等の管理運営、身近な公園・緑地の維持・運営、福祉保健サービスの提供、商店街振興、地域活動 など
- ◆**区域単位での事務発生頻度が高い事業、市民の利便性や効率化の面から区が窓口となって実施することが妥当な事業**
＜例＞ 生活保護、医療保険、児童手当事務、戸籍・登録、課税納税 など
- ◆**区域単位での事務発生頻度が低いとしても、区に応じて必要性・柔軟性が求められる事業**
＜例＞ 身近な公園・緑地の整備、身近なまちづくり、区内企業の連携窓口事務 など
- ◆**地域の身近な課題への対応（協働による地域づくり）が求められる事業**

区局連携

- ◆**局が担う事務事業であっても、市民サービスの提供窓口、相談、協働に関することは区が担う**
- ◆**区局が連携することによって効果が見込める事務事業**
＜例＞ 待機児童対策、放課後児童育成、健康づくり、高齢者支援策、地域のまちづくり、経済産業・文化観光振興など、各区の特性に応じた事業の区局連携 など
- ◆**区民ニーズの把握と、それを市の施策に反映させる取組**

市（局）が担う事務事業範囲

- ◆**大規模、広域的、全市域を対象とする事業**
＜例＞ 各事業の市の計画、企画、総括、幹線道路、大規模公園 など
- ◆**区が担う事務事業範囲であっても、事務の集約化による効率化が見込まれる事業**

(2) 区長の権限・位置付けの方向性

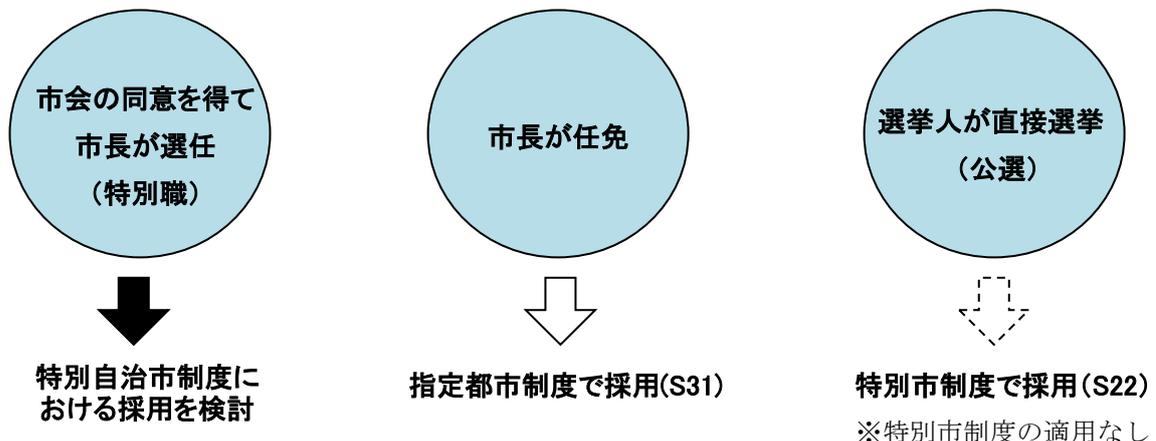
ア 区の役割の拡充と住民自治の強化に伴い、区長の権限の強化を検討する。

- 区における組織編成、予算、財産管理、政策、まちづくりなどにおける区長の権限を強化する必要があると考えられるが、大都市としての一体性などの視点から、あらゆる権限を強化するのではなく、その目的や内容などを十分に精査していく。
- 区における総合行政を推進するため、区長の総合調整権限や、区局連携に関する機能の強化が必要である。

イ 特別自治市創設時には、区長は、市長が議会の同意を得て選任する特別職とするなど、区長の役割・権限の強化等に伴う区長の位置付けの変更を検討する。

- 県と市のすべての事務を処理する特別自治市への移行により、区の役割や予算が拡大し、区長権限の強化も想定されることから、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み等を構築する。
- 特別自治市への移行により、区の役割が大きく見直される場合、区長はそれに見合った役割を果たすため、市長が議会の同意を得て選任する特別職とするなど、区長の位置付けについて、それに必要な法整備などを含め、何らかの変更が必要である。
- 厳しい社会経済環境の中、継続的に市民サービスの向上と経済の活性化を実現させるには、行政区の強みである区局連携や、大都市の強みであるスケールメリットを最大限生かした効率的な行政運営を行う必要がある。そこで、横浜市が目指す特別自治市では、都市の一体性を生かし、同時に住民自治も強化するという視点から、区長の選任方法は、市会の同意を得て市長が選任する方法（特別職）を選択肢の一つとして検討する。
- なお、昭和 22 年の地方自治法制定に向けた地方制度調査会の答申では、行政区の区長の選任方法として、①市会の同意を得て市長が選任、②市長が任免、③選挙人が直接選挙のいずれかによとした。政府原案では、市長の任命制とされていた区長は、国会の修正により直接公選制へと改められた。しかし、都市の一体性や総合力を最大限生かし、市民サービスと日本経済の活性化を目指す一層制の大都市制度である特別自治市においては、実質的に都市の分割につながりかねない区長公選は採用しない。

【参考】地方制度調査会答申(昭和 21 年 12 月 25 日)で示された区長の選任方法



(3) 住民自治強化の方向性

大都市横浜の一体性や区局連携による効果的かつきめ細かな大都市行政を特別自治市でも生かすため、特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、法人格を持たない区（行政区）とする。（※例えば、各区の区長が公選職で、市長と異なった考えを持つ場合には、一体的な行政運営が困難になることも考えられる。）

特別自治市に向けて、横浜市では、市民が自主的に取り組む地域活動を重要な基盤として引き続き支援するとともに、各種広聴手段を通じて市民の皆様の声を広く集め、適切に施策に反映する。また、他都市に先駆けて強化してきた区の機能や役割を、社会情勢に合わせた最適なものになるよう継続して見直しを行い、さらに、次の3つの仕組みによって住民自治を制度的に強化する。

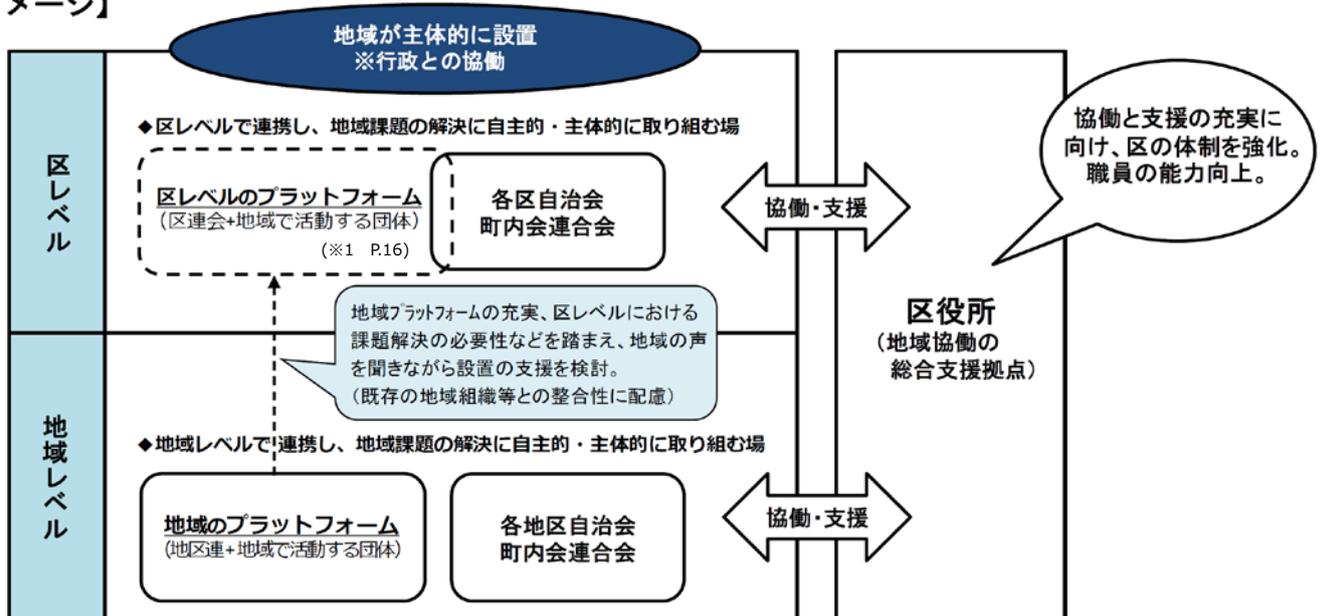
なお、各地域における課題解決に向けた自主的な取組や、特別自治市創設時の住民自治を検討する前提条件（区の役割や事務権限等）などを踏まえ、各区や地域の実情に応じた重層的な仕組みを構築する。

◆住民自治の制度的強化策(3つの仕組み)

① 地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充【仕組1】

- 地域が自主的・主体的に課題解決に取り組む場である「地域のプラットフォーム（地域の協働の場）」の充実に向け、区は「地域協働の総合支援拠点」として、地域の実情を踏まえた支援を継続的に行っていく。
- 将来的には、地域プラットフォームの充実の状況や区レベルの課題解決の必要性などを踏まえ、地域が主体的に、区レベルのプラットフォーム（区レベルの協働の場）の設置を検討（区は設置支援を行う）（※1 P.16）。
- 地域で様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充は、重要な基盤となる。
- 協働と支援の取組をより充実させるため、区の体制を強化する。また、職員が、地域のニーズや課題を把握し、適切に区政や市政につなぐことができるよう、研修等により能力向上に努める。

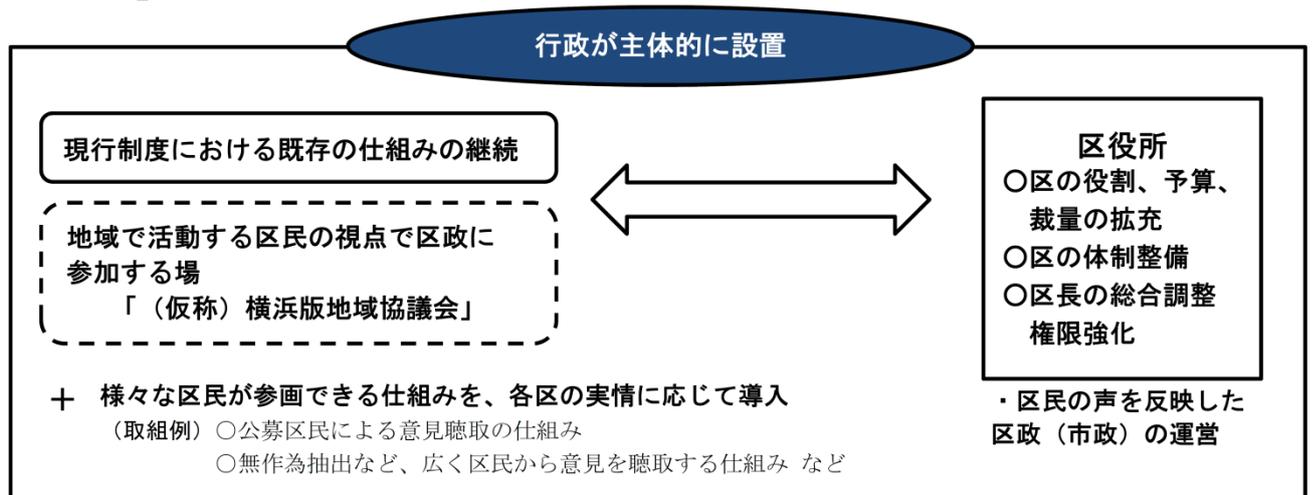
【イメージ】



② 区政における住民の参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）を設置【仕組2】

- 地域で活動する区民の声を区政・市政に反映するため、これまで横浜市が取り組んできた住民参画の仕組みを継続するとともに、新たに地域で活動する区民の視点で区政に参加する場を設置する。地域で活動する区民の声を、区政や市政運営に反映させる重要な役割を担うことから、その位置付けは条例で定める。（※2）
- 委員構成は、各区自治会町内会連合会のメンバーや、各種活動団体の代表者、有識者など、各区の実情を踏まえた制度設計とする。
- また、新たに設置する仕組みに加え、様々な区民が参画できる仕組み（「公募委員が参加するテーマ別懇談会」や「無作為抽出区民による議論の仕組み」など）を、各区の実情に応じて導入を検討する。
- 「区政における住民の参画機会の仕組み」については、引き続き、制度の詳細を、区の役割、予算、裁量の拡充や区の体制整備、区長の総合調整権限強化などと併せて検討する。

【イメージ】



※1 P.15 で整理した「区レベルのプラットフォーム」は、地域が行政との協働のもと自主的・主体的に課題解決に取り組む場である一方、P.16 の「区政における住民の参画機会の仕組み」は、区民の声を区政（市政）に反映させるため、行政が設置する仕組みである。2つの仕組みは、その基本的な考え方や設置主体が異なる。

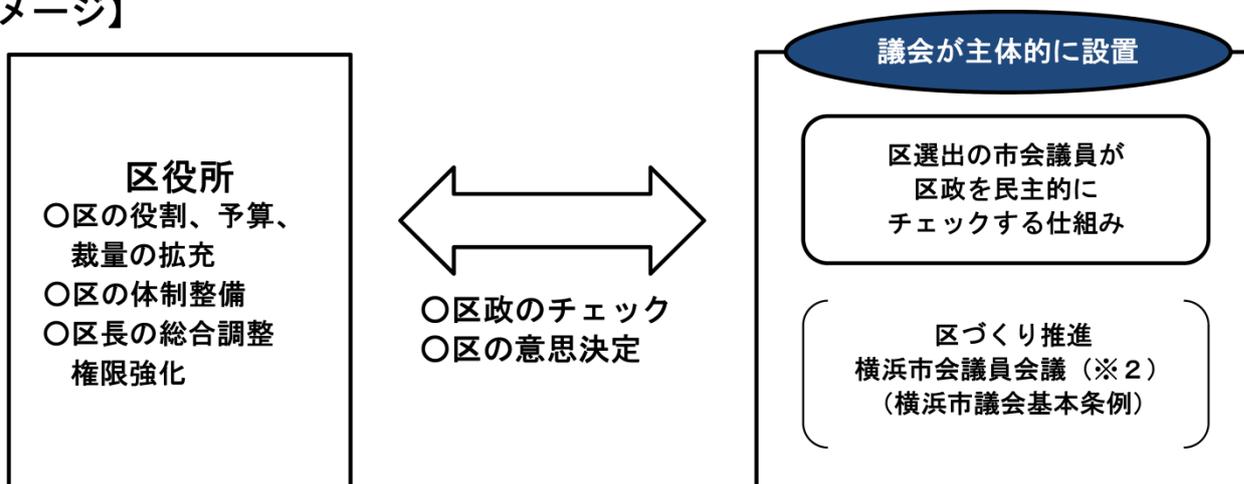
しかし、地域が自主的・主体的に実践している課題解決の取組は、横浜市の住民自治の最も重要な基盤であること、その取組から生まれる区民の声を、区政・市政に適切に反映させることが求められること、2つの仕組みのメンバーが類似の構成になる場合も想定されることから、各区の実情に応じて、例えば、「区レベルのプラットフォーム」と「区政における住民の参画機会の仕組み」を連携・融合させることも可能とする。

※2 地域で活動する区民の視点で区政に参加する場の詳細については、特別自治市創設時の区の役割や権限も踏まえ、今後も検討していく必要がある。

③ 区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築【仕組3】

- 特別自治市における区は法人格を有しない行政区であり、区議会設置を行わない中で、区の役割や機能の拡充、予算の拡大、区長の特別職化など位置付けの変更を行うには、「区選出の市議員が区政を民主的にチェックする仕組み」を構築するなど、区政の民主的なチェックや意思決定機能の導入が必要である。
- 選挙区が行政区単位となっている区選出の公選市議員が区政にかかわる仕組みは、諸外国の一層制の大都市の事例（トロント（※1）、ニューヨークなど）を参考にした制度設計が考えられる。
- また、「区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み」は、「区政における住民の参画機会の仕組み」や「地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場」とは、明確に役割と機能を分けるものとする。

【イメージ】



(参考)「平成26年度横浜市会大都市行財政制度特別委員会報告書」(平成27年2月)(抜粋)

(4) むすび

これまで述べてきたように、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、地方分権改革の進展により、地方公共団体の事務は、より複雑化・多様化し、かつ広範になるため、地方議会が担う役割と責任は一層増大する。本市が実現を目指す新たな大都市制度「特別自治市」は、国以外の地方の事務を全て担うことから、議決事件の範囲が拡大するなど、市民に対する責任もより大きなものとなる。

また、特別自治市の実現によって拡大する事務権限や税財源のもと、適正な市政及び各区の実情を踏まえた区政を展開するためには、その執行を監視する議会機能が重要となる。しかしながら、大都市の一体性を確保することや新たな二重行政を生み出さないために、区長公選や区議会の設置は採用すべきではない。そこで、特別自治市における住民代表機能を高める観点から、例えば、横浜市議会基本条例に設置が定められている区づくり推進横浜市議員会議に意思決定機能を付加することなど、各区選出の市議員が区政を民主的にチェックする仕組みの構築が必要である。今後、各区選出の市議員が各区で意思決定を行える具体的な仕組みについては、引き続き市会において議論を重ねる必要がある。

なお、現行の指定都市制度においても、区民に最も身近な区の機能を強化していくべきであり、その一つの方法として、個性ある区づくり推進費や区づくり推進横浜市議員会議をより有意義なものとする取り組みも、特別自治市構想の議論と並行して進めていかなければならない。

住民の声を集約し、区政に反映させることや、地域課題に即した区政を執行しているかなどについては、各区を選挙区として選挙で選ばれた市議員が区民の代表として、これまで以上に区政に関わっていくことが必要となる。

(※1) トロント（カナダ）のコミュニティカウンスルについて

市議会において分野ごとに設けられる委員会とは別に、市議会の 44 の小選挙区を 4 つにまとめた区域ごと（人口 60～64 万人）に設けられる委員会で、各区域から選出された市議会議員が委員となっている。

(※2) 「個性ある区づくり推進費」と「区づくり推進横浜市議員会議」

個性ある区づくり推進費は、平成 6 年度に区の機能強化の一環として、①地域の総合行政機関として区役所の自主性を高めること、②地域のニーズに的確に対応し個性ある区づくりを推進すること、③地域的、個別的、緊急的ニーズに迅速に対応することを目的に創設された。

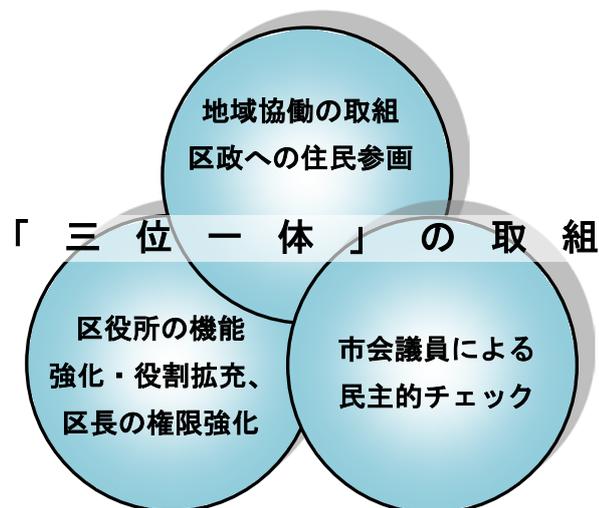
同年、個性ある区づくり推進費及び区の主要事業に関して、区と各区選出議員が意見交換するための協議の場として、区づくり推進横浜市議員会議が設置された（平成 26 年 4 月 1 日からは横浜市議会基本条例に位置付けている。）。

(4) 特別自治市制度における区のあり方の取組方針

特別自治市制度の区においては、「三位一体の取組」が必要である。

特別自治市制度の区においては、「区役所の機能強化・役割拡充、区長の権限強化」、「地域協働の取組や区政への住民参画」、「市議員による区政の民主的チェック」という 3 つの取組を「三位一体」で行う必要がある。

それぞれの取組は一体不可分であり、同時に行うことで、初めてその効果が最大限に発揮される。



第2次横浜市大都市自治研究会答申

- － 社会経済情勢の変化などを踏まえた
横浜市にふさわしい地方自治制度のあり方 －

平成28年10月

第2次横浜市大都市自治研究会

第2次横浜市大都市自治研究会答申

目 次

前文

I 横浜市を取り巻く社会経済情勢

1 横浜市が抱える課題

- (1) 人口減少と超高齢社会の到来
- (2) 公共施設の保全・更新需要の増大
- (3) 東京一極集中と地方創生

2 第30次地方制度調査会答申後の国及び横浜市の取組

II 横浜市にふさわしい地方自治制度

1 特別自治市制度について

- (1) 特別自治市の必要性
- (2) 第30次地方制度調査会答申で示された課題
 - ア 住民代表機能を持つ区の必要性
 - イ 警察事務の分割による広域犯罪対応
 - ウ 全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる近隣自治体への影響

2 当面の取組について

前 文

横浜市は、1956年に創設された暫定的な制度である指定都市に移行して以来、一貫して横浜市にふさわしい大都市制度の創設を求めてきた。さらに、国における大都市制度改革の議論に合わせ、2013年3月、指定都市制度を抜本的に見直し、横浜にふさわしい権限と税財源を持つ大都市制度である「特別自治市」制度の骨子や制度移行に向けた手続、制度実現までの取組等を示した「横浜特別自治市大綱」を策定し、制度の早期実現を目指している。しかし、半世紀以上経過した現在においても指定都市制度の抜本的な見直しはされていない。

指定都市制度創設後、初めて本格的に大都市制度改革について議論された第30次地方制度調査会の答申（2013年6月）においては、特別自治市（特別市（仮称））実現の意義が明確に示されたが、「住民代表機能のある区の必要性」、「警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念」、「すべての道府県税・市町村税を賦課徴収することによる近隣自治体への影響」という課題も示され、特別自治市の早期法制化は見送られた。

一方で、第4次地方分権一括法（2014年6月公布）により、「県費負担教職員の給与の負担、定数の決定等（税源を含む）」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定」に関する権限移譲が実現するなど、一步ずつ国や県から指定都市への権限移譲も進んでいる。

当研究会は、2013年10月4日に「第30次地方制度調査会の答申、道州制など新たな地方分権体制に係る動向、その他、社会経済情勢の変化などを踏まえた横浜市にふさわしい地方自治制度のあり方」について諮問を受けた。その後、横浜市を取り巻く社会経済情勢や、国における地方分権の取組などを踏まえた上で、横浜市にふさわしい地方自治制度のあり方について調査・審議を行い、答申として取りまとめた。

I 横浜市を取り巻く社会経済情勢

1 横浜市が抱える課題

(1) 人口減少と超高齢社会の到来

横浜市の将来推計人口（2010年）によると、横浜市の人口は、2019年にピーク（約373.6万人）を迎え、以後減少に転じて、2060年には約321万人となる見込みで、65歳以上の高齢者人口は約113万人まで増加し、高齢化率は35.3%に上昇すると予測されている。

行政区別の将来人口推計によると、2010年と比較して2035年には、横浜市北部の行政区の人口は増加するが、南部の行政区では減少し、また、南部や西部の郊外部で高齢化がより顕著なものとなる。

高齢者人口について、横浜市と三大都市圏以外の地域を比較すると、2010年を基準とした2035年の推定伸び率は、三大都市圏以外の地域が約1.2倍であるのに対し、横浜市では約1.6倍となる。老人福祉費についても、2009年を基準とした2035年の推定伸び率は、三大都市圏以外の地域が約1.2倍であるのに対し、横浜市は約1.6倍となる。横浜市は約373万人の人口を抱える大都市であるため、他の地域と比較して急激な高齢化に伴う影響が非常に深刻な状況になることが見込まれている。

(2) 公共施設の保全・更新需要の増大

横浜市では、今日まで都市を形成する基盤として、また市民サービス提供の場として、多くの公共施設を整備してきた。都市基盤施設（公園：約2,600公園、下水道管：約11,800km、道路：約7,600km、水道管：約9,100km）や公共建築物（約2,600施設（市営住宅：約110施設、学校施設：約520施設、市民利用施設：約460施設、社会福祉施設：約310施設等）など大量の公共施設を保有している。これらの多くは、昭和30年代半ばから平成の初めまでに集中して整備してきたため、現在、その大部分が老朽化に伴う更新時期を迎え、保全・更新費の確保という大きな課題を抱えている。

横浜市の2011年度の試算によると、2012年度からの20年間で必要となる公共施設（都市基盤施設及び公共建築物）の保全費は、3会計総額で約3兆3,450億円（建替費含む。一般会計：約1兆7,950億円（53.7%）、企業会計：約1兆5,420億円（46.1%）、特別会計：約80億円（0.2%））と推計されている。年平均で約1,670億円（建替費含む）が必要となるなど、社会資本の老朽化に備えた対応が求められている。

(3) 東京一極集中と地方創生

人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国は2014年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定した。具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地方創生に向けた東京一極集中の是正が掲げられている。

東京一極集中の状況は、「住民基本台帳人口移動報告（2015年）」（総務省）によると、例えば、2015年の東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の人口の転入・転出状況をみると、約12万人の転入超過である。転入超過は20年連続で、2012年以降4年連続で転入超過数が増加し、2015年は前年に比べて約1万人増加していることから、東京圏への人口流入が加速傾向にあることがわかる。

一方で、東京圏内に位置する横浜市の人口は、東京都区部に対して、3,800人以上の転出超過となっている。2015年に東京圏への転出超過数が全国で最も多かったのは、札幌市（3,448人）、仙台市（3,273人）、大阪市（3,160人）の3市だが、これと同規模の転出超過数である。東京都区部との転入・転出については、2000年までは横浜市への転入超過が続いていたが、2001年頃を境にして転出超過に転じ、転出超過数は2009年以降、拡大傾向にある。

また、経済面で横浜市と東京都区部を比較すると、例えば、2014年の事業所数は東京都区部が約58.5万事業所（全国の約9.9%）であるのに対し、横浜市は約13.1万事業所（同2.2%）、また、従業者数は、東京都区部が約806.7万人（全国の約13.1%）であるのに対し、横浜市は157.4万人（同2.5%）と、東京都区部の2割程度に過ぎない。さらに、付加価値額（2012年）（※）は、東京都区部は約49兆7,576億円で、約6兆6,467億円の横浜市の約7.5倍であり、法人市民税額についても、約9,150億円の東京都区部に比べ、横浜市は約14分の1の650億円弱であり、これらにおいても圧倒的な格差が生じている。なお、経済面においては、東京都区部との格差だけでなく、人口が横浜市より100万人以上少ない大阪市や名古屋市と比較しても、下位の状況にある。

このように、東京圏に位置する横浜市においても、東京都区部への一極集中の影響を受けている。横浜市は大規模な府県並の規模・集積性を有している一方で、東京圏に位置する大都市という側面もある。将来にわたって活力ある日本社会を維持するためには、地域の特性に即した地域課題の解決などにより、人口減少克服と地方創生を併せて行うことが必要である。東京都区部だけでなく、大規模な都市が核となり、それらの複数の核がそれぞれの個性を生かし、社会活動や経済活動を牽引し、連担して魅力ある圏域をつくりあげていくことが、日本全体の経済発展の底上げにつながると考える。

※付加価値額…企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出したもの。

2 第30次地方制度調査会答申後の国及び横浜市取組

第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、2014年6月に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとした。また、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができること、さらに、二重行政を解消するため、指定都市都道府県調整会議を設置することなど、指定都市制度の見直しが講じられた。

横浜市では、この地方自治法改正に基づき、「横浜市区役所事務分掌条例」（2016年4月1日施行）を制定した。本条例は、法が要請する区役所の分掌事務を単に列記するだけでなく、区役所の役割や区局の連携・調整に関する事項についても明示し、横浜市が目指す特別自治市における区の姿を見据えた内容で、大都市制度改革の前進に向けた一歩と言える。

地方分権改革の動向としては、第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、第4次地方分権一括法が2014年5月に成立した。

また、2014年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえ、第5次地方分権一括法（2015年6月成立）には、「農地転用許可の権限」、「指定都市立特別支援学校の設置等の認可権限」や「火薬類の製造許可権限」等の移譲が、さらに、第6次地方分権一括法（2016年5月成立）には、「地方版ハローワークの創設」等が盛り込まれた。

横浜市においても、第4次地方分権一括法において、「県費負担教職員の給与負担等に関する権限」や、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する決定権限」などが県から移譲され、特に、「県費負担教職員の給与負担等に関する権限」については、初めて税財源も併せて移譲された。また、「自家用有償旅客運送の登録・監査等」については、希望する都道府県・市町村に対して移譲する「手挙げ方式」が採用され、2016年1月に、指定都市として初めて移譲を受けた。さらに、第5次地方分権一括法の「農地転用許可の権限」については、2016年6月に、都道府県に代わり権限を行使する初の指定市町村に指定され、11月からの運用開始に向けて準備を進めている。

Ⅱ 横浜市にふさわしい地方自治制度

1 特別自治市制度について

(1) 特別自治市の必要性

横浜市は、これまで長年にわたり、現行の地方自治制度の枠組みの中で、他都市に先駆けて、地方分権や都市内分権の改革に着実に取り組んできている。

しかし、東京一極集中、人口減少・超高齢社会の到来、公共施設の保全・更新需要の増大など、横浜を取り巻く、大都市として抱える諸課題の深刻さが増している。

指定都市制度を前提とした大都市制度改革では、県との二重行政や税制上の不十分な措置など、現行の地方自治制度が抱える課題の解消には限界が見えてきている。

さらに、横浜市のような大規模な都市が活力を失い、諸課題への対応力が低下した場合、都市の規模が大きい分、財政面においても、日本全体に大きな影響を及ぼす事態も想定される。

このような事態を未然に防止し、将来にわたり活力ある日本社会を維持するためには、核となる大規模な都市が自立し、その個性を生かして力を発揮することで、圏域のみならず日本全体の経済を下支えしていくことができる仕組みをつくるのが、喫緊の課題である。

国における地方創生の一環としても、大都市が地域の特性を生かした施策を展開できるよう、特別自治市制度の早期立法化とその実現が図られるべきである。

特別自治市の実現により、市と県の二重行政による非効率な支出を見直し、これにより生み出した財源を、他の行政サービスや将来への投資へ回し、さらに積極的な政策展開を行うことによって、行政サービスを向上させるとともに、大都市が圏域の経済のみならず、日本全体の経済の発展を支えるという好循環を生み出す、その拠点となることが期待される。

また、日本の産業構造が重厚長大産業中心から、ICTの活用等により付加価値を創出する新たな形態へ変化している。働き方においても職住近接が可能となるなど、地域づくりや産業政策等における、行政に求められる機能は変化していくと考えられる。就業者が生活する住宅エリアやそれを取り巻く環境、施設等が集積している横浜のような大都市は、特別自治市の実現により、身近な行政サービスの拡充や市民との協働の取組の拡充といった機能のさらなる発揮が求められる。

さらに、特別自治市は、近隣自治体との連携を一層進めることで、地方創生を牽引する重要な役割を果たすことが期待される。横浜市は、国が推進する連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の対象ではないが、特別自治市においては、広域的な視点を持って、法定の連携協約の制度を活用することで、近隣自治体と連携し、地域の実情に応じた圏域全体を見据えた政策を展開することも期待でき

る。特に、人口減少・高齢化が進んでいる横浜市の郊外部などは、同様の課題を抱える近隣自治体との連携により、医療・福祉分野など実情に応じた都市機能の集積や生活機能サービスの確保・向上などの効果も見込める。

横浜市は、特別自治市制度の骨子として、「横浜特別自治市大綱」（2013年3月）において、次の4点を提示している。

- ア 特別自治市としての横浜市は、原則として、現在県が横浜地域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。
- イ 特別自治市としての横浜市は、市域内地方税の全てを賦課徴収する。
- ウ 特別自治市としての横浜市は、神奈川県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化する。
- エ 特別自治市としての横浜市の内部の自治構造は、市一区の2層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する。

当研究会としても、特別自治市が横浜に最もふさわしい地方自治制度であると考えている。今後、特別自治市制度の早期法制化を求めるにあたっては、後述する第30次地方制度調査会から示された課題を含め、今後、より具体的な特別自治市制度の設計案を提示していくことが求められる。

（2） 第30次地方制度調査会答申で示された課題

第30次地方制度調査会の答申では、「住民代表機能のある区の必要性」、「警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念」、「すべての道府県税・市町村税を賦課徴収することによる近隣自治体への影響」という3つの課題が示された。

総論から言えば、上記の3つの課題については、各々、対処策を検討・提示し得ると考えられる。

ア 住民代表機能を持つ区の必要性

（ア） 特別自治市における区のあり方

第30次地方制度調査会答申では、特別自治市（特別市（仮称））における区について、「一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要」との課題が示された。

過去の特別市制度が構想された時代背景と今日では、大都市の区の位置づけも変化している。横浜市では、1970年前後から全国の指定都市に先駆けて、区役所の機能強化に取り組むとともに、市レベル、区レベルでの住民参画の取組や市民との協働の取組を推進している。

2015年6月に発表した『特別自治市』制度における区のあり方（基本的方向性）の中では、「一層制の大都市制度である特別自治市では、特別区のように、基礎自治体機能を備えたフルセット型の区を目指すのではなく、区と局の適切な事務分担や区局連携を生かした行政区とし、区長公選は行わない」ことを明確にしている。その上で、「区局連携を最大限生かした、効率的・効果的な行政運営を行い、区の役割の拡充と住民自治の強化に伴う区長の権限を強化し、区長を特別職にするなど、区長の位置付けの変更を検討する」としている。さらに、区選出の市議員が区行政を民主的にチェックする仕組みを構築することとし、特別自治市における区は、「区役所の機能強化・役割拡充、区長の権限強化」、「地域協働の取組や区行政への住民参画」、「市議員による区行政の民主的チェック」の3つの取組を三位一体で行う必要があるとしている。

大都市は、全市一体の規模の経済性を生かし、集約・配分調整による効率的な都市経営を行う一方で、区レベルでの都市内分権による範囲の経済性を組み合わせることが強みとなる。ここで示されている特別自治市における区のあり方は、これらを両立させる試みとして捉えることができる。

(イ) 住民代表機能強化の方策

特別自治市においては、区の役割や権限が強化され、区で扱う予算も拡充されることから、区における意思決定機能の拡充が不可欠である。

第30次地方制度調査会では、住民自治機能の強化として、市議会内に区選出市議会議員を構成員とした、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置くことなどが議論された。横浜市では、区に係る予算や当該区の主要事業について協議する機関として、区選出市議員で構成される「区づくり推進横浜市議員会議」を1994年に設置している。当会議は市議長が招集するもので、20年以上にわたって運用し、2014年には議会基本条例に明確に位置づけ、協議対象も拡大している。特別自治市においても、横浜市が先駆的に運用してきたこの仕組みを進化させ、区行政を民主的にチェックする仕組みを設置すべきである。

また、一層制の大都市制度である特別自治市において、公選により市長とは別に選ばれた者が市長の補助機関である区長となると、市長と区長の運営方針が異なるなど政治的対立の可能性が生じる。大都市経営を一体的に行う観点からも、区長の位置付けについては、公選ではなく、議会の同意を得て市長が選任する特別職とすることが望ましい。

今後、特別自治市における区については、区長の権限、議会機能のあり方、住民参画などの仕組みについて、さらに具体的な制度設計を行う必要がある。

さらに、地方自治法の改正により、区に代えて総合区を設け、議会の同意を

得て選任される総合区長を置くことができることとなっている。総合区長は、公選ではなく特別職の区長であり、特別自治市における区長の位置づけと同様である。特別自治市制度の実現を見据え、現行制度においても、総合区制度も含め、区のあり方について、継続的に検討を行う必要がある。

イ 警察事務の分割による広域犯罪対応

(ア) 現行の警察組織・広域犯罪への対応

日本の警察組織は、内閣総理大臣が所轄する国家公安委員会が警察庁を管理し、都道府県知事が所轄する都道府県公安委員会が都道府県警察を管理する仕組みとなっている。

国の機関として警察庁が置かれ、警察庁長官は都道府県警察を指揮監督し、指定都市を包括する道府県警察には、市警察部が置かれ、指定都市との連絡・調整を主な役割としている。

通信手段や交通機関の発達等を背景に犯罪が広域化したことから、多くの犯罪捜査では、複数の都道府県にまたがって活動する必要があるが生じている。このため、都道府県警察の単位を越えて広域的に捜査を行う広域捜査隊の編成のほか、複数の都道府県警察による合同捜査や共同捜査が積極的に推進されている。

また、警察庁の地方機関である管区警察局は、組織犯罪対策、来日外国人犯罪対策や広域的な対処を必要とする重要事件の合同捜査、共同捜査等に関して、府県警察に対する指導・調整を行っている。また、悪天候時の高速道路の交通規制、飲酒検問や大規模な集団暴走等の一斉取締りの調整等、府県をまたがる交通管理・交通対策の同一性を確保している。

さらに、警察庁では、複数の管区警察局の管轄区域で発生している社会的反響の大きい凶悪または特異な事件で複数の地域にまたがり組織的に捜査を行う必要がある事件を警察庁指定事件として指定し、都道府県警察と捜査会議を開催し、捜査方針を協議するほか、関係情報を収集・分析するなど、事件の解決に向けて捜査活動を支援している。（参考：警察白書）

(イ) 特別自治市における警察のあり方

第30次地方制度調査会の答申では、特別自治市の警察事務について、「特別市（仮称）は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市（仮称）の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある」と指摘されている。

指定都市では、地域防犯対策や交通安全対策について、すでに区、市民、警察署が連携して実施しており、警察事務との連携が必要な道路管理や一部の道路標識の設置などの交通関連事務についても、道路管理者として取り組んでい

る。また、最近の消費者被害は、振り込め詐欺など、広域犯罪に絡んでいるものも増えており、大都市が実施している消費者相談との連携も重要である。

地域防犯対策、交通関連事務（信号機及び道路標識・標示の設置や交通指導取締り等）、消費者被害対策などは、特別自治市がより主体的に担うことにより効率的・総合的な対応が可能となり、行政サービスが向上する効果が高いと考えられる。

しかし、具体的な制度設計にあたっては、1954年に現在の都道府県警察に移行した経過や、地方自治法施行令により公安委員会が行政委員会の共同設置の例外になっていることを踏まえた検討も必要である。市域内にかかる地方事務のすべてを担う特別自治市においては、警察事務についても県から特別自治市への移譲を原則としつつも、例えば、現在の県警察組織の中の市警察部の役割を確立し、市警察部警察職員の人件費等の経費負担等を特別自治市が担う等、現在の県警察の分割を前提としない制度設計とすれば、広域犯罪対応における懸念は解消できると考えられる。

ウ 全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる近隣自治体への影響

（ア）現在の状況

第30次地方制度調査会の答申は、「特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念もある」と指摘している。

横浜市内で実施している神奈川県全ての業務・施設を現状のままで横浜市が引き継ぐことを前提とした、神奈川県から移管される歳入歳出についての試算では、県の財政収支は現状より悪化することはなく、県及び県内市町村の財政に影響は少ないという結果となっている。（横浜市大都市自治研究会「第1次提言」（2012年3月））

また、都道府県別に市町村の財政力指数（※）を平均すると、神奈川県は全国3位であり、神奈川県内で財政力指数が横浜市以上の市町村は、横浜市を除いた県内32市町村中10市町村ある（2014年度）。

県税額の市町村別構成比と人口構成比の割合や、県内市町村の財政力指数からは、神奈川県内には税源の地域的な偏在性はなく、横浜市だけが財政的に突出していないため、少なくとも横浜市と神奈川県内の市町村の間では、横浜市が特別自治市になることにより、県内の横浜市以外の地域の利益が損なわれる状態とは言えない。

※財政力指数…地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

(イ) 特別自治市における近隣自治体との財政的關係

横浜市が特別自治市となり、市域内の地方税のすべてを賦課徴収しても、ただちに県及び県内市町村の利益が損なわれる状態とは言えないが、今後、県内市町村に対する神奈川県行政サービスの提供に影響を及ぼさない詳細な制度設計が必要である。なお、神奈川県において、財源不足が生じる場合には、必要な財政需要に応じ、一義的には地方交付税により措置されることとなるが、県内市町村に対する神奈川県行政サービス提供への影響については、特別自治市の具体的な事務権限等を整理し、県有施設の対応等も含め、歳入歳出のシミュレーションなど、さらなる分析を行った上で、神奈川県と協議していくことが望ましい。特別自治市において著しく歳入が超過する状況が恒常的に見込まれる場合には、横浜市のみならず県内において、効率的かつ持続可能な行政サービスが提供できるよう、横浜市と神奈川県の間で交付金などによる調整を行うことで、近隣自治体への影響を回避することは可能と考えられる。

その他、特別自治市においては、広域的な視点として、県が立案・執行してきた県域全体における計画・事業等において、特別自治市域が対象外となることによる支障が生じないように、特別自治市と県の情報共有や協議などによる連携の仕組みが求められる。

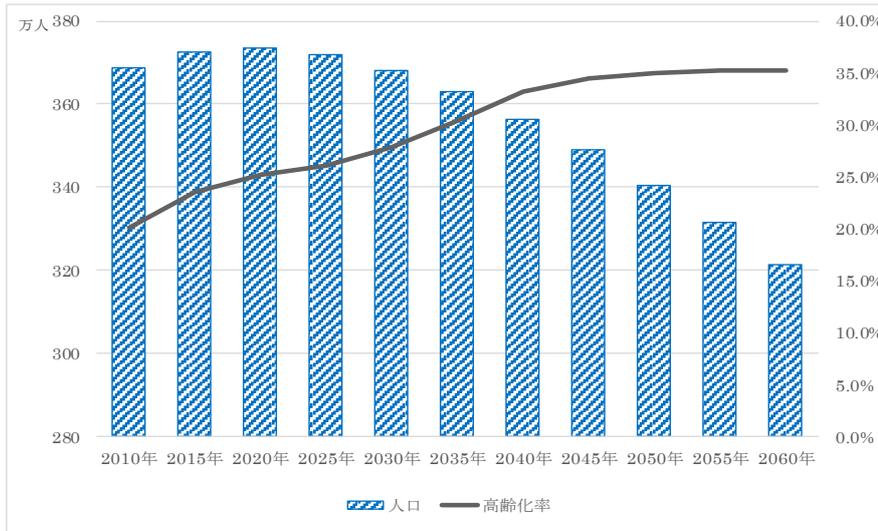
2 当面の取組について

特別自治市制度については、前述した3つの課題のほかにも、(1)特別自治市の事務権限（特に公共施設管理等の任意事務のあり方）、区局の役割分担、(2)県・近隣自治体との広域連携のあり方、(3)特別自治市の制度化に向けて地方自治法等に盛り込むべき内容、(4)特別自治市への移行手続等についても、分析・検討し、具体的な制度設計を進め、法制化に結び付けることが求められる。

また、法制化までの間は、2016年4月から新たに制度化された「指定都市都道府県調整会議」なども活用し、現行制度下においても引き続き、市民生活の向上につながる事務を優先して権限移譲を実現させるとともに、都市内分権についても、総合区制度も含め区のあり方や住民自治の強化について、引き続き検討を進め、可能な取組は先行して実施していくべきである。

資料集

【参考1】横浜市の将来人口推計



	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
合計	3,688,773	3,725,138	3,735,021	3,717,810	3,681,020	3,628,953	3,563,830	3,488,481	3,405,157	3,313,527	3,214,427
0～14歳	489,820	470,894	443,112	413,658	391,343	384,789	382,673	374,622	359,321	340,108	322,855
15～64歳	2,456,134	2,377,409	2,350,737	2,332,598	2,265,072	2,141,930	1,999,837	1,912,636	1,855,811	1,806,928	1,758,027
65歳以上	741,019	876,835	941,172	971,554	1,024,805	1,102,234	1,181,320	1,201,223	1,190,025	1,166,491	1,133,545
うち75歳以上	327,474	410,308	496,681	585,956	612,221	613,415	643,538	704,625	772,181	785,337	766,620
割合											
0～14歳	13.3%	12.6%	11.9%	11.1%	10.6%	10.6%	10.7%	10.7%	10.6%	10.3%	10.0%
15～64歳	66.8%	63.8%	62.9%	62.7%	61.5%	59.0%	56.1%	54.8%	54.5%	54.5%	54.7%
65歳以上	20.1%	23.5%	25.2%	26.1%	27.8%	30.4%	33.1%	34.4%	34.9%	35.2%	35.3%
うち75歳以上	8.9%	11.0%	13.3%	15.8%	16.6%	16.9%	18.1%	20.2%	22.7%	23.7%	23.8%

*2040年以降は参考値

出典：横浜市将来人口推計（2010年国勢調査に基づく）をもとに作成

【参考2】横浜市の行政区別将来人口推計

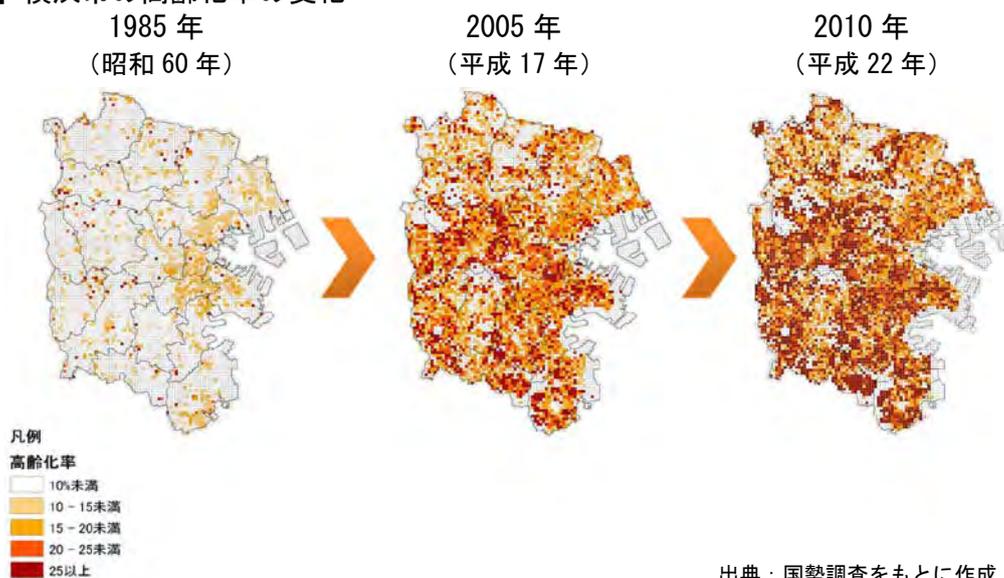
	増減※	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
鶴見区	↗	272,178	280,130	285,906	290,002	293,286	295,207
神奈川区	↗	233,429	240,450	246,065	250,571	255,063	258,939
西区	↗	94,867	100,057	104,329	108,176	112,451	117,091
中区	↗	146,033	149,139	150,713	150,923	151,202	150,789
南区	↗	196,153	194,990	191,790	186,819	180,664	174,252
港南区	↗	221,411	218,782	214,065	206,716	197,209	186,462
保土ヶ谷区	↗	206,634	204,869	201,353	195,811	188,718	181,231
旭区	↗	251,086	244,304	235,160	223,991	210,551	196,486
磯子区	↗	163,237	160,635	156,552	150,743	144,296	137,267
金沢区	↗	209,274	205,397	200,051	192,777	184,315	174,773
港北区	↗	329,471	341,833	352,538	361,791	370,003	376,948
緑区	↗	177,631	181,009	183,733	185,189	185,515	184,866
青葉区	↗	304,297	308,861	311,409	311,688	310,038	306,334
都筑区	↗	201,271	213,494	225,830	239,063	252,598	265,851
戸塚区	↗	274,324	277,684	278,826	277,573	273,773	268,959
栄区	↗	124,866	123,442	121,170	117,697	112,784	106,151
泉区	↗	155,698	154,674	152,751	149,146	144,267	138,353
瀬谷区	↗	126,913	125,388	122,780	119,134	114,287	108,994

※増減は2010年と2035年の比較に基づく



出典：横浜市将来人口推計（2010年国勢調査に基づく）をもとに作成

【参考3】横浜市の高齢化率の変化



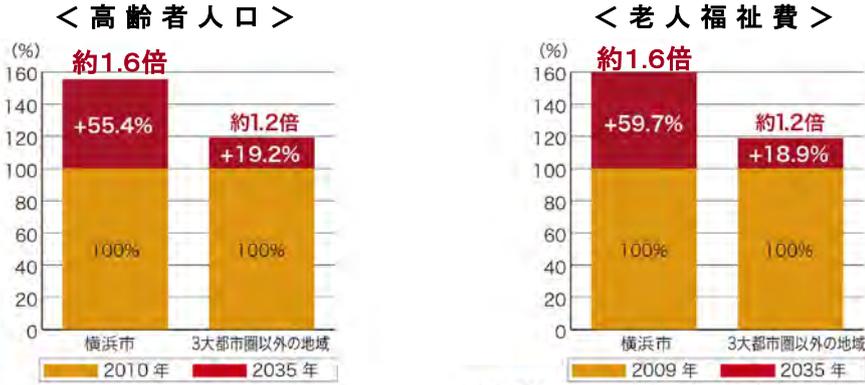
【参考4】行政区別高齢化率の推計

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
鶴見区	18.1%	21.5%	23.2%	24.0%	25.3%	27.2%	30.2%	31.4%	32.0%	32.7%	33.2%
神奈川区	19.0%	21.7%	22.7%	23.0%	24.0%	26.0%	28.8%	30.7%	32.0%	33.3%	34.1%
西区	18.7%	20.7%	21.0%	21.0%	21.8%	23.8%	27.3%	30.4%	33.5%	36.0%	37.8%
中区	21.2%	24.9%	26.2%	26.9%	28.8%	31.4%	34.1%	36.0%	37.0%	38.0%	39.0%
南区	22.8%	27.0%	29.1%	30.1%	31.8%	34.6%	37.3%	38.7%	39.5%	39.9%	39.8%
港南区	22.2%	26.7%	29.3%	30.9%	33.2%	36.3%	39.4%	40.6%	40.8%	40.5%	39.8%
保土ヶ谷区	22.2%	25.8%	27.6%	28.8%	30.9%	33.9%	36.6%	37.9%	38.4%	38.4%	38.4%
旭区	24.3%	28.6%	30.9%	32.4%	34.5%	37.8%	40.9%	41.8%	41.2%	40.3%	39.0%
磯子区	23.0%	27.5%	29.9%	31.1%	33.0%	35.7%	38.6%	39.5%	39.5%	38.9%	38.3%
金沢区	21.9%	26.7%	29.7%	31.4%	33.7%	36.6%	39.0%	39.4%	39.4%	38.8%	37.8%
港北区	16.7%	19.2%	20.3%	21.1%	22.7%	25.2%	28.4%	30.7%	32.3%	33.4%	34.2%
緑区	19.5%	22.3%	23.7%	24.5%	25.9%	28.1%	30.5%	31.7%	32.1%	32.4%	32.5%
青葉区	15.9%	19.1%	21.1%	23.3%	26.9%	31.1%	33.9%	35.2%	35.3%	34.9%	34.5%
都筑区	13.5%	15.5%	16.4%	17.5%	19.9%	22.8%	25.5%	26.8%	27.6%	28.3%	29.8%
戸塚区	20.1%	23.8%	25.7%	26.4%	27.6%	30.1%	32.8%	33.8%	33.8%	33.7%	33.1%
栄区	24.3%	28.8%	30.7%	31.5%	32.6%	34.6%	37.3%	38.3%	38.3%	38.1%	36.8%
泉区	22.6%	26.3%	28.3%	29.3%	30.8%	33.4%	36.1%	36.8%	36.6%	36.4%	35.9%
瀬谷区	22.8%	26.4%	28.1%	28.9%	30.4%	33.2%	36.2%	37.0%	36.6%	35.8%	34.9%

*2040年以降は参考値

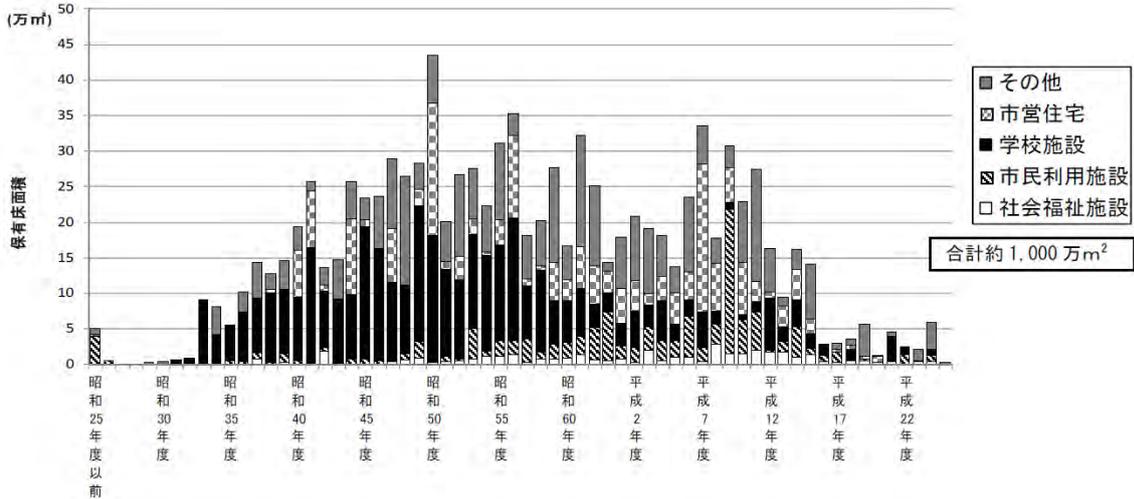
出典：横浜市将来人口推計（2010年国勢調査に基づく）をもとに作成

【参考5】横浜市と三大都市圏以外の地域における高齢者人口・老人福祉費の比較



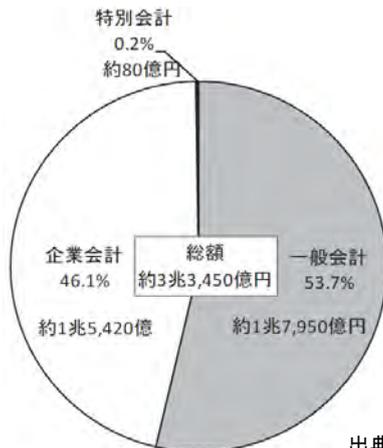
出典：第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料をもとに作成
 ※「三大都市圏」とは、東京圏、名古屋圏及び大阪圏を指す

【参考6】公共建築物の築年度別整備状況



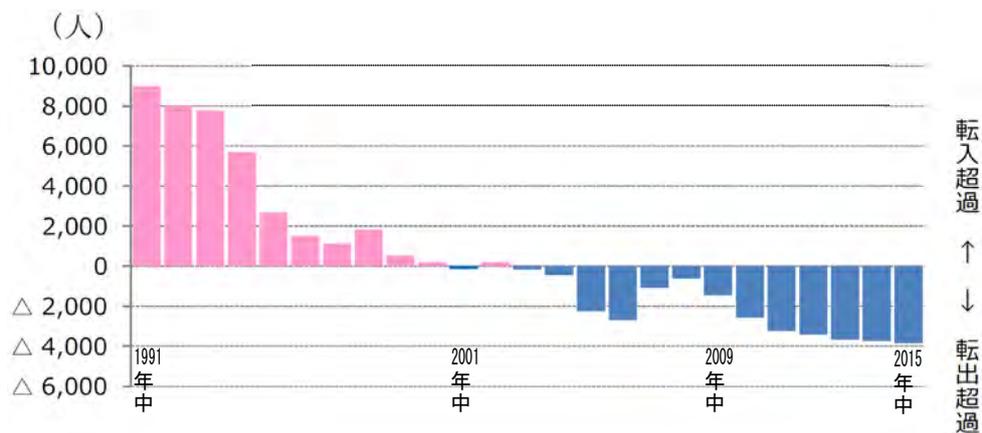
出典：横浜市公共施設管理基本方針（2015年3月）

【参考7】公共施設の保全費の将来推計（2012年度～2031年度に必要となる総額の3会計内訳）



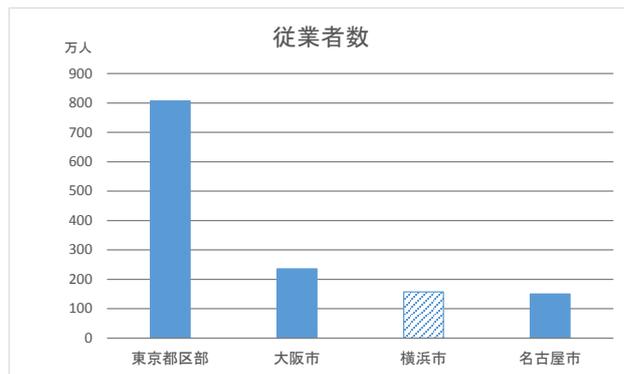
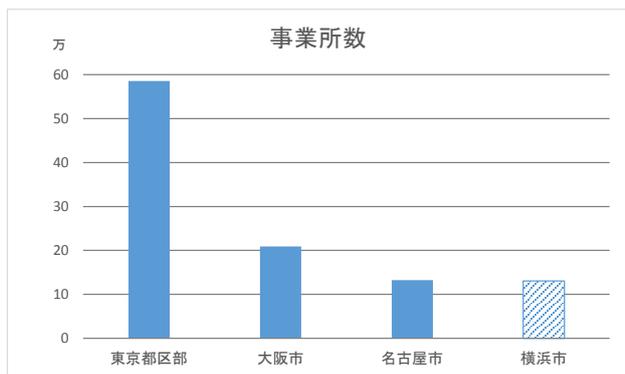
出典：横浜市公共建築物マネジメント白書（2013年3月）

【参考8】 横浜市の東京都区部との転入・転出超過数（1991年～2015年）

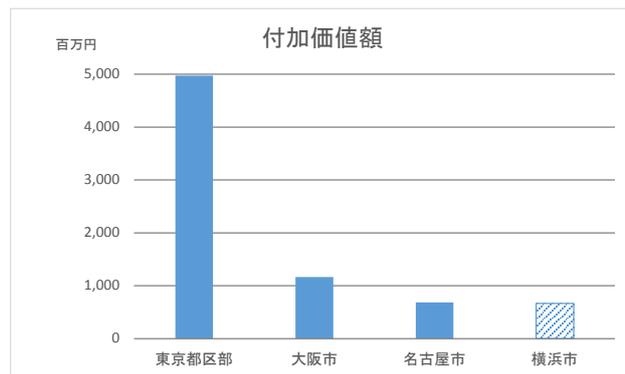


出典：横浜市「横浜市の人口—平成27年中の人口動態—」

【参考9】 事業所数、従業者数、付加価値額の東京都区部、大阪市、名古屋市との比較

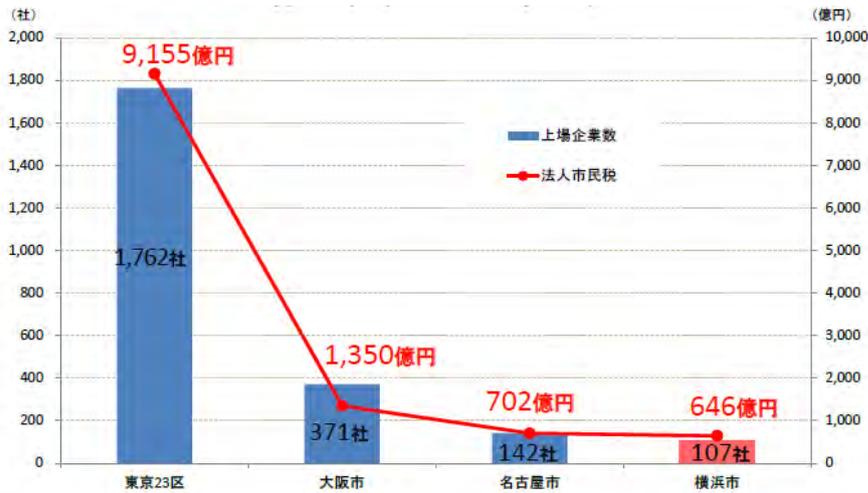


出典：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査結果」をもとに作成



出典：総務省「平成24年経済センサス-活動調査結果」をもとに作成

【参考 10】 上場企業数と法人市民税



出典：上場企業数は「四季報」(2015年12月現在)、法人市民税は2014年度決算ベース、東京23区は法人都民税額(東京23区の法人市町村民税相当額と東京都の法人道府県民税相当額の合計額)

【参考 11】 地方自治法の一部を改正する法律の概要 (抜粋)

地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申(平成25年6月25日)を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

1. 指定都市制度の見直し

○ 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする(第252条の20第2項関係)
- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする(第252条の20の2関係)

○ 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする(第252条の21の2関係)
- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする(第252条の21の3関係)

出典：総務省作成資料

【参考 12】 横浜市区役所事務分掌条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和 34 年 3 月横浜市条例第 1 号）第 3 条に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）の役割を明らかにするとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 20 第 2 項の規定に基づく区役所の事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。

(区役所の役割)

第 2 条 区役所は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 住民に身近な行政サービスを提供すること。
- (2) 区の地域における協働を総合的に支援すること。
- (3) 区の地域における課題及び要望を把握し、並びに市政に関する情報を提供すること。
- (4) 区の地域の特性に応じた行政運営を推進すること。
- (5) 区の区域内において横浜市が行う事務事業について必要な総合調整を行い、区における総合行政の推進を図ること。

(区役所の事務分掌)

第 3 条 区役所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 区の行政運営に係る企画及び総合調整に関する事項
- (2) 区における地域の振興に関する事項
- (3) 区における戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (4) 区における社会福祉、保健及び衛生に関する事項
- (5) 区における住民の安全に資するまちづくりに関する事項
- (6) その他区における住民に身近な行政サービスに関する事項

2 区役所の組織の事務分掌については、規則で定める。

(区長の意見陳述等)

第 4 条 区長は、当該区の地域における課題を解決し、又は要望に対応するため必要があると認めるときは、関係する局長（横浜市事務分掌条例（昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号）第 1 条に掲げる統括本部及び局、消防局、水道局、交通局並びに医療局病院経営本部の長並びに教育長をいう。）と協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議に関し、必要と認めるものについて、区長が当該予算、制度等に関する意見を述べる機会を設けるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

【参考 13】第 4 次地方分権一括法の概要

平成 26 年 6 月
内閣府地方分権改革推進室
平成 26 年 5 月 28 日 成立
平成 26 年 6 月 4 日 公布

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（第 4 次一括法）の概要**

1. 第 4 次一括法について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第 30 次地方制度調査会答申（平成 25 年 6 月 25 日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。
(63 法律を一括改正)

(参考)
・第 1 次一括法（平成 23 年 4 月 成立） — 地方に対する規制緩和
・第 2 次一括法（平成 23 年 8 月 成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
・第 3 次一括法（平成 25 年 6 月 成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等 (10 条等)
- ・商工会議所の定款変更の認可 (38 条)
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等 (44 条)

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定 (5 条等)
- ・病院の開設許可 (17 条)
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定 (45 条)

3. 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

出典：内閣府作成資料

【参考 14】第 5 次地方分権一括法の概要

平成 27 年 6 月
内閣府地方分権改革推進室
平成 27 年 6 月 19 日 成立
平成 27 年 6 月 26 日 公布

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（第 5 次地方分権一括法）の概要**

第 5 次地方分権一括法

平成 26 年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの。
[19 法律を一括改正]

(参考)
・第 1 次地方分権一括法（H23. 4 成立） — 義務付け・枠付けの見直し
・第 2 次地方分権一括法（H23. 8 成立） — 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
・第 3 次地方分権一括法（H25. 6 成立） — 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
・第 4 次地方分権一括法（H26. 5 成立） — 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

地方分権改革に関する提案募集方式

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成 26 年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとしている。

主な改正内容

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等

A 国から地方公共団体

- ・農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等
- ・医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可

B 都道府県から指定都市等

- ・指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可
- ・火薬類の製造許可等

II 義務付け・枠付けの見直し等

- ・建築審査会委員の任期の条例委任
- ・農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止
- ・保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

施行期日

① 直ちに施行できるもの → 公布の日
② 地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの → 平成 28 年 4 月 1 日 等

出典：内閣府作成資料

【参考 15】第 6 次地方分権一括法の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 6 次地方分権一括法）の概要

平成 28 年 5 月
内閣府地方分権改革推進室
平成 28 年 5 月 13 日成立
平成 28 年 5 月 20 日公布

<p>第 6 次地方分権一括法案</p> <p>「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）に沿って、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行う。</p>	<p>提案募集方式を活用した地方分権改革</p> <p>これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成 26 年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進</p>
<p>【15 法律を一括改正】</p>	
<p>改正内容</p> <p>I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(11 法律)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="236 539 813 790"> <p>A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督 ・法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認 <p>C 地方公共団体等への権限の付与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾・漁港管理者による災害時の放置車両の移動等を可能に ・義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大 ・公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に </div> <div data-bbox="813 539 1377 790"> <p>B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等 ・高齢者居住安定確保計画の策定 <p>D 新たな雇用対策の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方版ハローワーク(HW)の創設 ・地方公共団体が国の HW を活用する仕組みの創設 <p>国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、全国的かつ安定的な仕組みとして構築</p> </div> </div> <p>II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し(4 法律)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加 ・都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止 ・国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し ・都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止 	
<p>施行期日 ① 直ちに施行できるもの → 公布の日 ② 地方公共団体への事務・権限の移譲を行うもの → 平成 29 年 4 月 1 日 ③ ①、② に依り難い場合 → ①、② 以外の個別に定める日</p>	

出典：内閣府作成資料

【参考 16】横浜市における区の機能強化等の主な変遷

1969 年	<p>一度で用の足りる区役所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長室の設置 ・市民課の再編・強化 ・総合庁舎の計画的建設
1977 年	<p>総合機関としての区役所の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区要望反映システムの導入 ・福祉事務所と建築事務所の編入 ・区政部・福祉部の 2 部制に
1994 年	<p>地域総合行政機関としての区役所の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個性ある区づくり推進費」創設 ・「区づくり推進横浜市会議員会議」設置 ・保健所（部相当）の編入
2002 年	<p>福祉・保健の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健センターの設置
2004 年	<p>新時代の区の機能強化 I</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営機能の強化（区長公募、副区長の設置、組織の自律編成） ・地域行政機能の拡大（市立保育所の移管、まちの計画・支援・相談窓口の設置、道路局「土木事務所」・緑政局「公園緑地事務所」を区役所兼務化）
2005 年	<p>新時代の区の機能強化 II</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区予算制度の改革 ・道路・下水道・河川・身近な公園などの維持管理機能の移管（土木事務所の編入） ・戸籍課証明発行窓口 ・税証明のワンストップ化の全区展開 ・行政サービスコーナーの機能拡充
2009 年	<p>地域の多彩な活動を支える区役所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援機能強化に向けた地域力推進担当の設置
2010 年	<p>地域協働の総合支援拠点としての区役所の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所待機児童の解消に向けた対応 ・地域支援機能強化に向けた地域力推進担当の全区設置
2011 年	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所の意向をより市政に反映させるため、区長会議など区役所会議の機能を強化 ・地域運営補助金の創設
2013 年	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当制の全区導入 ・地域ニーズ調査（区から局への提案）の公表
2016 年	<p>「横浜市区役所事務分掌条例」及び「区における総合行政の推進に関する規則」の施行</p>

【参考 17】『「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）』の概要

「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）（概要）

1 趣旨

横浜市は、人口減少や少子高齢化が進行する中、市民サービスの向上と日本経済の活性化を実現するため、市と県の二重行政を完全に解消する「特別自治市」の実現を目指している。

横浜市では、『横浜特別自治市大綱』（平成 25 年 3 月策定）で、特別区の設置を目指さないことを明示している。『横浜特別自治市大綱』の考え方を基本に、横浜市会における議論なども踏まえ、『「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）』を取りまとめた。

2 横浜市の特性とこれまでの取組

(1) 都市の一体性と市民のロイヤリティの高さ

○昭和 14 年に現在の市域が確定 → 75 年以上の間、現在の市域を前提とした行政運営を実施

○横浜に愛着・誇りを感じる市民が 8 割。自治会町内会の加入率は市全体で約 76%

(2) 先駆的な区役所機能強化の取組

○全国の指定都市に先駆け、区民に最も身近な区役所の機能強化に取り組み、行政サービス向上に資する取組を継続して推進(ex.区独自予算の創設、土木事務所の編入、市長から区長への積極的な事務委任 等)

(3) 活発な地域活動と支援体制の整備

○自治会町内会をはじめとする地域課題解決に向けた自主的・継続的な取組が、重要な基盤

○地域で活動する様々な団体が連携する場「協働による地域づくり」の充実に向け、全区で「地区担当」や「地域支援チーム」などの「地域と向き合う体制」を整備

(4) 様々な住民参画の取組

○市レベル、区レベルで住民参画の取組や市民との協働の取組を先駆的に推進

(ex.区民提案、地区懇談会、区民意識調査、地域協議会、事業評価委員会、地域福祉保健計画の策定・推進 等)

3 「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）

(1) 区の基本的な役割・区の事務権限の方向性

ア 行政区の強みである区局連携を最大限生かした、効率的・効果的な行政運営を行う。

イ 「市民に最も身近な総合行政機関」として、また「地域協働の総合支援拠点」として、区の役割を拡充する。

○県と市のすべての事務を処理するため、局から区へ事務権限を移譲し、事務権限に応じて予算を拡充

○自助・共助など地域の自立的な取組を支え、協働を推進する区の体制を整備

ウ 県等から移譲された事務権限や税財源を最大限に生かし、区の特性を生かした、効果的な部門・組織編成をする。

(2) 区長の権限・位置付けの方向性

ア 区の役割の拡充と住民自治の強化に伴い、区長の権限の強化を検討する。

○区における総合行政を推進するため、区長の総合調整権限や、区局連携に関する機能の強化が必要

イ 特別自治市創設時には、区長は、市長が議会の同意を得て選任する特別職とするなど、区長の役割・権限の強化等に伴う区長の位置付けの変更を検討する。

○区長権限の強化が想定されることから、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み等を構築

(3) 住民自治強化の方向性

○大都市横浜の一体性や区局連携による効果的かつきめ細かな大都市行政を特別自治市でも生かすため、特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、法人格を持たない区（行政区）とする。

○これまでの横浜市における様々な取組（市民の自主的な地域活動、様々な広聴手段、区役所の機能強化等）を生かしながら、住民自治を制度的に強化する。

仕組① 地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充

仕組② 区政における住民の参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）を設置

仕組③ 区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築※

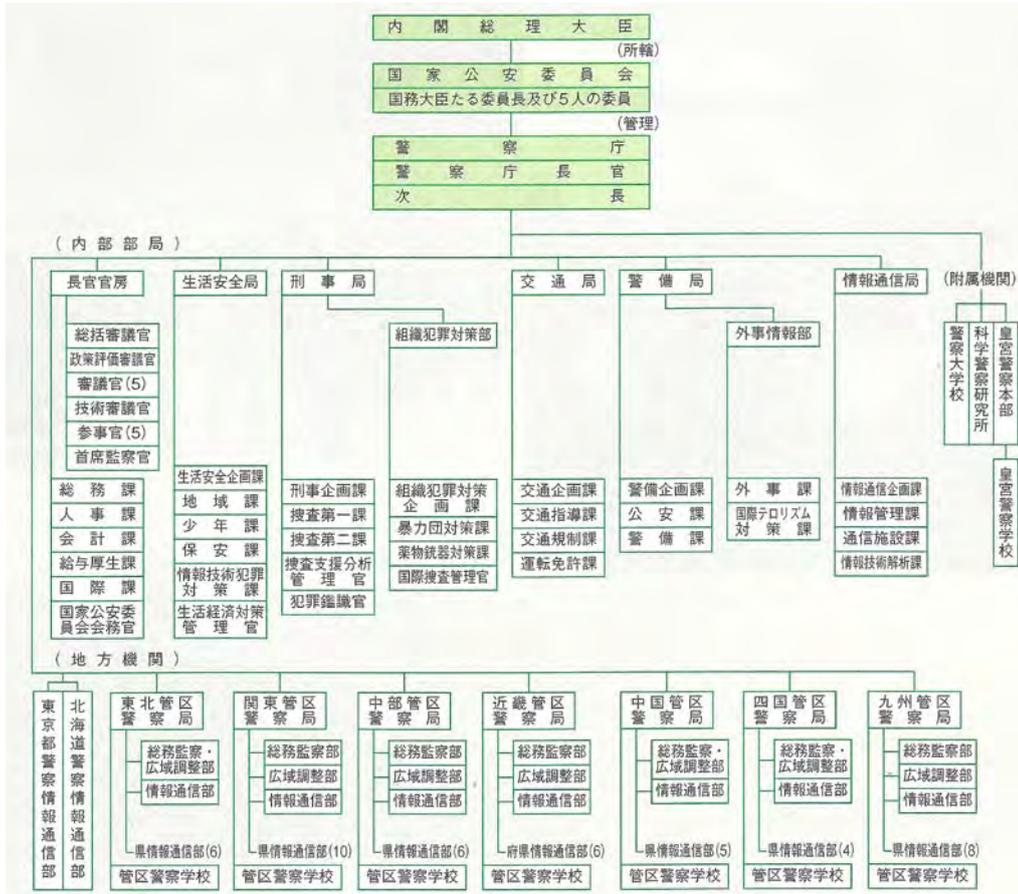
※横浜市会大都市行財政制度特別委員会において議論された項目を記載。

(4) 特別自治市制度における区のあり方の取組方針

特別自治市制度の区においては、「区役所の機能強化・役割拡充、区長の権限強化」、「地域協働の取組や区政への住民参画」、「市会議員による区政の民主的チェック」という3つの取組を「三位一体」で行う必要がある。

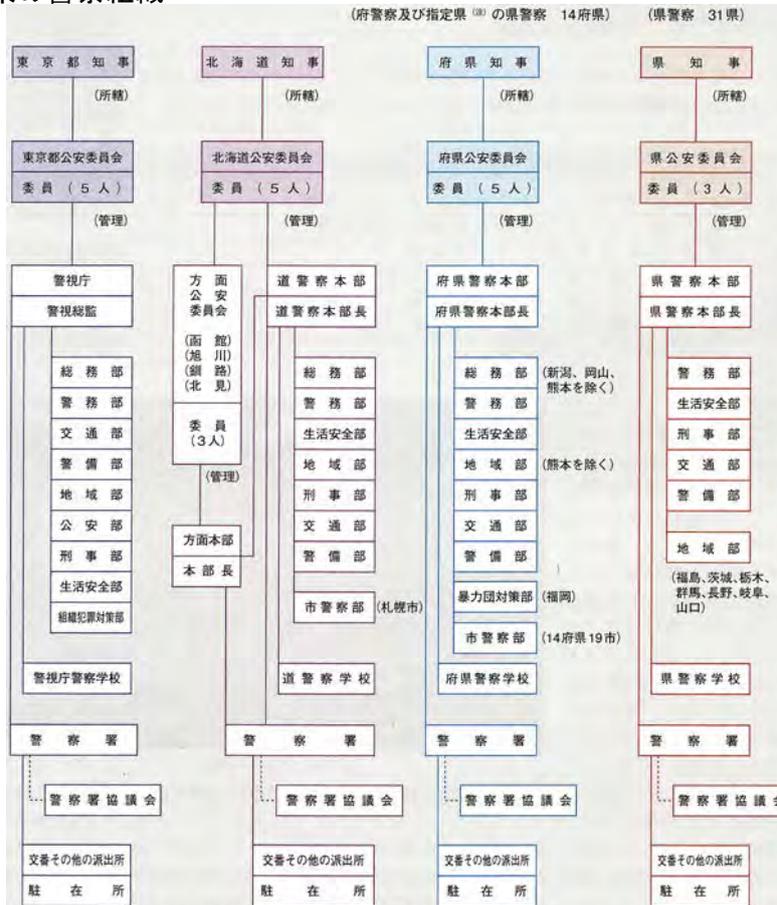
出典：横浜市『「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）（概要）』

【参考 18】 国の警察組織



出典：警察白書（2015年）

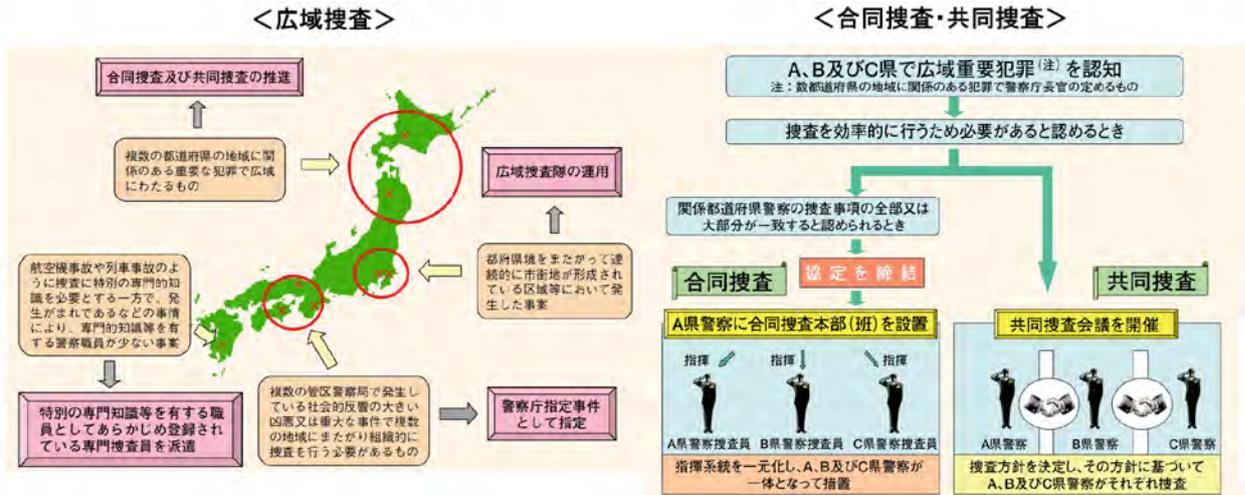
【参考 19】 都道府県の警察組織



注：地方自治法第252条の19第1項の規定により指定する市を包括する県
平成27年4月1日現在の指定県は、宮城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、兵庫、岡山、広島、福岡及び熊本である。

出典：警察白書（2015年）

【参考 20】広域犯罪への対応



出典：警察白書（2008年）をもとに作成

【参考 21】全国市町村の都道府県別財政力指数（2014年度）

都道府県名	財政力指数	都道府県名	財政力指数	都道府県名	財政力指数
1 東京都	0.93	17 滋賀県	0.53	33 大分県	0.34
2 愛知県	0.92	18 岐阜県	0.51	34 山形県	0.32
3 神奈川県	0.92	19 岡山県	0.48	35 岩手県	0.32
4 千葉県	0.76	20 福島県	0.47	36 青森県	0.32
5 埼玉県	0.76	21 長野県	0.45	37 佐賀県	0.31
6 大阪府	0.74	22 石川県	0.45	38 和歌山県	0.31
7 静岡県	0.69	23 香川県	0.44	39 鹿児島県	0.31
8 茨城県	0.62	24 富山県	0.44	40 宮崎県	0.30
9 兵庫県	0.60	25 新潟県	0.41	41 長崎県	0.30
10 福岡県	0.60	26 山口県	0.41	42 徳島県	0.30
11 栃木県	0.59	27 奈良県	0.40	43 沖縄県	0.30
12 群馬県	0.57	28 北海道	0.40	44 秋田県	0.28
13 広島県	0.57	29 愛媛県	0.40	45 鳥取県	0.24
14 三重県	0.56	30 山梨県	0.37	46 高知県	0.23
15 宮城県	0.56	31 福井県	0.37	47 島根県	0.23
16 京都府	0.55	32 熊本県	0.37	全国都道府県平均	0.47

出典：総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」をもとに作成

【参考 22】神奈川県内市町村財政力指数（2014 年度）

	市町村名	財政力指数		市町村名	財政力指数		市町村名	財政力指数
1	箱根町	1.44	12	平塚市	0.96	23	座間市	0.87
2	厚木市	1.08	13	小田原市	0.95	24	大磯町	0.87
3	藤沢市	1.03	14	大和市	0.95	25	逗子市	0.86
4	鎌倉市	1.01	15	伊勢原市	0.95	26	大井町	0.86
5	清川村	1.01	16	相模原市	0.94	27	横須賀市	0.80
6	川崎市	1.00	17	南足柄市	0.94	28	二宮町	0.76
7	寒川町	1.00	18	茅ヶ崎市	0.93	29	湯河原町	0.72
8	海老名市	0.99	19	綾瀬市	0.92	30	三浦市	0.66
9	中井町	0.99	20	秦野市	0.90	31	山北町	0.66
10	愛川町	0.99	21	葉山町	0.90	32	松田町	0.64
11	横浜市	0.96	22	開成町	0.88	33	真鶴町	0.51

出典：総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」をもとに作成

【参考 23】移譲が実現していない事務権限例

私立幼稚園の設置認可、医療計画の策定、都市計画事業の認可、一級河川（指定区間）・二級河川の管理、急傾斜地崩壊危険区域の指定、災害時の応急救助の実施、自衛隊の災害派遣の要請 等